



サモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応 (1873-1936年) —— 海外地域との関係や人々の多様 性に着目して ——

矢野, 涼子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2022-03-25

(Date of Publication)

2023-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8227号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1008227>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

サモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応(1873-1936 年)
——海外地域との関係や人々の多様性に着目して——

令和 4 年 1 月

神戸大学大学院国際文化学研究科

矢野 涼子

目次

序論.....	- 2 -
第1部 「1870年代サモア政府」の設置	- 14 -
第1章 「近代的な政府」設置の動き——先行研究	- 14 -
第2章 「近代的な政府」の設置の経緯.....	- 20 -
第3章 「1873年憲法」の制定と「1875年憲法への改定」	- 26 -
第4章 「1870年代サモア政府」の分裂.....	- 42 -
小結	- 49 -
第2部 ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応	- 51 -
第1章 先行研究	- 51 -
第2章 対立する統治方針.....	- 55 -
第3章 現地住民の抵抗	- 61 -
第4章 第一次マウ運動	- 66 -
小結	- 71 -
第3部 ニュージーランド統治下のサモアにおける第二次マウ運動.....	- 73 -
第1章 ニュージーランドによる委任統治の開始と反統治運動——先行研究	- 73 -
第2章 委任統治領サモアから国際連盟への訴え	- 78 -
第3章 ネルソンによる嘆願と訴え	- 82 -
第4章 マウ運動の広がり	- 94 -
第5章 サモアの首長たちによる第二次マウ運動	- 102 -
小結	- 115 -
結論.....	- 119 -
史料・引用文献目録	- 129 -

序論

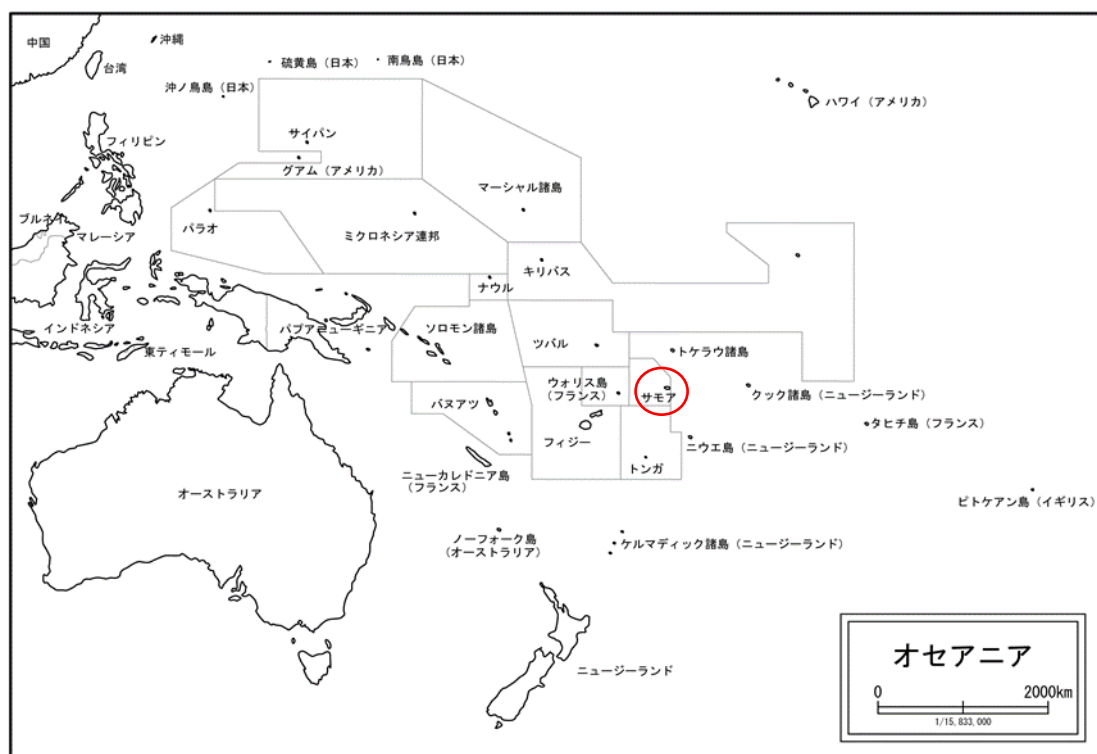
2019 年 9 月 30 日、神戸市御崎公園球戯場^{みさき}でサモア国歌「自由の旗（*O Le Fu'a o Le Sa'olotoga o Samoa*）」の歌が鳴り響いた。ラグビーワールドカップ 2019 のサモア対スコットランドの試合が行われたためである。現在のサモア国歌は、1962 年にサモア独立国がニュージーランドから独立した際に制定されたものである。サモア国歌「自由の旗」は、「サモアよ、立ち上がれ、今この昇りゆく旗のもと、見よ、そのはためきには星たちがちりばめられ」という歌詞で始まる。この歌詞に出てくる「星たち」とは、サモア国旗に描かれた南十字星を指し、サモアが太平洋諸島の南半球に位置する国家であることを象徴したものである。また、国歌のタイトルと冒頭の歌詞は、自らの国旗を掲揚することで他国の支配をうけないことを意味している。

もう 1 つ、サモアが他国の支配を受けないことを象徴する言葉がサモアには存在する。それは、ファアサモアという言葉で表され、「サモアのやり方」「サモア流」を意味するものである。サモアの人々は、このファアサモアを様々な制度の整備やその決定に至る過程において重要な原則とし、独立から今日まで大切にしてきた。

ここで、サモアの地理と小史を概観しておく。サモア諸島は、ハワイとニュージーランドの間、ニュージーランドから約 2,900km 地点に位置する。地域としてはポリネシアに属する。1830 年代にイギリスやアメリカのプロテスタント系ミッションが来島したことからサモア人は本格的に欧米人と交流をもつこととなった。1844 年に、イギリスのミッションであるロンドン伝道協会（London Missionary Society）の神学校が設立される。翌 1845 年には、カトリックのミッションもサモアで布教活動を行うようになった。1860 年代には、プランテーションの経営とコブラの貿易を目的として、ドイツの企業もサモアに進出してきた。1899 年、サモア諸島は、植民地化の過程で西経 171 度を境に東西に分割される。西半分はドイツ領、東半分はアメリカの支配下にある非併合領土¹となったのである。この頃までには混血も進んでおり、サモアには、サモアの現地住民のほか、欧米人、太平洋諸島民、

¹ アメリカ合衆国政府の管理下にはあるが、いずれの州にも属さない地域。アメリカ領サモアとして今日に至っている。面積は 199 km²で、2017 年の人口は、51,504 人である。CIA World Factbook: <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/> (2017 年 10 月 1 日)

華僑、混血の人々など様々な人々がいたといわれている²。第一次世界大戦でのドイツの敗戦により、1919 年、旧ドイツ領サモアは、ニュージーランド国際連盟委任統治領（以下、委任統治領）となった。1947 年よりニュージーランド国連信託統治領を経て、1962 年に独立し、現在はサモア独立国となっている³。面積は 2,831 km²で、2017 年の人口は 200,108 人である⁴。



〈地図①：オセアニア〉

サモアが、国歌やファアサモアの言葉に示されているように、他国から支配に強い反感を持つに至ったのには、欧米人との接触以来、欧米諸国の影響下もしくは支配下に置かれてきたという経緯に由来する。

欧米人との接触により、サモア諸島にも様々な「近代的」なものが持ち込まれた。1870 年代のサモア諸島で確立した政治制度も欧米人によって持ち込まれた「近代的」なものの 1

² 中村綾乃「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層——混合婚をめぐる議論を起点として」田嶋信雄／工藤章[編]『ドイツと東アジア 1890-1945』東京大学出版会、2017 年、257-259 頁、山本真鳥「ジェンダーの境界域——ポリネシア社会の男の女性」山本真鳥[編]『性と文化』法政大学出版局、2004 年、189 頁。

³ 1962 年西サモアとして独立後、1998 年に国名を西サモアからサモア独立国に改称。

⁴ CIA World Factbook.

つである。現在のサモア独立国政府ができる以前に、サモアには3つの「近代的」な政府が存在した。「1870年代サモア政府」（1873-1876年）、ドイツ植民地政府（1899-1919年）、ニュージーランド統治政府（1919-1961年）である。

帝国史における「周辺理論」

本論文の学術的な位置づけを示しておきたい。本研究は帝国史や植民地研究に位置づけられる。太平洋諸島植民地の研究の議論は、帝国史における「周辺理論」にまでさかのぼる必要がある。先行研究をあげつつ、「周辺理論」における太平洋諸島植民地研究の位置づけをみてみよう。

まず、ホブソン（Hobson, 1902）が、これまで専ら政治現象とみなされてきた帝国主義論の基礎に、資本主義の変質（寄生化・駆逐化）があることを指摘した⁵。この考えは、ロシアの革命家レーニン（Lenin）にも影響を与えた。彼が著した「資本主義の最高段階としての帝国主義⁶」（1916）では、少数の列強が多数の植民地・従属諸国を従え、世界市場での支配権をめぐり互いに激しく争う帝国主義が描かれた。シュムペーター（Schumpeter）は、その著作『帝国主義と社会階級』（1919）で近代社会に残存した封建的要素が帝国主義を生み出したと説明した⁷。帝国史において「周辺」の役割を強調したのは、ギャラハー（Gallaher）とロビンソン（Robinson）である。彼らは、論文「自由貿易帝国主義論」（1953）の中で、イギリスの貿易が「できる限り非公式な支配によって貿易をし、やむをえないときにだけ、支配して貿易する」ものであったことを明らかにすると同時に、植民地獲得の非経済的要因を指摘した⁸。ウォーラーステイン（Wallerstein, 1974）は、世界を工業諸国から成る「中心」と、発展途上国から成る「周辺」に分けた上で、「周辺」が「中核」に搾取されるとい

⁵ J・A・ホブソン『帝国主義論』上・下、矢内原忠雄[訳]岩波文庫、1951-1952年。（原著 Hobson, J. A. (1902) *Imperialism: a Study*, London; George Allen & Unwin Ltd.）

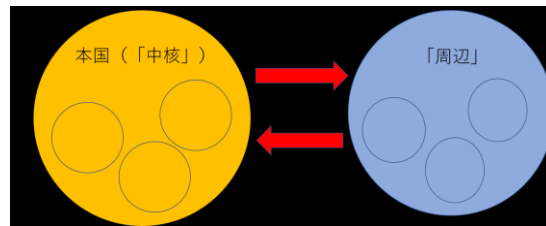
⁶ レーニン「資本主義の最高段階としての帝国主義」『レーニン全集』第22巻、大月書店、1923年。

⁷ J・A・シュムペーター『帝国主義と社会階級』都留重人[訳]岩波書店、1956年。（原著 Schumpeter, J. A. (1919) *Imperialism and Social Classes*.)

⁸ J・ギャラハー、R・ロビンソン「自由貿易帝国主義」G・ネーデル、P・カーティス[編]『帝国主義と植民地主義』川上肇[他][訳]『帝国主義と植民地主義』御茶ノ水書房、1993年。（原著 Gallaher, J. & Robinson, R. “The Imperialism of Free Trade,” Nadel, G. H & Curtis, L. P. (1953) *Imperialism and Colonialism*.)

う世界システム論を唱えた⁹。

これらの帝国主義研究において各植民地は「周辺」の1つでしかなかった。そのため、個々の植民地の特徴や実態を理解するためには、それぞれの植民地に焦点をあてる必要があるという指摘がなさ



〈図①：インドやアフリカなどの植民地研究〉

れるようになった。また、栗本と井野瀬（1999）は、植民地統治において単に「支配／被支配」の二項対立に収まらない、重層的な利害関係が存在したことを示した¹⁰。これにより、帝国史研究者の間では問題意識が共有されるようになり、インドやアフリカなどの植民地研究では、本国（「中核」）から「周辺」への働きかけと「周辺」から本国（「中核」）への反応という、本国（「中核」）と周辺の相互関係が重視されるようになった。また、本国（「中核」）の人々、「周辺」の人々、それぞれの多様性や重層的な利害関係も把握されてきた（図①）。

「太平洋から見る歴史学」の誕生

太平洋諸島植民地も帝国主義における「周辺理論」の「周辺」に位置づけられた。太平洋諸島植民地自体に注目した研究は、古くは1930年代に確認でき、その主流は、本国（「中核」）が太平洋諸島にいかに関与したか、つまり、欧米諸国の太平洋諸島に対する政策等に注目した成果といえる。ダラス（Dulles, 1938）は、アメリカと日本および中国の関係に注目し、アメリカの太平洋進出を描いた¹¹。ビーミス（Bemis, 1965）は、太平洋とアラスカの防衛のために、アメリカが太平洋諸島に進出する必要があったことを指摘し、その過程を描いた¹²。歴史学だけでなく、国際関係論や社会学の分野まで、広く注目されたのは、ケネディ（Kennedy, 1973）のイギリス、ドイツ、アメリカの三カ国の視点からサモア諸島に

⁹ I・ウォーラーステイン『近代世界システム』全4巻、川北稔[訳]、名古屋大学出版会、2013年。（原著：Wallerstein, I. M. *The Modern World-System.*）

¹⁰ 栗本英世／井野瀬久美恵『植民地経験』人文書院、1999年。

¹¹ Dulles, F. R. (1969) *America in the Pacific*, New York; Da capo Press.

¹² Bemis, S. F. (1965) *A Diplomatic History of the United States*, New York, Chicago, San Francisco, Toronto, London; Holt, Rinehart and Winston, inc. .

対する政策を描き出した研究である¹³。ケネディの研究は、それ以前の研究が太平洋諸島全般を扱っているのに対し、サモア諸島に焦点を当てて欧米諸国の動向を詳述したものである。これ以降も、欧米諸国の政策に注目した成果が多く出される。例えば、オーバーラック（Overlack, 1998）は、ドイツが太平洋諸島の植民地化を開始し始めた 1900 年から、第一次世界大戦勃発後にドイツに代わりニュージーランド軍がサモアを実質的な支配を開始する 1914 年¹⁴までの、ドイツによる対太平洋諸島政策を論じた¹⁵。スチュワート（Stuart, 2007）は、アメリカの太平洋進出に貢献をした軍人や総督に焦点をあて、彼らが太平洋諸島で行った活動や政策について説明した¹⁶。日本では、北上（2013）が、現代アメリカ太平洋政策史の分野で成果をあげている¹⁷。

欧米諸国の植民地政策等の観点から太平洋諸島の植民地化の歴史が書かれる一方で、1960 年代半ばから、太平洋諸島植民地研究の視点に問題提起を行ったのは、J. W. デーヴィッドソン（J. W. Davidson）と彼の同僚たちであった。いわゆる「キャンベラ学派」である。デーヴィッドソンの問題提起によれば、「太平洋諸島における植民地統治の歴史を理解するためには本国の中心地から〈太平洋〉諸島自体へと関心の的を移す必要」があるというのである¹⁸。つまり、本国によって示された太平洋諸島植民地に対する政策や方針を検討するのではなく、実際に太平洋諸島で欧米人によって何が行われたか、それは何のためにどのような手段で行われたのか、それに対して太平洋諸島民がいかなる反応を示したのかを史料から読み解く必要があるというものである。いわば、「太平洋から見る歴史学（island-oriented historiography）¹⁹」の誕生である。

¹³ Kennedy, P. M. (1973) *The Samoan Tangle: A Study in Anglo-German-American Relations 1878-1900*, Queensland: University of Queensland Press.

¹⁴ 正式にニュージーランドの統治に移行するのは、1919 年のことであるが、第一次世界大戦勃発直後から、サモアではニュージーランド軍による統治が始まっていた。

¹⁵ Overlack, P. (1998) "German War Plans in the Pacific 1900-1914", *the Historian*, vol.60(3), pp.579-594.

¹⁶ Stuart, P. C. (2007) *Planting the American Flag*, Jefferson, North Carolina, London: McFarland & Company.

¹⁷ 北上大祐「現代アメリカ太平洋政策史に関する研究状況」『西洋史学論集』第 50 号、2013 年、97-112 頁。

¹⁸ Davidson, J. W. (1966) "Problems of Pacific History," *The Journal of Pacific History*, Vol.1(1), pp.5-21.

¹⁹ この用語については、Maude, H. E. (1968) , *Of Islands and Men: Studies in Pacific History*, Melbourne; Oxford University Press, p.xix. を参照。この訳は、竹内真人「イギリス帝国主義と南西太平洋の武器・労働交易」『三田学会雑誌』101 巻 3 号、2008 年 139 頁によるものである。

また、文化人類学の分野でも、問題提起がなされた。それは、サーリンズ (1985) による、世界システムなどの理論は優れているが、こうした理論では、「周辺」の地域それぞれの異なる反応を理解できないというものである。これは、本国の視点から生み出された「構造」が「周辺」を一般化してしまう傾向にあるため、個々の周辺研究の必要性を提起したものである²⁰。

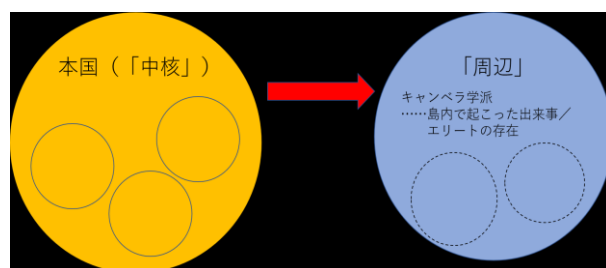
「太平洋から見る歴史学」やサーリンズの問題提起により、特に、労働交易²¹や太平洋諸島民のキリスト教への改宗の研究では、「よりよいもの」を求めて自ら活動した能動的な存在 (=主体) としての太平洋諸島民像が書かれるようになった。これらの成果の蓄積により太平洋諸島史という分野が確立していった。

太平洋諸島史研究に残された課題

しかし、1990 年代からキャンベラ学派の成果を含む太平洋諸島史は批判を受けることとなる。問題点として指摘されたのは、主に 3 点である。

1 点目は、太平洋諸島史家が太平洋諸島に注目するあまり、地域を超えた大きな連関を無視してしまう結果となり、太平洋諸島で起こった出来事と「帝国」との関係がよく分からなくなってしまうということである²²。特に、「周辺」から本国（「中核」）への働きかけは、あまり捉えられていない。

2 点目は、主体として書かれたのは、太平洋諸島のエリートたちのみであるということである。植民地期の太平洋諸島には、様々な人々が存在した。男性と女性、エリートと一般人、



〈図②：太平洋諸島史の現在〉

太平洋諸島史の分野では、「周辺」から本国（「中核」）の働きかけ、「周辺」のエリート以外を含む「周辺」の多様性が捉えられていない（点

²⁰ M・サーリンズ『歴史の島々』山本真鳥[訳]、法政大学出版局、1993年、2頁。（原著：Sahlins, M. D. (1985) *Islands of history*, Chicago: University of Chicago.）

²¹ 第1部第3章第2節、注91参照。

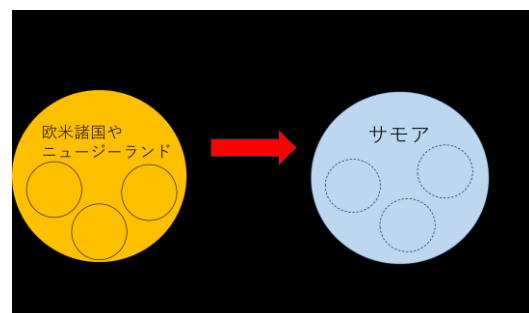
²² Macdonald, B., Now an Island is too Big: Limits and Limitations of Pacific Island History, in Monro, D. (ed.) (1996) *Reflections on Pacific Historiography*, special issue of *The Journal of Pacific Studies* 20, pp.23-44, Kerry, R. H. (1979), Pacific History in the 1980s: New Directions or Monograph Myopia?, *Pacific Studies* 3 (1), pp.81-90.

特権をもつ地域とそうではない地域の人々、ジェントルマンとサバルタン、表現の方法が異なる人々、異なる興味を持ち、違った理解をする人々などである。ラル（Lal, 2007）は、キャンベラ学派がこうした太平洋諸島民の差異に注目することなく、分離されるべきグループを動機や興味、振る舞いなどの点において均一に扱ってしまっていると批判した²³。

3 点目は、現代史が放置されていることである。これは、キャンベラ学派が、太平洋諸島民と欧米人の接触や植民地の形成といった 18 世紀から 19 世紀の出来事に注目する傾向にあったためである。こうした問題が指摘されたものの、太平洋諸島史家はこれらの問題の解決に至っていない、とラルは述べている²⁴。現代に繋がる研究が十分にならないため、この指摘は的を射ている²⁵。（図②）

サモアの「近代的」な政治

太平洋諸島史は、太平洋諸島を歴史学の分野において取り上げるという点で貢献してきた²⁶。しかしながら、3 つの問題が残っている。本研究は、こうした問題を解決することを重要な課題としている。そこで、筆者は、サモアの「近代的」な政府に焦点を当てることにした。



〈図③：本研究の課題〉

すでに述べたように、サモアでは、現在のサモア独立国政府ができる以前に、「1870 年

本研究は、図の点線部を描き出すことを目的としている。

²³ Lal, B. V. (2007) “Pacific History Matters”, *Journal de la Société des Océanistes*, 125, pp.193-200, この点は、栗本と井野瀬が『植民地経験』で示した、「支配／被支配」の二項対立に収まらない、重層的な利害関係の存在の問題意識に通じる指摘である。

²⁴ Lal, “Pacific history matters”, pp.193-200.

²⁵ 近年では、現代史に取り組む歴史学者も出てき、今日では少しずつ現代史の成果が発表されている。例えば、Bennett, J. A. (2021) “Fluid Frontiers and Uncertain Geographies: US Controls on Immigration from the Pacific, c. 1880–1950,” *The Journal of Pacific History*, Vol.56(3), pp.236-257, Leckie, J. (2020) “Missing or Misdiagnosed? General Paralysis of the Insane, Yaws, and Syphilis in Fiji, 1884–1940,” *The Journal of Pacific History*, Vol.55 (1), pp.37 -57 など。

²⁶ 日本の歴史学の分野、もしくはオセアニア地域研究の分野では、太平洋諸島史という分

代サモア政府」(1873-1876 年)、ドイツ植民地政府 (1899-1919 年)、ニュージーランド統治政府 (1919-1961 年) の 3 つの「近代的」な政府が存在した。これらの「近代的」な政府の設置や運営をめぐるのは、サモアの現地住民と欧米人の双方が自らの利害を訴え、調整を行ったり、交渉を持ったりした。つまり、「近代的」な政府をめぐる行われた、サモアの現地住民と欧米人の間で行われた調整や交渉に注目すれば、サモアが欧米諸国やニュージーランドなどと築いた相互関係(これには、太平洋諸島史の課題として指摘されていた、「周辺」から本国(「中核」)への働きかけが含まれる)を把握することができるといえる。また、サモアの現地住民は、必要に応じて、本国(「中核」)以外の海外地域²⁷(ハワイやフィジーなど)に協力を求めたり、訴えを行ったりしているため、サモアと本国(「中核」)以外の海外地域との交流に焦点をあてると、さらにサモアが築きあげた広範な海外地域との関係を理解することができるだろう。さらに「近代的」な政府に対する反応は、どの政府においても、エリート以外の現地住民(女性、サモアの首長、海外地域に住んでいるサモア人など)も示している。その立場の違いに注目すれば、太平洋諸島史のもう一つの課題となっていた、エリート以外の現地住民を主体として捉えられるのに加え、さらには現地住民の多様性も明示できるといえる(図③)。

こうした経緯から、本研究では、1873 年から 1936 年までの(サモアで最初の「近代的な」政府が設置された時から、サモアがニュージーランドから独立を確約されるまで)サモアにおける、3 つの「近代的」な政府それぞれの設置や運営、統治方針などを取り扱う。欧米諸国およびニュージーランドがサモアに対してとった方針を踏まえた上で、サモアの現地住民が「近代的」な政府の設置や運営に対し、いかなる主体的反応を示したのかを、現地住民の立場の違いに留意しながら明らかにする。「近代的」な政府の検討を通して、サモアの現地住民は「近代的」な政治に何を求め、訴えたのか、また、その際に欧米諸国やニュージーランドなどの海外地域と築いた関係はどのようなものであろうかということを本論文では明らかにしていく。

本論文の構成と研究方法

野はまだ十分に確立したとはいえず、いまだ課題となっている。

²⁷ 本論文で取り上げる時代のサモアは、まだ独立をしていない。サモア自体がまだ国家として成立していないため、本論文では海外地域という表現を用いた。

本論文では、第1部「〈1870年代サモア政府〉の設置」で「1870年代サモア政府」（1873-1876年）について、第2部「ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応」ではドイツ植民地政府（1899-1919年）について、第3部「ニュージーランド統治下のサモアにおける第二次マウ運動」ではニュージーランド統治政府（1919-1961年）²⁸についてそれぞれ言及する。それぞれの政府において、①統治と運営に対する現地住民の反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係、③現代史との位置づけを明らかにしていく。これは、太平洋諸島史研究に残された3つの課題に、サモアを事例に解答をするものである。

3つの政府において、①政府を運営した主要な主体（支配国の違いなど）、②残存する史料の状況、③現地住民による反応およびその形式（現地住民の反応の仕方は、欧米人の政策を受け入れる、示威運動や衝突を起こす、海外地域に嘆願をしたり、新聞やパンフレットを発行したりするなど、様々であった）の3点が異なっているため、分析の方法は各政府において変えざるを得ない。そこで、各部では次のように分析を進めていく。

第1部「〈1870年代サモア政府〉の設置」では、「近代的な政府」の設置やその構造、運営のあり方をめぐってサモアの現地住民が、「近代的な政府」に何を求めたのかを分析する。具体的には、3段階に分けて分析を進める。まず、「1870年代サモア政府」の設置経緯を欧米人の視点、およびサモアのネイティヴ²⁹の双方の視点から分析する。次に、「1873年憲法」から「1875年憲法」への改定に注目する。「1873年憲法」はサモアの現地住民に受け入れられなかった一方で、「1875年憲法」がサモアの現地住民に受け入れられ、後世のサモア人からも高い評価を受けているという背景から、「1873年憲法」と「1875年憲法」の違いを比較することにより、サモアの現地住民が「近代的な政府」に求めたものを明らかにする。第三には、「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」は、欧米人の利害関係が原因でうまく機能しなくなったのだが、その際の現地住民の反応を分析する。「1870年代サモア政府」の設置経緯、「1875年憲法」への改定の過程、「1870年代サモア政府」が機能しなくなった後の反応、のいずれも欧米人との交渉の過程で欧米人に対してサモアの現地住民が示した反応であるため、現地住民による反応の対象と性質を把握することができれば、おの

²⁸ ニュージーランド統治政府は1961年まで続いたが、本研究で扱うのは、サモアがニュージーランドから独立を確約される1936年までである。

²⁹ ネイティヴという呼称には議論があるが、本稿では、「1870年代サモア政府」期およびドイツ統治下において、サモアの慣習に従って生活を送る人々のことを蔑視感のないことを前提にネイティヴと呼ぶ。

ずと海外地域との関係が明らかになると思われる。

分析の史料については、各部でその詳細について述べるが、第 1 部では「1873 年憲法」や「1875 年憲法」に加え、領事や宣教師など、当時サモアに一時滞在していた外国人による「1870 年代サモア政府」にかんする記録と「1870 年代サモア政府」をめぐる交渉等について書かれた書簡を使用する。これらの史料は、サモアの現地住民と接触した欧米人が自らの所属する機関（例えば、政府やキリスト教の伝道協会など）に報告をする際に作成されたものが多い。イギリスやアメリカ、ドイツなどの各機関やアーカイヴで保存されている。ただし、近年では太平洋諸島にかんするものはオーストラリア国立大学太平洋文書部門（Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University）で収集、マイクロフィルム化され、閲覧可能である。これらの史料は、当時のサモアの現地住民が文字による記録を残さない中で、サモアの現地住民の動向を知る上で重要である。

第 2 部「ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応」で扱う、ドイツ植民地期サモアは、サモア史上最も史料が少ない時代だと言われている。先行研究についての詳細は、第 2 部に譲ることにするが、特に歴史学全体の先行研究においてドイツ領サモアについて全体的な社会構造が示されていないことと、植民地形成期におけるサモアの現地住民の反応が十分に捉えられていないという問題がある。そこで、第 2 部では、ドイツ植民地形成期（「1870 年代サモア政府」が機能しなくなってから、ドイツ植民地政府成立まで）とドイツ植民地成立後に分けて分析をおこなう³⁰。まず、「1870 年代サモア政府」が機能しなくなった後、ドイツがサモアへの進出を本格化させるが、その時期のサモア社会の状況を把握した上で、ドイツがサモアに対して示した政策方針を植民地形成期から植民地成立後まで通時的に明らかにする。次に、ドイツ植民地形成期において、サモアの現地住民が海外地域と協力して当時の自体を解決しようとしていたこと、また、ドイツ海軍に対し抵抗を示したことを述べる。それから、ドイツ植民地成立後のドイツの統治方針を明らかにした上で、この時期のサモアの現地住民がドイツ植民地政府に対し第一次マウ運動という反統治運動を起こした経緯を分析していく。

史料には、ドイツ植民地形成期にサモアに滞在した小説家ロバート・L・スティーブンソンの記録や、当時のドイツ人によるサモアにおける活動を示す日本語史料（日本海軍が太平

³⁰ 詳細は、第 2 部で述べるが、ドイツ植民地成立以前と植民地成立後では、ドイツによる統治方針をめぐる状況が異なるため、2 期に分けて時代を捉える必要がある。

洋諸島を訪れた際に残した記録や『官報』など)、さらには、サモアの現地住民による記録を使用する。

第3部「ニュージーランド統治下のサモアにおける第二次マウ運動」では、ニュージーランド統治下で起こった反統治運動である第二次マウ運動に注目する。第二次マウ運動では、サモアの現地住民の様々な立場の人々が海外地域（イギリス、アメリカ、ドイツ、ニュージーランドなど）の政府や諸組織（国際連盟や婦人国際平和自由連盟など）に嘆願を行っている。嘆願を行った際の嘆願書や運動の際に発行をしたパンフレットや新聞の内容を分析し、サモアの多様な現地住民が、いかなる内容を海外地域の政府諸組織に訴えたのかを把握する。これにより、サモアの現地住民がニュージーランド委任統治政府に求めた内容を現地住民の立場の違いを区別しながら明らかにする。加えて、サモアの現地住民は海外地域の政府や諸組織に嘆願を行っていることから、当時のサモアと海外地域との関係を把握していく。

結論では、1873年から1936年のサモアにおける政治の「近代化」を通時的に捉えることにより、サモアの現地住民が「近代的」な政府に求めたものとサモアの現地住民と海外地域との間で築かれた関係の変容、サモアの現地住民の多様性を明らかにし、「1870年代サモア政府」（1873-1876年）、ドイツ植民地政府（1899-1919年）、ニュージーランド統治政府（1919-1961年）の3つの時代を現代史との文脈に位置づける。

本論に入る前に2つのことを述べておきたい。まず、使用する史料の言語についてである。本研究で使用する主な史料は、英語で書かれている。サモア語の史料が少ないことに疑問が生じるかもしれないが、本研究で取り上げる史料は主に海外地域との交渉や嘆願の際に作成されたものである。海外地域の人々との共通言語は英語であったため、文章は基本的に英語で書かれる傾向にある上、そもそも本研究が対象としている時代において、サモアの現地住民がサモア語で文章を記録するという行為はまだ稀なことである。また、第1部でも言及するが、当時のサモアでは文章がサモア語と英語で作成され、サモア語が原本、英語が翻訳と定義されることがあった。しかしながら、これは定義上の話であり、当時サモアにいた欧米人がサモア語に精通しているとは限らず、サモアの現地住民と欧米人の間で文書に記載された内容が効力を持つ場合は、それは英語による文章にしたがったものであった。そのために、本論文では英語で書かれた文章で分析を進めている。ただし、サモアの現地住民の大半は、英語を第一言語としていないため、文法上、英語が不自然であることがある。その場合は、サモア語の文章が存在する場合には、サモア語で確認をし、存在しない場合にはできる限り、サモアの現地住民が文章を書いた際の意図に忠実になるように翻訳を

行った。

次に、サモアの人々や場所を対象とする用語についてである。これについては、「白人」とはだれか、先住民とはだれかなど、オセアニア地域では盛んに議論が行われている問題であるために、明確に使い分けることが難しい。また、時代によって、史料を書いた人によっても表現は統一されていない。そのため、厳密に区分することは困難である。そこで筆者は、次の定義に従いできる限り使い分けをしている。

サモアの現地住民……サモアに永住をするつもりでいる、サモアの住民（外国人も含む）

ネイティヴ……「1870 年代サモア政府」期およびドイツ植民地下（形成期も含む）において、サモアの慣習に従って生活をおくる人々

サモア人……ニュージーランド統治下において、サモアの慣習に従って生活を送る人々、もしくはサモアの慣習に従って生活をおくる人々と血縁関係がある海外居住者

先住民社会……「1870 年代サモア政府」が成立する前のネイティヴの社会

サモア社会……外国人コミュニティとネイティヴのコミュニティの双方を含む、サモア全体の社会を指す

サモアの現地社会……ネイティヴもしくはサモア人のコミュニティ

主なものは、以上 6 つであるが、その他の用語にかんしては、出てきた際に適宜説明をしていくこととする。

第 1 部 「1870 年代サモア政府」の設置

「1870 年代サモア政府」が設置された時期は、「近代的な政府」の設置や運営をめぐり、サモアの現地住民が欧米人と最初の交渉を持った時期である。この時期のサモアの現地住民は欧米人の提案を受け入れる、拒否をする、抗議行動をするなどをして、「近代的な政府」の設置や運営に対し、反応を示した。また、サモアの現地住民の中に、海外地域の情勢を把握している者が出てきた時期でもある。「1870 年代サモア政府」では、「1873 年憲法」が制定され、2 年後に「1875 年憲法」へと改定がなされた。「1875 年憲法」施行後の「1870 年代サモア政府」は、後世のサモア人にも高く評価されており、サモアが 1962 年に独立する際に憲法や組織が参考にされた。

第 1 部では、「1870 年代サモア政府」（1873-1876 年）において、統治、運営をめぐる欧米人側の意向および方針を把握した上で、①統治と運営に対する現地住民の反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域の関係を明らかにし、③現代史との位置づけを示す。

ここで 1 つ、この時代を理解する上で、前提となることを書いておきたい。1870 年代には、サモアに海外地域からの領事や特使という肩書をもっているとされる人々が登場する。しかしながら、この時代のサモアにおいて、領事や特使が必ずしも本国からの任命を受けて活動しているとは限らない。太平洋諸島では、商人がついでに領事の任を務めることもあったし、勝手にきた人物が特使であるかのようにふるまうこともあった。例えば、第 1 部で出てくるスタインバーガーという人物は、特使の任命を受けていないにもかかわらず、アメリカの特使であるかのようにふるまった人物である。この時期のサモアは、海外地域との関係を形成する時期であるが、サモアの現地住民とアメリカ、イギリス、ドイツなどを結びつけた欧米人は、必ずしもアメリカ、イギリス、ドイツからの任命を受けた人物ではなかった。

第 1 章 「近代的な政府」設置の動き——先行研究

1830 年、ロンドン伝道協会（London Missionary Society）が、サモアで活動を開始し

た³¹。これ以降、サモアのネイティヴは、本格的に欧米人と交流を持つようになる。その過程で、サモアには「近代的」とされるものが流入した。政治制度もその1つである。

19世紀のサモアでは、首長間の争いが絶えず³²、武力闘争に発展することもあった。首長間の争いの主な原因の1つに、首長の位階称号をめぐる紛争があげられる³³。1860年代の終わりに勃発したファイタシガ (Faitasiga) 戦争は、サモア内を疲弊させるに至ったサモア史上重大な戦争である。また、サモアに最初の「近代的な政府」が設置されるきっかけとなった出来事である。ファイタシガ戦争は、サモアの有力首長家であるマリエトア家の称号継承をめぐる引き起こされたものであった。前称号保持者のマリエトア・モリー (Malietoa Moli) の死後、息子であるラウペパ (Laupepa) と腹違いの弟タラボウ (Talavou) が、それぞれ自らが称号の後継者だと主張し、対立したのである。

1873年にラウペパとタラボウが和平交渉を持ち、その結果「近代的な政府」が設置されることが決められた³⁴。アメリカ合衆国特使を名乗る、アルバート・B・スタインバーガー (Albert B. Steinberger) が、この準備段階から介入した。彼は、この後も「近代的な政府」に断続的に介入を続けた³⁵。この「近代的な政府」の設置過程で、第3章で詳述するように、「1873年憲法」が制定され、1875年に改正されている³⁶。この時に設置された「1870年代サモア政府」が国際社会の承認を得たものであるかどうか、また定められた「1873年憲法」「1875年憲法」についても、サモアの現地住民に受け入れられたものであるかどうかは、以下で示すように先行研究において評価が定まっていない。そのため、本稿では括弧付きの

³¹ Lovett, R. (1899) *History of the London Missionary Society 1795-1895*, v.1, London: Henry Frowde, pp. 373-403.

³² Gilson, R. P. (1970) *Samoa, 1830-1900: The Politics of a Multi-Cultural Community*, Melbourne, London: Oxford University Press, pp.29-64 など。

³³ 山本真鳥「ファレアタの地縁組織——サモア社会における称号システムの事例研究」『国立民族学博物館研究報告』9巻1号、1984年、186-188頁。

³⁴ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.291-293, Meleisea, M. (1987) *The Making of Modern Samoa: Traditional Authority and Colonial Administration in the History of Western Samoa*, Suva: Institute of Pacific Studies of the University of South Pacific, p.36, 山本真鳥「上からの統合、下からの統合——サモア社会の国民統合と村落構造」山本真鳥／須藤健一／吉田集而[編]『オセアニアの国家統合と地域主義』JCAS 連携研究成果報告6、2003年、326-327頁。

³⁵ Stathis, S. W. (1982) “Albert B. Steinberger: President Grant’s Man in Samoa,” *Hawaiian Journal of History*, volume16, pp.86-111, スタインバーガーの経歴や彼のサモアで行った活動の意図についてはよく分かっていない。

³⁶ *British Foreign Office Confidential Prints, FO881/2849* (以下、F. O. C. P. 2849) , *Report upon Samoa*.

「1870年代サモア政府」、「1873年憲法」「1875年憲法」としている。

「1870年代サモア政府」と「1875年憲法」は、1962年にサモアが西サモアとして独立する際に参考にされたことはすでに述べた。「1870年代サモア政府」や「1875年憲法」と西サモアの政府や憲法が類似していることは、多くのサモア研究者が認識しているとおりである。また、サモアが独立するまでに成立した3つの政府、すなわち、①「1870年代サモア政府」、②ドイツ植民地政府、③ニュージーランド統治政府のうち、唯一、現地住民による反統治運動や抵抗運動が起こらなかったのは、「1870年代サモア政府」である。

「1870年代サモア政府」に関するこれまでの研究は、大きく3つに分類される。1つ目は、歴史学者であるリグビー (Rigby, 1973, 1988)、スターティス (Stathis, 1982)、スチュワート (Stuart, 2007) らによる、スタインバーガーが介入していたことを根拠として、「1870年代サモア政府」の設置をアメリカの海外領土獲得のための動きとしてとらえるものである³⁷。スタインバーガーをサモアに派遣したのは、時のアメリカ合衆国大統領であり、拡大主義者として知られるユリシーズ・グラント (Ulysses S. Grant) であった。以前から、グラントはミード条約³⁸の承認を上院に求めるなど、サモアに関心を寄せていた。しかしながら、ミード条約の承認はアメリカ合衆国議会の承認を得たものではなかったし、スタインバーガーの派遣についても上院で熱心に議論されることはなかった³⁹。

しかしながら、「1870年代サモア政府」の設置をアメリカの海外領土獲得のための動きとしてとらえる見解には2つの点で疑問が残る。1つは、地理的矛盾である。スタイン



〈地図②：サモア諸島〉

典拠：小谷汪之／山本真鳥／藤田進[編]『土地と人間——現代土地問題への歴史的接近』有志舎、2012年、119頁。

³⁷ Rigby, B. (1973) "Private Interests and the Origins of American Involvement in Samoa, 1872-1877," *The Journal of Pacific History*, vol8 (1), pp.75-87, Rigby, B. (1988) "The Origins of American Expansion in Hawaii and Samoa, 1865-1900," *International History Review*, 10(2), pp.221-237, Stathis, "Albert B. Steinberger," Stuart, *Planting the American Flag*, pp. 38-49.

³⁸ 1872年2月にアメリカ海軍のリチャード・W・ミード (Richard W. Meade) が、サモア・ツツイラの首長であるマウガ (Mauga) と結んだ条約。アメリカが、港として優れていたパゴパゴ (Pago Pago) の独占権を得ることと、サモアを保護することが定められた。

³⁹ Stathis, "Albert B. Steinberger," pp.88-92, この頃の太平洋諸島では、アメリカから特使や代表、軍人が合衆国議会の承認を得ていないにもかかわらず、議会の承認を得たかのように条約を結んだり、活動を行ったりすることがあった。

ンバーガーが主に活動を行った地域は、ウボル島であったが、後にアメリカ領となったのは、ツツイラ島とマヌア島であった（地図②）。もう1つは、スタインバーガーの活動がアメリカ合衆国議会の承認を得ていないことである。彼が議会の承認を得ずに行った活動を海外領土獲得という国家の策略と結びつけるのは、いささか、短絡的ではないだろうか。

2つ目は、太平洋諸島史家であるギルソン（Gilson, 1970）による、「1870年代サモア政府」の構造や機能に注目したものである。彼は、「1873年憲法」と「1875年憲法」で定められた「1870年代サモア政府」の構造を検討し、「1870年代サモア政府」の構造が「7人の首長による寡頭政治であり、少数独裁体制」であったことを明らかにし、これが「先住民社会の政治形態と機能を乱雑に利用したもの」であるとしている⁴⁰。そして、この「1870年代サモア政府」は「ヨーロッパ人が予期したより効果的に機能し」「サモアにおいて政府と認識されていた」と述べている⁴¹。彼は、「1875年憲法」への改定が「サモアの首長と領事の間で行われた」ものであり、この改定により「1870年代サモア政府」が「様々な勢力を代表するのに十分」な組織となったとする。

ギルソンの指摘は、的を射たものである。しかしながら「1873年憲法」から「1875年憲法」への改定が、「1870年代サモア政府」やサモア社会に与えた影響やその意義が十分に明確になっていない。

3つ目は、サモアの現地住民が、「近代的な政府」を受け入れた理由を考察するものである。主な理由として指摘されているのは、サモアの現地住民の親アメリカ的傾向である。「1870年代サモア政府」は、その下で定められた「1875年憲法」にアメリカ合衆国憲法の序文のような箇所が含まれること⁴²、「上下二院制の立法府が構成



〈図④：スタインバーガー活動期のサモア「国旗」〉
Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.55 より筆者作成

された」こと、その構成員の選出方法がアメリカ連邦議会の議員選出方法と一致しているこ

⁴⁰ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, p.304.

⁴¹ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.305-306.

⁴² Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.317-318.

と、「国旗」が星条旗と似ていること（図④）⁴³、1875年にスタインバーガーが「1870年代サモア政府」の首相についてこと⁴⁴などから、アメリカの影響を受けた政府とされる。

サモア人サモア史家のメレイセア（Meleisea, 1987）は、サモアの現地住民とイギリス、ドイツ、アメリカの関係に注目した。そして、サモアの現地住民はアメリカを中立的な存在と考えていたため、この「1870年代サモア政府」を支持したと論じている⁴⁵。

サモアの現地住民が親アメリカ的であったこと以外に、「1870年代サモア政府」の受け入れ理由として重要だと思われる指摘がデーヴィッドソン（Davidson, 1967）とメレイセアによってそれぞれなされている。デーヴィッドソンは、下院の存在が「1870年サモア政府」の中央集権化をより進めた⁴⁶とし、メレイセアは、王の選出がポリネシア地域の統治に効果的であったことを指摘している⁴⁷。

先行研究では、「1870年代サモア政府」の設置について、海外領土獲得のためという欧米人側の要因が挙げられ、また、「1870年代サモア政府」がサモアの現地住民に支持された理由については、アメリカの影響をうけたことが要因であると強調されてきた。こうした説明にはそれなりの学術的説得力があるものの、そもそも、「1870年代サモア政府」や「1875年憲法」にアメリカの制度や憲法が取り入れられていたことをサモアの現地住民が理解していたのかは検討の余地がある。当時のサモアには高等教育機関は存在しない。そうした環境下にあった人々が、アメリカ社会について深く理解しており、合衆国憲法の内容に精通していたとは考えにくい。また、この「1870年サモア政府」の下で制定された「1875年憲法」の分析では、「1875年憲法」とアメリカ合衆国憲法との類似箇所のみ焦点が当てられ、「1875年憲法」特有の部分についての分析、検討は十分に行われていない。「1875年憲法」のサモア特有の部分にサモアの現地住民が「1875年憲法」を受け入れた要因がなかったかを考察すべきである。さらには、デーヴィッドソンの指摘した下院の存在やメレイシアの指摘した王の選出は、サモアの現地住民が「近代的な政府」を受け入れた要因を考察する上で重要であると思われるが、いずれも議論の詳細は示されていない。

⁴³ Torodash, M. (1977), "Steinberger of Samoa: Some Biographical Notes," *The Pacific Northwest Quarterly*, vol.68, No.2, p.55.

⁴⁴ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.294 -296, Stuart, *Planting the American Flag*, p.42.

⁴⁵ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, p.37.

⁴⁶ Davidson, J. W. (1967), *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*, Melbourne: Oxford University Press, p.49.

⁴⁷ Meleisea, M. (1987) *Lagaga: Short History of Western Samoa*, Suva: University of the South Pacific, p.78.

そこで、第 1 部では、サモアが独立するまでに設置された「近代的な政府」のうち、唯一、反統治運動や抵抗運動の起こらなかった「1870 年代サモア政府」において、サモアの現地住民が、「近代的な政府」の設置や運営のあり方をめぐって、何を求めたのかを分析する。なお、繰り返しになるが、この「1870 年代サモア政府」は 1962 年にサモアが独立する際に、参考にされた。

以下、第 1 部では、次のように論を進める。第 2 章では、「近代的な政府」の設置経緯を欧米人の視点、およびサモアの現地住民の双方の視点から分析する。第 3 章では、「1873 年憲法」が改定され「1875 年憲法」がサモアの現地住民に受け入れられたという背景から「1873 年憲法」と「1875 年憲法」との違いを比較し、サモアの現地住民による「近代的な政府」への要求内容を明らかにする。第 4 章では、1875 年以降、「1870 年代サモア政府」が欧米人の間の利害関係が原因でうまく機能しなくなった際に、サモアの現地住民がいかなる反応を示したのかについて分析する。「1870 年代サモア政府」の設置経緯、「1875 年憲法」への改定、「政府」が機能しなくなった後の反応など、欧米人との関係の中で生まれてきた反応を捉えることができれば、その過程で海外との関係を把握することができる。

ここで史料状況について述べておく。当時のサモアのネイティブで文字を書ける者はほとんどおらず、サモアのネイティブによる記録はわずかしかない。つまり、欧米人によって残されたサモアにかんする記録からサモアのネイティブの行動を読み取らざるを得ない。それらの記録もアメリカ、イギリス、ドイツと所在が分散している状況にある。そのため、第 1 部では当時の「1870 年代サモア政府」を知るために最も有用であると思われる以下 4 点を使用する。1 つ目は、スタインバーガーレポート (*Report upon Samoa*) である。これは、スタインバーガーが 1873 年にサモアを訪れた際に、作成したレポートであり、1874 年にアメリカ合衆国議会に提出されたものである。2 つ目は、イギリス外務省の記録である、*British Foreign Office Confidential Prints, FO881/2849* (以下、F. O. C. P. 2849) である。これには、「1873 年憲法」や法、「1875 年憲法」や書簡などが含まれており、当時のサモアにおける「政治」を理解する上で重要な史料である。3 つ目は、1874 年から 1879 年にかけてイギリス関係者がサモア政府に送った書簡 148 点が含まれている *Records of the British Consulate, Samoa* (以下、B. C. S.) , *Series 4, Volume 2* である。4 つ目は、1876 年および 1877 年に「1870 年代サモア政府」で使用された書簡を中心とする文章の集成である *Taimua and Faipure Paper* (以下、T. F. P.) である。さらに、以上の史料を補うためにその他数点を使用するが、これらについては、随時説明することとする。

第2章 「近代的な政府」の設置の経緯

本章ではまず、1870年代のサモアで「近代的な政府」が設置された経緯を欧米人、サモアのネイティヴの双方の観点から考察する。両者が「近代的な政府」の設置を求めた理由を明らかにしたい。第1節では、主にデーヴィッドソンおよびサモア人のサモア史家ソッオの研究に依拠しながら、1830年代から欧米人がサモアに「近代的な政府」の設置を求めていたことを示す。第2節では、まず、文化人類学の成果にも依拠しながら、1870年代の先住民社会を概観する。当時のサモアにおいて首長間の争いが絶えなかったことを示すと同時に、サモアのネイティヴの中に、サモア全土を対象とする中央集権的な政府を求める動きがあったことを示す。第3節では、サモアのネイティヴと欧米人が共通して解決しなければならなかった問題として、土地問題があったことを詳述する。サモアのネイティヴの土地所有概念やサモアのネイティヴにとっての土地の意味などを説明した上で、サモアのネイティヴと欧米人の双方が土地問題解決のための交渉機関として「近代的な政府」の設置が必要であった状況を検討する。

第1節 欧米人による「近代的な政府」の設置の試み

1839年までに、サモアには外国の捕鯨船と商船が訪れるようになった⁴⁸。ツツイラ島のパゴパゴは穏やかな港であり、地理的にもサンフランシスコ―オークランド間、パナマ―シドニー間、バルバライソー―中国もしくは日本間⁴⁹など、様々な航路の中間点にあったためである。1837年から1838年にかけてイギリス海軍船艇コンウェイの船長ベシューン（Bethuene）が、パゴパゴとアピアの首長たちとともに、港の規制について定めた法を制定する会議を開き、1839年末、アピア・コードとよばれる港に関する規定が制定された。

⁴⁸ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, p.37.

⁴⁹ この時代の欧米の史料が航路を取り上げる際、日本と中国は国名で記載されることが多い。これは、当時の日本は鎖国中であり、中国は海禁政策を取っていたため、欧米とどこか特定の日本や中国の航路があったわけではなく、将来的なアジア進出を目指した欧米諸国が日本と中国のどこかの港との航路を確立することを考えていたため、このような記載になっていると考えられる。

アピア・コードの普及には、ロンドン伝道協会の宣教師たちが熱心であった。しかし、デーヴィッドソン (Davidson, 1967) とソッオ (So'o, 2008) によると「中央政府のない状態でアピア・コードは十分に機能しなかった」ようである⁵⁰。サモアには当時、ローカル・フォノというサモアのネイティヴによる地方運営会議があった。デーヴィッドソンは、「ローカル・フォノの影響が及ぶ範囲かつサモア人に利益が生じる範囲でのみ、アピア・コードが適用された」と述べている⁵¹。

1839年、イギリス領事ジョージ・プリチャード (George Prichard)⁵²とアメリカ領事ジョン・ウィリアムズ (John C. Williams)⁵³が、サモアに着任した。彼らは、サモアで商業も行っていたため⁵⁴、輸出入に欠かせない港の利用について交渉するために、「近代的な政府」の設置が必要だった。また、政府が存在しないため、領事が権限外の問題にまで、領事が巻き込まれた⁵⁵。当時、サモアにいたミッシヨナリーや外国人居住者は、ローカル・フォノを通じて、サモアのネイティヴから必要とする食料や物資を取得していた。サモアのネイティヴから欲しいものが得られない場合、サモアのネイティヴと欧米人の間で暴力行為がおきることもあったという。ミッシヨナリーや外国人居住者は、こうした紛争解決の交渉をする場としても「近代的な政府」の設置を望むようになった⁵⁶。欧米人居住者の中には、商業を行う者もいた。ミッシヨナリーは伝道活動のため、商人は商品を運搬するために、サモアの道路と橋の整備が必要だった。こうした公共財の整備のためにも政府の設置は重要だったのである⁵⁷。

1857年になると、ドイツのハンブルクに本社をもつゴードフロイ社 (Godeffroy) がサモアに進出してきた。ゴードフロイ社はプランテーションの経営を計画し、サモアの土地の獲得に着手した⁵⁸。このような海外からの企業の進出もあり、サモアには以前より多くの外国

⁵⁰ Davidson, *Samoa mo Samoa*, pp.39-40, So'o, A., *Democracy & Custom in Samoa: an Uneasy Alliance*, Suva: IPS Publications, The University of South Pacific, 2008, pp.28-29.

⁵¹ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.40, ここでいうサモア人は、本稿でサモアのネイティヴのことである。

⁵² ロンドン伝道協会の宣教師であり、タヒチのイギリス領事でもあった。

⁵³ 後にイギリス領事にもなる。ロンドン伝道協会とも親密な関係を持っていた。

⁵⁴ 太平洋諸島地域では、もともとその土地で布教活動を行っていた宣教師や商業を行っていた商人を領事として任命することが珍しくなかった。

⁵⁵ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.40.

⁵⁶ Davidson, *Samoa mo Samoa*, pp.40-41.

⁵⁷ Davidson, *Samoa mo Samoa*, pp.40-41.

⁵⁸ 山本真鳥「オセアニア世界の植民地化と土地制度」小谷汪之／山本真鳥／藤田進『土地

人が滞在するようになった。外国人の多くは、アピアに住んでいた。当時のアピアは様々な国籍の人間が入り混じっている状態となったのである。この結果、アピアの秩序を維持するためにも政府が必要となった。こうした状況の中、アピアには「タウン・ミーティング」と呼ばれる機関が外国人居住者社会に設置された。「タウン・ミーティング」は、秩序の維持、幹部と裁判官の任用、犯罪者へ罰金を科すことや国外追放を行うこと、公共財のための徴税の4つの機能を担ったのだが、詳細は不明のままである。また、1857年には領事とサモアの有効首長らの合意によって、「ミックスド・コート」と呼ばれる機関が設置された。「ミックスド・コート」は、欧米人とサモアのネイティヴ間の問題を扱う機関であったが、この機関についても詳細は明らかになっていない。「タウン・ミーティング」や「ミックスド・コート」は機能しないこともしばしばあったものの、60年代までアピアにおいて最低限の秩序を守るという役割を果たしたとされる⁵⁹。

1850年代から、アメリカ領事のJ. C. ウィリアムズが各地をめぐりサモアのネイティヴに「近代的な政治」の必要を訴えた。それぞれの地域で法体系の整備、幹部や裁判官の任用、人頭税の導入などが試みられたが、ほとんど効果はなかった⁶⁰。

このように、1830年代から欧米人は、港にかんする取り決め、サモアのネイティヴとの紛争解決、サモアにおける公共財の整備、治安の維持など多様な理由で、「近代的な政府」の設置を必要としていた。

第2節 2つの政府

それでは、サモアのネイティヴに「近代的な政府」の設置を求める動きはあったのだろうか。まずは、「近代的な政府」が設置される前のサモアの先住民社会について見ていこう。

18世紀後半サモア先住民社会は、政治的、社会的に複雑であったことが知られている。当時のサモア先住民社会において絶対的な権力は存在せず、政治的に中央集権化は達成されていなかった。そんな中、後述するマタイ制度と呼ばれる社会システムが機能していたとされる。

と人間——現代土地問題への歴史的接近』有志舎、2012年、173頁。

⁵⁹ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.42.

⁶⁰ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.43.

18 世紀後半、サモアの生活は自給的農漁業と交換によってなりたっていた⁶¹。サモアをフィールドとする文化人類学者の山本によると、当時のサモア社会は次のようになりたっていたようである。個人・家族のレベルで物資が停滞するのではなく、市場取引以外の方法で人々の間に行き渡ったり、権力者の下に集積されたりする点が「自給自足」とは異なる部分である⁶²。サモアにはアイガと呼ばれる、いくつかの家族によって構成される親族集団がある。それぞれのアイガは、特定の宅地、耕地をもち、加えて複数のマタイ称号名を所有し、これはアイガの中で継承される。マタイとは、家族の家長にあたる称号保持者のことである。アイガの最高位のマタイは、アイガを構成する各家族に宅地、耕地を分け、適切な人にマタイの称号名を与える。各家族のマタイは、自らの家族に仕事を適宜配分したり、家族が生産した農作物やマットなどの製品や家計の管理をしたりする。また、家族の行動を監督することもマタイの仕事の一つである。アイガの子孫は、そのアイガが継承しているマタイ称号の継承権を潜在的に持つ。とくにアイガの最高位のマタイを選出する際には、サモア中から関係者が何百人も集まり相談して決める。このマタイを中心に作物や土地を管理し、秩序の維持を試みるシステムをマタイ制度と呼ぶ⁶³。

サモアの首長には、明確な一律の序列制度は存在していない。しかし、19 世紀においてタマアイガと呼ばれる四大称号名、すなわちマリエトア、タマセセ、マタアフア、ツイレアリファノの称号が重要視された。これらの称号を有する首長はパラマウント首長と呼ばれ、当時のサモアのネイティヴに別格視されていた⁶⁴。

19 世紀のサモアでは、首長間の争いが絶えず、そんな中、ファイタシガ戦争が勃発したことは既に述べた通りである。タマアイガであるマリエトア家の称号継承を巡り、ラウペパとタラボウが対立した。双方の争いは激化し、ツマサガ地方の覇権を巡って、アピア湾を挟むムリヌウ（Mulinuu）岬とマタウト（Matautu）岬にそれぞれ別の政府を作った（地図③）⁶⁵。この戦争はサモア全土に広がり、多くの首長が参加した。また、すでに欧米人との接触を経験していたサモアのネイティヴは、火器を入手し使用した。サモア全土に影響を及

⁶¹ 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」121-139 頁。

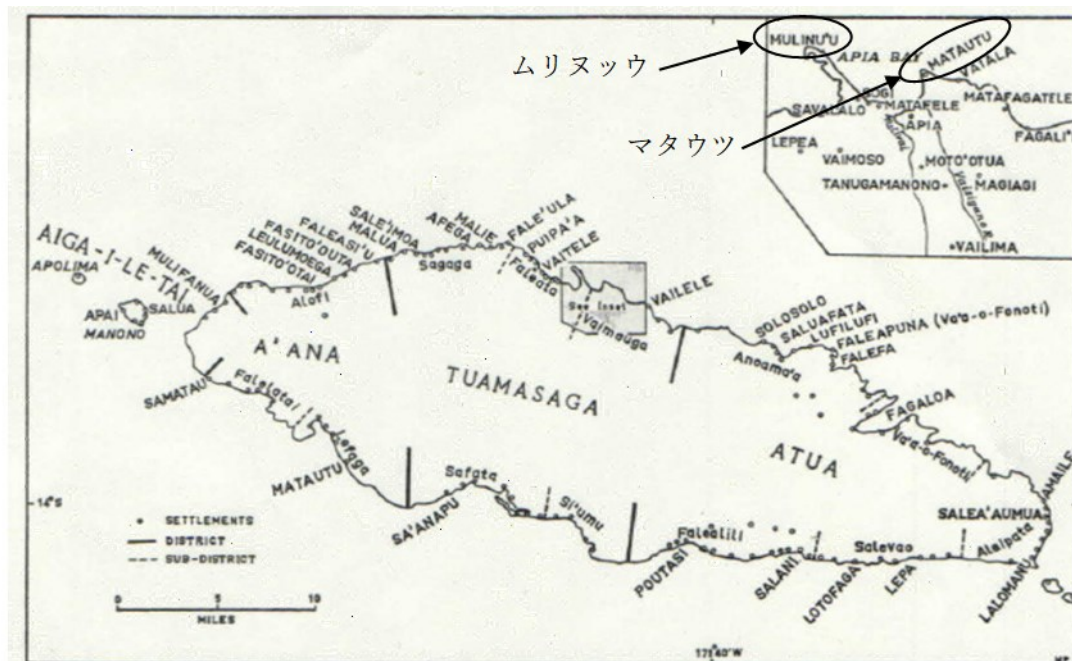
⁶² 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」116 頁。

⁶³ 小林泉／加藤めぐみ／石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010 年、295 頁。

⁶⁴ 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」172-175 頁。

⁶⁵ ムリヌウ岬とマタウト岬の間は直線にして約 600 メートル、徒歩約 10 分から 15 分である。

ぼす紛争において火器が使用されたことは、サモアに深刻な戦争の爪痕を残した。最終的にはタラボウの勝利で、戦争は幕を閉じた⁶⁶。



〈地図③: ウポル島〉 典拠 Gilson, *Samoa, 1830-1900*, p.5. 筆者加筆。

1873 年、タラボウとラウペパの間で和平交渉が行われ、「近代的な政府」が作られることとなった。このころの記録の 1 つであるロンドン伝道協会南太平洋書簡集 (*London Missionary Society South Seas Letters*) ⁶⁷は、ロンドン伝道協会のミッシヨナリーによって、活動の際に送られた書簡が集められたものである。その書簡には、ファイタシガ戦争後のサモアの様子について、以下のような記録がある。「戦争が終わった…… (中略) ……サモアの先住民たち⁶⁸は…… (中略) ……サモア全体の統一法を作ることに同意した…… (中略) ……すべてのことは平和の維持を守るために行われている⁶⁹」。また、別の書簡では「…先住民たちは、法を作り、自分たちを成功裡に治めることを試みている⁷⁰」と記されている。長引く戦争に嫌気が差していたサモアのネイティヴの中には、サモア全土を対象とする中央集権的な政府を求める者も出てきたようである。

⁶⁶ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp.34-36.

⁶⁷ *London Missionary Society South Seas Letters* (以下、S. S. L.) , Box34.

⁶⁸ 本稿でいうネイティヴのことである。

⁶⁹ Turner Jr to Mullens 10-5-73, S. S. L.

⁷⁰ Turner Jr to Mullens 7-10-73, S. S. L.

1873 年、サモアのネイティヴの間に、平和の実現と「近代的な政府」の設置を求める動きが広まりつつあったと考えられる。

第 3 節 土地問題

もう 1 つ、先行研究から、サモアの現地住民と欧米人の双方が共通して政府を必要とした状況を確認することができる。それは、土地問題の解決のためである。

サモアの称号保持者である、マタイの重要な仕事の 1 つに、土地の管理があげられる。マタイ制度では、称号が与えられると同時に管理する土地も与えられる。土地と称号は不可分であり、土地のないマタイ制度は成り立たない。

ここで、欧米人との接触以前の、サモアのネイティヴによる土地の譲渡という概念を説明しておきたい。サモアのネイティヴの慣習として、対価を目的とした土地の譲渡の概念がなかったであろうことは、多くの研究者の一致した意見である⁷¹。ただし、メレイセアは戦争の際には、土地権の移譲があったと述べる。1865 年以降、サモアの首長間で戦争が起こった時に、戦争における勝者がしばしば敗者の土地を欧米人に売り払ったことを根拠に、サモアでは勝者は敗者の土地を占有するのがルールであったと主張する⁷²。

しかし、山本は、「サモアの戦争の慣習では、相手を武力で破っても土地を奪うことはせず、敗れた側はしばらく別の地に逃走しているか、貴重財などを送って恭順の意を示すことによって土地に留まるのが常であった⁷³」と述べている。さらに山本は、「敵の村や地方の土地全体を乗っ取るという事例は口頭伝承などにも見出すのは困難である」と述べている⁷⁴。

土地の譲渡が特に問題となったのが、1860 年代末のファイタシガ戦争の時であった。サモアのネイティヴは外国人から火器を入手する必要がある、貨幣を必要としていた。この頃、中央ポリネシア土地商業会社やゴードフロイ社などのプランテーション事業を目的とする外国企業がサモアの土地獲得をすすめていた。貨幣を必要としたサモアのネイティヴは、欧米人に土地を売ることで貨幣を得ようとした。欧米人との接触後、土地の売買に不慣れなサ

⁷¹ 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」179 頁。

⁷² Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, p.43.

⁷³ 山本「上からの統合、下からの統合」326 頁。

⁷⁴ 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」180 頁。

モアのネイティヴがどの程度土地を失ってしまうことについて自覚を持っていたのかについては議論の余地がある。ただし、山本は「理解していたとしても、していないふりをすることはしばしばあっただろうし、後は野となれ山となれで、とりあえずの苦境から救われたいという意志が働いたことは認められる」としている⁷⁵。こうした背景から 1860 年代サモアは土地売買ブームになった⁷⁶。

土地売買は新たな問題を引き起こした。本来サモアの土地は、一人の意思で売却することはできない。たとえ最高位首長であっても、アイガの運営については他のアイガ構成員の合意を得なくてはならない。しかし、1860 年代においては、戦争による非常事態であったためにこの合意を得るという過程は行わなかったり、または時には故意に無視されたりした。複数の欧米人に同じ土地を売ったり、土地に対して土地譲渡の権利を持っていない者が土地を売り払うということも起こった。さらに、武力闘争に負けて不在になった敵の土地を勝者が勝手に売り払うこともあった⁷⁷。

この結果、サモアの土地については、所有する実態と書類上の権利が一致しなくなった⁷⁸。欧米人側からは、買ったはずの土地が実際には獲得できないという不満が生じた。また、サモアの現地住民側からは、自らの知らないうちに勝手に自分の土地が販売されるという問題が起きていた。このような、サモアの現地住民、欧米人の双方にとっての土地問題を交渉し、解決するための機関として、両者ともに「近代的な政府」を必要とする社会的状況が生じていたといえる。

第 3 章 「1873 年憲法」の制定と「1875 年憲法への改定」

それでは、サモアのネイティヴ、欧米人ともに設置を求める動きがあった中で、サモアの現地住民が「近代的な政府」に求めたものは何であったのであろうか。本章では、「1870 年代サモア政府」の設置とともに制定された「1873 年憲法」とその後改定された「1875 年憲法」を比較する。「1873 年憲法」が現地住民に受け入れられなかった一方で、「1875 年憲法」

⁷⁵ 山本「オセアニア世界の植民地化と土地制度」179-180 頁。

⁷⁶ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, p. 271.

⁷⁷ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp.21-37.

⁷⁸ 中央ポリネシア土地商業会社においては、サモアの実際の面積の 3 倍以上の土地を所有していることになっていた。

はサモアの現地住民に受け入れられた。この 2 つの憲法の違いを分析することにより、サモアの現地住民が「近代的な政府」に求めたものを明らかにしたい。

第 1 節 「1873 年憲法」と法

第 1 項 「1873 年憲法」

1873 年 8 月 21 日、サモア全土に効力をもつ初めての憲法⁷⁹が制定された。この憲法制定の協議には、サモアの首長らの他、アメリカ領事、イギリス領事、ドイツ領事、プロテスタントのミッシヨナリー、ローマ・カトリックのミッシヨナリーが参加した。領事やミッシヨナリーたちは、この「1873 年憲法」の制定を機に、以下 2 点のことを「1870 年代サモア政府」に求めた。1 つは、サモアにおいて外国人が土地を購入できるようにすることである。もう 1 つは、過去に外国人が購入した土地に関して、その所有を「1870 年代サモア政府」に保証してもらうことであった⁸⁰。

「1873 年憲法」には、修正条項を含め 7 つの内容が含まれている。それは、政府の設置、身体・精神の自由、法の下での平等、タイムア（議会）の設置、裁判にかんする規定、支配者の宣誓、そして修正条項である裁判官の設置である⁸¹。しかし、この「1873 年憲法」の内容は不十分で、性格の異なるものが折衷されていた⁸²。例えば、「1870 年代サモア政府」の構成員を規定する記述が存在しない。また、「1873 年憲法」の冒頭には「神が同じ血のもと我々を創ったのだから」といった記述や、代表者の宣誓について定めた箇所では「支配者は、神の前でサモアの政府を支え、尊敬し、法に従って政府を維持し、支配者自身の行為によって不名誉となることがないようにすることを誓う」という、キリスト教の影響が見られる箇所が存在する。それにもかかわらず、同じ宣誓について定めた箇所では「個人としては好む宗教の崇拝に対して自由である」というサモアの先住民社会に存在した信仰を認めるような

⁷⁹ この憲法自体は、2 ページほどの簡素なものであった。

⁸⁰ *Report upon Samoa: or, the Navigation's Island, Made to the Secretary of State, April 22, 1874 to the Senate and House of Representatives*. スタインバーガーは土地を外国人に売らないようサモアのネイティヴにアドバイスをしていた。スタインバーガーの行動は相手によって態度の変わる矛盾の多いものであった。

⁸¹ Constitution of Samoa (1873) in F. O. C. P. 2849.

⁸² Constitution of Samoa (1873) .

記述も見られる⁸³。このように、「1873 年憲法」は性格の異なるものが折衷されており、理解しづらいものとなっていた。

この憲法の下で、議会であるタイムア (Taimua) が設置された。タイムアには、「1870 年代サモア政府」を構成する首長もしくは支配者の中から 7 人が代表として選出される。任期は 1 年で、その業務は立法の他、サモアの内政、最高判事としての任につくこと、条約の締結や対外交渉を含む外交、法の執行など多岐にわたった⁸⁴。

第 2 項 サモア法の制定

また、「1873 年憲法」の下で、サモア法も制定された⁸⁵。形式上タイムアがこの法を制定したになっているが、起草には「1873 年憲法」の制定にかかわった者も参加していた⁸⁶。サモア法は、殺人、窃盗、婚姻、成人、偽証及び告訴の失敗、名誉棄損、反乱、土地の譲渡、タトゥー、政府の役人、安息日、四足動物、不法侵入、脅迫、武器、罰金や処罰を助ける行為、教育の義務、道路における行動、大人数による旅行、ダンス、船、貿易の規制、重さと尺度、偽金、収入の 25 項目からなる⁸⁷。このサモア法は、必ずしもサモアの先住民文化を尊重したものではなかった⁸⁸。

サモアの先住民文化の 1 つに、タトゥーがあげられる。サモア法では、第 9 条がタトゥーにかんする内容であり、第 1 節で「タトゥーは厳格に禁止する……」としている。他の土地から来た者がタトゥーを入れた場合も処罰の対象となる他、タトゥーを入れた刺青師にも刑が科せられるなど、タトゥーの禁止は徹底したものであった。

さらに、第 20 条ではダンスに関する法が、第 1 項「古いサモアの慣習及び異教徒の習慣によるナイトダンス——これは、部分的に肌を見せるもの、全裸で踊るもの、猥褻なものを含むものを指す——は厳格に禁止する」と定められた⁸⁹。ポリネシアでは、タトゥーと同様にナイトダンスもサモア社会の地位や宗教の信仰を示す上で、重要な意味をもつこともあ

⁸³ Constitution of Samoa (1873) .

⁸⁴ Constitution of Samoa (1873) .

⁸⁵ Samoan Laws in F. O. C. P. 2849.

⁸⁶ Constitution of Samoa (1873).

⁸⁷ Samoan Laws.

⁸⁸ この点にかんしては、デーヴィッドソンも指摘している。Davidson, *Samoa mo Samoa*, pp.49-50.

⁸⁹ Samoan Laws.

る⁹⁰。このように、サモア法にはサモアの先住民文化を抑圧する側面があった。法の起草には、キリスト教のミッシヨナリーがかかわっており、サモアでの布教を進める上で、キリスト教にふさわしくない習慣をミッシヨナリーが法的に禁止しようとしたと考えられる⁹¹。

また、サモア法では、土地問題を解決しようとする動きもみられる。サモア法第8条第1項では土地の売買にかんする規定が以下のように定められた。「土地を販売する者は、役人に届け出なくてはならない。もし、届けた者が販売をするための適切な権利を有していたならば、政府はその販売を登録する⁹²」。これは、土地の権利を有さない者が勝手に土地を販売することを防止した法である。こうした法の制定は、サモア人にとっては自らの土地権が勝手に移譲されることを防ぐ上で役立ったと考えられる。

ギルソンによると、土地の所有権をめぐる裁判において外国人とサモア人が争った場合、外国人が勝訴することはほとんどなかったという⁹³。ここで、F. O. C. P. 2849 に 1873 年 10 月 24 日の出来事として記録されている土地を巡る紛争の事例を見てみよう。その内容は、「セイウリ（人名）は、W. ジョンストンに土地を売った。フナロ（人名）は（これに）不満を持ち、セイウリがフナロに利益と同じ額を払い戻すことで収まった。（しかし）未だになにも支払われていない⁹⁴」というものである。この事例に、「1870 年代サモア政府」がどのような対処をしたかは不明である。しかし、「1870 年代サモア政府」文書として保管されていることから、土地を勝手に売られたサモア人の訴えに「1870 年代サモア政府」が介入し始めていたことが分かる。

1873 年に、ラウペパに会ったスタインバーガーは、その時のことを次のように記している。「彼（ラウペパ）は、平和の訪れとラウペパの影響下にある人々のために法が作られたことを本当に喜んでいた⁹⁵。」また、「彼（ラウペパ）は、アメリカの裁判制度を強く望んで

⁹⁰ タトゥーに関しては、国立民族学博物館[編]「オセアニア——海の人類大移動」昭和堂、2007 年など。ダンスに関しては Turner, G.(1884) *Samoa, a Hundred Years Ago and Long Before: Together with Notes on the Cults and Customs of Twenty-Three Other Islands in the Pacific*, London: Macmillan, pp.124-135 に当時のダンスの記述が残されている。

⁹¹ ミッシヨナリーがキリスト教にふさわしくない習慣を禁止していたことについては、Ridgell, R. (1995) *Pacific Nations and Territories: The Islands of Micronesia, Melanesia, and Polynesia*, Honolulu: Bess press, p.44.

⁹² Samoan Laws.

⁹³ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, p.310.

⁹⁴ F. O. C. P. 2849.

⁹⁵ *Report upon Samoa*,括弧内は筆者による。

いた。彼は、我々の国（アメリカ）についてよく知っており、南北戦争、黒人の自由、（アメリカの）インディアンに対する我々の干渉的保護を知っていた⁹⁶」とも記されている。これらの記述からは、おそらくラウペパはアメリカについてある程度知っており、平和を希求し、法の制定を望んでいたと史料からは読み取ることができる。ラウペパがこの記述どおりに考えていたとして、特に、アメリカを「自由と平等の国」と捉えていたということは重要である。1860年代の太平洋諸島において、太平洋諸島民が欧米人の奴隷として労働に従事させられることがあった。こうした背景から、ラウペパは法の整備により、太平洋諸島民の保護を期待したのかもしれない。

1873年の法制度は、理解のしづらいものであったが、サモアの現地住民の中には、ラウペパのように法の整備が整ったことを評価した人物もいた。

第2節 「1875年憲法」

「1873年憲法」の制定からしばらくして、改定が行われた。ギルソンは「サモアに駐在する外国の領事たちが、憲法に選挙や王の設置に関する規定などを盛り込むことを求めたため」としている⁹⁷。アメリカ領事、イギリス領事、ドイツ領事、サモアの首長らに加え、アメリカ合衆国特使を名乗るスタインバーガーがかかわり、1875年8月、「1873年憲法」の改定が行われた⁹⁸。すなわち「1875年憲法」の誕生である。

この「1875年憲法」は満7年後に完全な施行を目指していた⁹⁹。この「1875年憲法」と合衆国憲法との類似が、ギルソンやトローダッシュによって指摘されている¹⁰⁰。筆者が細かく調べたところ、「1875年憲法」の文章のうち、約21.34パーセントが合衆国憲法からの引用であった¹⁰¹。確かに、「1870年代サモア政府」の代表者の選出や補欠選挙の方法などは、

⁹⁶ *Report upon Samoa*, 括弧内は筆者による。インディアンという呼称は差別的であるとされるが、ここでは原文に *Indians* と表記されていることから、そのままインディアンとした。

⁹⁷ Gilson, R. P., *Samoa, 1830-1900*, p.311.

⁹⁸ 3 Consuls to alii and FP of Malo in MN, 30-12-74, SFW, Weber, Foster, to aupaipule of Malo of Samoa in MN, 7-1-75 in B. C. S. 4/2.

⁹⁹ Constitution of Samoa (1875) in F. O. C. P. 2849. 第6条第3節。

¹⁰⁰ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.317-318, Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.55.

¹⁰¹ 「1875年憲法」と合衆国憲法を比較し、文章が一致する箇所を引用とした。引用にあたる箇所は577語から構成される文章である。「1875年憲法」は、判読不可の単語（推計36）を含み、2259語から構成される。合衆国憲法の影響が見られる語数（577語）÷1875

アメリカと同じ方法が採用されている。このような引用があることは、親アメリカ的であったサモアの現地住民がこの「1875 年憲法」を制定した「1870 年代サモア政府」を受け入れた理由として説明されてきた¹⁰²。しかし、残りの約 78.66 パーセントにあたる部分には、サモア独自の箇所もみられる。つまり、「1875 年憲法」の制定では単にアメリカの制度を導入するだけでなく、サモアの「伝統的」な文化を考慮するなどサモアに適した制度や規定を実現することを試みたことがうかがわれる。

ここからは、「1875 年憲法」施行後の「1870 年代サモア政府」の構造や性質について、さらに詳しく分析・検討してみたい。

第 1 項 ファイプルの設置

「1873 年憲法」と「1875 年憲法」を比較すると、2 つの機関と役職が新たに設置されていることが注目される。その 1 つが、ファイプレ (Faipule) である。「1875 年憲法」では、議会は上院にあたるタイムアと下院にあたるファイプレの二院制となった¹⁰³。これ以降、サモア「1870 年代サモア政府」の議会はタイムア・アンド・ファイプレと呼ばれる。こうして二院制をとることになったため、ファイプレの設置は合衆国憲法との一致点とされている。

年「憲法」の語数 (2259 語) から、21.34 パーセント (小数第三位を四捨五入) が一致しているとした。

合衆国憲法においてサモア憲法への影響が見られる項目 (*は一部の引用)

前文*、第 1 条 (1 立法権、2-1 下院*、2-3 下院議員の選出方法*、2-4 補欠選挙、2-5 下院議員・役員の選出・弾劾の専権、3-1 上院議員の選出方法・任期*、3-5 上院議長の缺欠・大統領職の代行の場合の臨時議長の選任*、3-6 上院の弾劾裁判*、4-1 上院・下院議員選挙の日時・場所・方法*、5-2 議員の懲罰・除名、5-3 議事録の公開・記載の要求*、6-1 議員歳費の至急・議員の不逮捕特権・院内での発言等の院外での免責*、7-1 下院の歳入関連法の先議権・上院の修正の発議および同意権*、8-1 連邦議会の租税等の徴収権および義務*、8-2 金銭の借入権、8-3 外国通商・州際通商・インディアン部族 (アメリカ先住民) との通商に関する規制権*、8-5 貨幣の鑄造・度量衡の基準の制定権*、8-15 連邦による民兵の徴収権、9-3 権利剥奪法・遡及処罰法の制定禁止、9-7 予算に基づく歳出・決算書の公表、10-1 州の条約・同盟・連邦への加入・捕獲免許状の付与の禁止*)、第 2 条 (1-8 大統領の宣誓義務*)、第 4 条 (1 十分な信頼と信用*、2-1 他州の市民に与えられる特権及び免責権の享受、2-2 犯人の移送・引き渡し*)、第 6 条 (1 本憲法採択以前の合衆国の債務・契約の効力の保障、3 公務員の憲法順守義務*)、第 7 条 (2 項、本憲法の制定*) 数字は節・項を表す。

特に、下院の設置、下院の選出方法は重要な一致である。

¹⁰² Gilson, *Samoa, 1830-1900*, Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, Stuart, *Planting the American Flag*.

¹⁰³ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.317-318, Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.55.

る¹⁰⁴。タイムアの任期は1年で、再選可能であった。定数は15人である。地域をブロックに分けて、代表が選ばれた。つまり、マヌア、オロオシंगा、オッフオ、アヌウ、ツツイラをあわせた地域から2人、マノノとアポリマをあわせた地域から1人、アトゥアから2人、アナから2人、ツマサガから2人、サバイイから6人と定められていた。被選挙者は、「高位首長の中から人々によって選ばれる」とされていた¹⁰⁵。一方、ファイプレの任期は2年で、選挙区は、マヌア、オロオシंगा、オッフオ、アヌウ、ツツイラ、ツマサガ及びアナ、マノノ、アポリマ、サバイイの10地区に分かれており、各地区の基礎人口に基づき2,000人に1人を超えない範囲で割り振られた。ファイプレは「各地区の人々による投票」で選ばれると定められていた（図⑤）¹⁰⁶。このファイプレの人口比率に基づく選出も、合衆国憲法に定められた下院の選出と一致している。

〈図⑤：タイムアとファイプレの選挙区〉

ファイプレの選出は各地区の基礎人口に基づき2,000人に1人を超えない範囲で選出。	地区名。	タイムアの定数。
	マヌア。	2人。
	オロオシंगा。	
	オッフオ。	
	アヌウ。	
	ツツイラ。	
	マノノ。	1人。
	アポリマ。	
	アトゥア。	2人。
	アナ。	2人。
ファイプレの選出の際、アナとツマサガだけは、「ツマサガ及びアナ」として1つの地域として扱われた。	ツマサガ。	2人。
	サバウ。	6人。

¹⁰⁴ Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.55.

¹⁰⁵ Constitution of Samoa (1875) 第1条第3節。

¹⁰⁶ Constitution of Samoa (1875) 第1条第2節。

ファイブレは、地域と「国家」をより密接に結びつけた¹⁰⁷。ファイブレの設置によって、各地区から最低 1 人の代表者が選出され「国家」の政事を行うことになったためである。タイムアの選挙区と定数を見ると、地区によってはタイムアへの代表者がいない地域が出る。例えば、マヌア、オロオシンガ、オッフオ、アヌウ、ツツイラの 5 地域は、ひとつの選挙区とされ、そこに割り当てられている定数は、2 人である。このため、5 つの地区のうち最低 3 地区は代表者が出ない地域となる。この問題を補完するのが、ファイブレである。ファイブレの選挙区は、タイムアの選挙区より細かく分けられており、マヌア、オロオシンガ、オッフオ、アヌウ、ツツイラは、ファイブレでは、それぞれが 1 選挙区として扱われる。これにより、タイムアが出ない地区もファイブレに代表を出すことができ、各地区が「国家」での代表者を持つことになった。本分析により、デーヴィッドソンによる、下院の存在が「1870 年サモア政府」の中央集権化をより進めたという指摘の詳細が明らかになった。

「1875 年憲法」が満 7 年後に完全な施行を目指したものであることは、すでに述べたが、1875 年の時点で、タイムアとファイブレには規定された人数がほぼ選出されていた¹⁰⁸。ファイブレの選出方法は確かに「各地区の人々による投票」であったが¹⁰⁹、「1875 年憲法」第 6 条第 3 節をみると、1875 年時点では「各地区の人々による投票」は行われていなかったことが分かる。それでは、「1875 年憲法」を見てみよう。

「1875 年憲法」第 6 条第 3 節

「(1)満 7 年後、その際、人々は投票用紙を使用することに抵抗を覚えず、選挙の重要性を十分に理解しているであろうから、(2)その時、サモアの人々に王政から共和制に変える権利を与えるため、議会は総選挙を行う。その選挙を行うにあつての議会の活動に王は発言できない。本節は、憲法修正の対象とならない¹¹⁰」

下線部(1)を見ていただきたい。下線部(1)では、満 7 年後にはサモアの現地住民が選挙の重要性を理解し、投票用紙を使用し選挙が行われる、と述べられている。ということは、1875

¹⁰⁷ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.49.

¹⁰⁸ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.291-331, Torodash, “Steinberger of Samoa,”p.53, p.55, 山本「上からの統合、下からの統合」329 頁など。

¹⁰⁹ Constitution of Samoa (1875) 第 1 条第 2 節。

¹¹⁰ Constitution of Samoa (1875) 第 6 条第 3 節、下線は筆者による。

年の時点では、サモアの現地住民は選挙の重要性を理解しておらず、投票用紙による投票も行われていなかったということを意味する。つまり、この時には、元々サモアの先住民社会に存在していた選出方法でファイプレの選出を行っていた可能性が高い。ここから、1875年には、サモアでの「伝統的な」代表者であるマタイの選出と同じようになされていたと考えられ、ファイプレにはマタイ相当の人物が選ばれていたという蓋然性が認められる¹¹¹。

第2項 王の設置

「1875年憲法」では、もう1つ新たに王¹¹²という役職が設けられた。王は、アメリカの制度ではなく、サモア独自のものとして設けられたものである。タイムア・アンド・ファイプレによって、王は、サモアの有力首長家であるマリエトア家とツプア家から、任期ごとに交代で選出されることとなった。任期は4年で¹¹³、王は、武器の管理、税金等の監督、国有地の管理¹¹⁴、最高裁判所の首席裁判官、外交、軍事革命時の地方支配の6つの権限を有した¹¹⁵。王の業務は、王国の問題をタイムアとともに協議を行うことであった¹¹⁶。

次に、「1875年憲法」第6条第3節の下線部(2)を見てみよう。7年後に、王政から共和制に変えるか否かを問う選挙をすることが規定されている。サモアの政治形態が王政である必要はない、ということである。それでも1875年に王は制定された。1875年の時点で王の存在は有用であると判断されたと考えられる。B. C. S.には王の設置をめぐり、サモアの現地住民と欧米人の間で次のような意見の違いがあったことが記録されている。サモアの現地住民は王を2人選出することを求めていた。しかし、アメリカ、イギリス、ドイツの領事は、王を1人だけ選出すること求めた。王が2人いることによって意見の対立が生じ、

¹¹¹ So'o, *Democracy & Custom in Samoa*, p.36.史料による裏付けや根拠は示されていないものの、ソッオも「マタイのみがタイムアとファイプレに選ばれるのにふさわしかった」としている。

¹¹² サーリンズは、その著書 Sahlins, M. D. (1958) *Social Stratification in Polynesia*, Seattle: University of Washington Press, の中で、サモアは首長制の社会であるとしている。「1875年憲法」以降、サモアには度々、王と名の付く役職が設けられるが、サモア社会が王制となったわけではない。

¹¹³ Constitution of Samoa (1875) 第1条第4節。

¹¹⁴ この当時サモアは国ではないため、国有地という表現は不適切であるが、ここでは史料のまま記載しておく。ここでいう国有地とは、王の管理下の下にある土地を指す。

¹¹⁵ Constitution of Samoa (1875) 第1条第5節。

¹¹⁶ Constitution of Samoa (1875) 第1条第3節。

様々な問題を解決できないことを恐れたためである¹¹⁷。

王を 2 人選出する代わりに、王はマリエトア家とツプア家から交代で選出されることとなった¹¹⁸。王の選出方法には、サモアの現地住民側の意見が考慮されたと考えられる。マリエトア家、ツプア家のどちらかからのみ王が選出された場合、「1870 年代サモア政府」への反対勢力が生じる可能性があるとして欧米人も判断したのであろう。両家のサモアにおける勢力関係は、F. O. C. P. 2849 に記されている。それによると、マリエトア家は、トンガとの戦争の際におこった新しい勢力である。サバイイ、マノノ、アポリマ、ツマサガの首長と人々から支持を得ていた。一方のツプア家は、サモアに昔から存在する勢力であった。アトゥアとアナ地域の首長と人々から支持を得ていた¹¹⁹。両家の勢力範囲をあわせるとサモアほぼ全体に影響を持つことになる。こうした先住民社会の勢力に留意しながら、王の設置は行われたのであろう。また、マリエトアとツプアがタマアイガであることを考慮すると、王の選出にはマタイ制度の称号が少なからず影響していたと思われる。

第 3 項 現地住民の権利の保障

2 つの役職の設置に加え、「1875 年憲法」では、新たに外国人とネイティヴとの関係も規定された。第 2 条第 1 節では「サモアの白人居住者及び滞在者に対する当然の事項として、我々サモア人が作った法の効力の下で行われる審議を誠実に受け入れることである¹²⁰」とある。このように「1875 年憲法」では、欧米人もサモア人もサモア「1875 年憲法」下では法の下での平等を規定された。また、他島の太平洋諸島民が圧制下に置かれることのないようにも考慮されていた。19 世紀後半、オーストラリアやフィジーをはじめとする太平洋諸島のプランテーションでは、労働力として太平洋諸島民が導入されていた。こうした労働力は、ブラックバーダーズ (Blackbirders) と呼ばれた労働交易業者による太平洋諸島民の「誘拐」によって賄われることもあった。

1870 年代に、こうした「誘拐」が行われていたかは議論の余地がある¹²¹。この時期、サ

¹¹⁷ 3Consuls to alii and FP of Malo in MN, 30-12-74 in B. C. S.

¹¹⁸ F. O. C. P. 2849 によると、サモアの本来の王はマヌア地域の首長であった。しかし、マリエトア家とツプア家のみが選ばれたため、この「政府」にマヌア地域は参加しなかった。おそらく、マヌア地域は面積の小さな島であるため、欧米人はその地域を重要視しなかったであろう。

¹¹⁹ F. O. C. P. 2849.

¹²⁰ Constitution of Samoa (1875) 第 2 条第 1 節。

¹²¹ Scarr, D.(1967) “Recruit and Recruiters: A Portrait of the Pacific Islands Labour

モアにおいてもプランテーション事業の拡大が行われていたことは既に述べた。こうしたプランテーションに他島の太平洋諸島民が導入されていたことは容易に想像がつく。第2条第2節では、このような外国人労働者の規定が「我々の島への外国人労働者の導入は許可される。……（中略）……すべての労働者は自由意思によるものでなければならないし、彼らの不満は、彼らに対する不満と同様に、法廷とその決定の下に置かれる¹²²」とされた。

第4条第5節では、言語の規定がなされた。その内容は、「すべての（議会の）進行および法はサモア語で書き取られ、英語に翻訳される。しかし、英語以外の言語を使用する外国人居住者および外国政府の公官は、適切に選出された代理人を通じて議事進行録や法の観覧を請求でき、各言語によって複写できる¹²³」というものである。この「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」において、サモア語というサモア独自の文化は禁止されなかった。むしろ、英語はあくまで翻訳であり、サモア語で表記された議事録および法が英語

Trade,” *The Journal of Pacific History*, Vol.2(1), pp.5-24, Scarr, D. (1967) *Fragments of Empire: A History of the Western Pacific High Commission, 1877-1914*, Canberra: Australian National University Press は、1870年代中頃から太平洋諸島民の労働は「自発的な志願」へと変化したと主張した。また、ピーター・コリスも Corris, P.(1973) *Passage, Port and Plantation: A History of Solomon Islands Labour Migration 1870-1914*, Carlton: Melbourne University Press で太平洋諸島民は自発的に労働したと結論付けた。彼らは、「修正主義者」と呼ばれる。しかし、彼らの見解は、ケイ・ソンダーズやエードリアン・グレーヴズといった「反修正主義者」によって否定された。Saunders, K., “The Workers’ Paradox: Indentured Labour in the Queensland Sugar Industry to 1920,” in Saunders, K (ed.) (1984), *Indentured Labour in the British Empire*, London and Canberra: Croom Helm, Saunders, K. (1982) *Workers in Bondage: The Origins and Bases of Unfree Labour in Queensland 1824-1916*, St. Lucia: University of Queensland Press, Sanders, K.(1979) “The Middle Passage?” Conditions on the Labour Vessels from Queensland to Melanesia, 1863-1907,” *Journal of Australian Studies* 5, North Melbourne: Victorian Historical Association, pp.38-39, Graves, A., “The Nature and Origins of Pacific Islands Labour Migration to Queensland, 1863-1906,” in Shula M. and Peter R. (eds.) (1984), *International Labour Migration: Historical Perspectives*, Hounslow, Middlesex: M. Temple Smith, pp.112-139, Graves, A., “Colonialism and Indentured Labour Migration in the Western Pacific, 1840-1915,” in P. C. Emmer(ed.) (1986), *Colonialism and Migration: Indentured Labour before and after Slavery*, Dordrecht, Boston, MA, and Lancaster: Springer, pp.237-59,その後、クライブ・ムーアやラルフ・シュロモヴィッツといった「新修正主義者」によってふたたび、「修正主義者」の見解が支持されるようになった。Moore, C.(1985) *Kanaka: A History of Melanesian Mackay*, Port Moresby: Institute of Papua New Guinea Studies and University of Papua New Guinea Press, Shlomowitz, R.(1982) “Melanesian Labor and the Development of the Queensland Sugar Industry, 1863-1906,” *Research in Economic History* 7, pp.327-361, Shlomowitz, R.(1986), “The Fiji Labor Trade in Comparative perspective, 1864-1914,” *Pacific Studies* 9: 3, pp.107-152.

¹²² Constitution of Samoa (1875)第2条第2節。

¹²³ Constitution of Samoa (1875)第4条第5節、括弧内は筆者による。

以上に権威を与えられていたと言える¹²⁴。

また、1873 年から解決が試みられていた土地問題についても、1875 年以降の裁判記録に注目すべきものがある。それは、1876 年 8 月 8 日に開かれた裁判の記録である¹²⁵。その内容は以下の通りである。ファレタのツアトゥの土地をめぐるこの土地の権利を争う裁判が起こされた。1866 年 6 月 15 日に、原告サイアキは、この土地をパレポによってジョン・ハントに不当に売られたと主張した。この裁判には、ヨーロッパ人¹²⁶側から 4 名、サモア人側¹²⁷からタイムア 3 名、ファイプレ 2 名が参加している。また、これ以外に陪席判事団としてサモア人 4 名が参加した。ヨーロッパ人側の主張は、「パレポとフウアパウによる、ジョン・ハントへの土地の売却は問題のないものであり、1866 年 6 月 15 日の不動産譲渡証書は信用できる」というものである。一方、陪席判事団による、サモア人側の意見は、「土地はもう一度調査すべきである、サイアキとパレポは和解すべきである。調査によって土地がサイアキのものだと証明されたら、土地はサイアキのものとして維持されるであろう」というものである。ここで注目したいのは、陪席判事団の存在である。欧米人とサモアの現地住民との紛争であるにもかかわらず、陪席判事団は 4 名ともサモア人である。これは、サモアの現地住民に有利な状況と見ることができる。サモアのネイティヴにとって、土地は生活の基盤であり、マタイ制度の維持に欠かせないものであることは既に述べた。少なくともサモアの現地住民は、「1875 年憲法」施行後の「1870 年代サモア政府」に訴え出ること、土地問題を解決できる可能性があったと言える。

第 4 項 形式的な二重性

次に、筆者は「1875 年憲法」施行後の「1870 年代サモア政府」がサモアの現地住民に受け入れられた理由として、サモアの先住民文化の制度に由来する「形式的な二重性」が関係していたことを指摘したい。

「形式的な二重性」とは、1957 年にマッケイ (Mckay) によって指摘された、サモア社会の慣習である。マッケイは、「サモア人の制度において非常に特徴的なのは、形式的な二重性」であると述べる。「これは、サモア社会自体の民主的な制度」であり、「至るところに

¹²⁴ 英語を原本としなかった理由としては、ドイツに配慮したと考えられる。

¹²⁵ Record of Court case held on 8-8-76 in T. F. P.

¹²⁶ 史料にはヨーロッパ人と書いてあるが、本稿でいう欧米人と同義である。

¹²⁷ 注 91 と同様、本稿でいうサモアの現地住民と同義である。

存在するチェック・アンド・バランスのシステム」である¹²⁸。言い換えると、サモア社会において、1つの集団には、ほぼ同等の権力を持つリーダーが2人存在するということである。両者が相互の言動や行動を確認することにより、誤った政治的判断や不平が起らないようにすることがこの制度の1つの目的である。もう1つの目的は、権力を二分することにより、独裁的な権力者が生まれないようにすることである。両者は相互補完的な関係であり、不可分のものである。

こうした慣習は、現在のサモア社会にも認められる。各村落の首長には、神聖さを示す首長と実際に運営を行う首長が存在する。この2人の首長に優劣はほぼ存在しない。ある問題に対して、両者の意見が一致しなくては、解決に至ることはない。どちらかの意思が欠けた場合、それは不十分な決定とみなされるのである。また、儀礼においても形式的な二重性というのは認められる。サモアの最も有名な儀礼の一つにカヴァ儀式があげられる。カヴァ(kava)とは、ポリネシア一帯に広がる儀礼的飲料である¹²⁹。村落で会議が行われる場合は、必ずこのカヴァを順番に飲む儀式が行われる。これがカヴァ儀式である。カヴァ儀式には複雑な作法があり、参加者の保有する称号によってカヴァが配られる順番が決まる¹³⁰。基本的には高位称号保持者から順番に配られるのであるが、最初と最後に配られるカヴァ杯には同じ位名誉があるとされている。

筆者は、「1870年代サモア政府」において、この「形式的な二重性」が認められるのではないかと考える。「1870年代サモア政府」には、ほぼ同等の権力を有す2つの存在がいくつか確認できる。例えば、タイムアとファイプレ、マリエトア家とツプア家などである。

1870年代の欧米人による記録に、この先住民文化にかんする言及がみられないことから、欧米人がこの文化に気づいたのは、おそらく20世紀に入ってからであり、1870年代には気づいていなかったと考えられる。しかし、「形式的な二重性」の概念がサモア社会の文化に由来したものである以上、1870年代にもサモア社会には「形式的な二重性」の概念は存在したであろう。

欧米人は、おそらくこの慣習を「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」に導入

¹²⁸ McKay, C. G. R. (1957) "An Introduction to Samoan Custom," *The Journal of the Polynesian Society*, volume 66, pp.36-43.

¹²⁹ コショウ科に属する灌木の根をくだいて水にひたし、その上澄みを飲む。カヴァは儀礼的飲料であるが、マーケットに行くと飲むことができる。漢方胃腸薬のような味がし、飲んだ後の清涼感が特徴的である。

¹³⁰ 山本「ファレアタの地縁組織」151-189頁。

することを意図していなかったであろう。サモアの現地住民が意図していたかどうかは分からないが、この「形式的な二重性」の導入により、「1875 年憲法」に改定した後の「1870 年代サモア政府」の方が、サモアの先住民社会の文化に沿ったものとなっていた可能性がある¹³¹。

第 5 項 ゴーデフロイ社との密約からの影響

「1875 年憲法」の性質を理解する上で、もう 1 つ注目すべきことは、ドイツのゴーデフロイ社の影響である。「1875 年憲法」が改正される約 1 年前の 1874 年 9 月 16 日、スタインバーガーとゴーデフロイ社の間で、1 つの合意がなされた¹³²。ゴーデフロイ社は、「1870 年代サモア政府」をドイツとアメリカに承認させることに協力する。その代わりに、ゴーデフロイ社は、19 項目¹³³の要求をスタインバーガーに求めた。「1875 年憲法」には、このゴーデフロイ社との合意の影響がみられる。まずは、ゴーデフロイ社との合意の項目 (b) を見てみよう。ここでは、議論のために原文のまま引用する。

(b.) The Government to permit the introduction of foreign labour (Chinese as well as other islanders). Copies of contracts to be lodged with the Government. All such labour to be voluntary, and their grievances, as well as all complaints against them, subject to Courts of law and decision. Each labourer to be registered, with name, age, and place of birth or nativity; to be furnished with

¹³¹ ここで、ファイタシガ戦争やタイムア・アンド・ファイブレ派とプレトゥア派の対立の際には、何故「形式的な二重性」がうまく機能しなかったのかという疑問が生じるかもしれない。しかし、ファイタシガ戦争やタイムア・アンド・ファイブレ派とプレトゥア派の対立（第 4 章で取り上げる）と、タイムアとファイブレ、マリエトア家とツブア家の関係には、根本的な違いが存在する。前者の 2 つは、双方の合意のない対立関係から生じた 2 つの勢力である。後者の 2 つは、1875 年「憲法」の設置の際、双方が合意の上、生じた 2 つの勢力である。「形式的な二重性」がうまく機能するには、双方の合意の上生じた 2 つの勢力という条件が必要なのではないか、と筆者は考えている。

¹³² Agreement between Colonel A. B. Steinberger and Messrs. J. Ces. Godeffroy and Son, of Hamburg, for their establishment at Apia, Upolu, Samoa in F. O. C. P 2849.

¹³³ (a) 土地の承認、(b) 外国人労働者の導入、(c) 労働者のパスポートおよび輸出入の税免除、(d) 港税、(e) 水先案内人、(f) 税、(g) 基金、(h) コブラとココナツ繊維の販売、(i) 課税対象外の土地、(k) 酒税、(l) 貿易の独占、(m) 土地の売買、(n) 仲介役、(o) 蒸気船の航路、(p) 国庫、(q) コイン、(r) サモア「政府」によるコブラとココナツ繊維の販売、(s) その他の商品 I、(t) その他の商品 II、の 19 項目である。なお、(j) は史料自体に存在しない。

a Government permit, and, at the expiration of their time of contract, to be at liberty to depart, or re-contract, or to remain as citizens at Samoa, with all privileges and immunities, but subject to general law.....(omitting the rest) ¹³⁴.

(和訳) (b.) 政府は外国人労働者（中国人および他の島民）の導入を許可する。契約書のコピーは政府で保管される。そのようなすべての労働は自発的であり、彼らの不満は、それは彼らに対する不満と同様に、法廷およびその決定の下に置かれる。各労働者は、名前、年齢、出生地または出身地を登録される。政府の許可により必要なものが与えられる。契約期間の満了時には、自由に辞めることも、再契約することも、すべての権利と特権を有すサモア国民として残ることもできるが、一般法に服従しなくてはならない。.....（以下、省略）

それでは、第 2 章第 3 節でも邦訳で引用したが、「1875 年憲法」第 2 条第 2 節を英語翻訳で見てみよう。

The introduction of foreign labor upon our islands shall be permitted, but copies of all contracts with labourers must be lodged with the Government. All such labour must be voluntary, and their grievances, as well as all complaints against them, subject to the Courts of law and their decision. Each labourer shall be registered with name, place of birth or nativity, and approximate age; each one shall be furnished with a Government permit; and at the expiration of their term of contract to be at liberty to depart, to re-contract, or remain as citizen of Samoa, with all rights, privileges, and immunities of other peoples, but subject to the general law¹³⁵.

(和訳) 我々の島への外国人労働者の導入は許可される。ただし、すべての労働者との契約書のコピーは、政府で保管される。すべての労働は自由意志によるもので

¹³⁴ Agreement between Colonel A. B. Steinberger and Messrs. J. Ces. Godeffroy and Son, of Hamburgh, for their establishment at Apia, Upolu, Samoa in F. O. C. P 2849.

¹³⁵ Constitution of Samoa (1875) 第 2 条第 2 節。

なくてはならないし、彼らの不満は、彼らに対する不満と同様に、法廷とその決定の下に置かれる。各労働者は、名前、出生地、おおよその年齢を登録される。各労働者は政府より必要なものが与えられる。契約満了時に、自由に辞めることも、再契約することも、すべての権利すなわち、特権と他の外国人の刑事免責をもってサモア国民として残るかこともできるが、一般法に服従しなくてはならない。

このように、ゴードフロイ社との合意と「1875 年憲法」での表現にはかなりの一致が見られ、合意からの影響を否定することはできないだろう。ただし、この規定の内容は、ラウペパが求めたことでもあり、単純にゴードフロイ社からのみの影響とするべきではない。

他にも、ゴードフロイ社との合意と「1875 年憲法」には一致が見られる場所がある。それは、ゴードフロイ社との合意の項目 (c) と「1875 年憲法」第 3 章の冒頭である。まずは、ゴードフロイ社との合意の項目 (c) の記述である。

(c.) (omission)No export or import duties, except upon the importation of spirits, as hereinafter mentioned (see Article k), to be levied¹³⁶.

(和訳) (c.) (省略)以下に述べる (第 k 条を参照) 課税対象となる蒸留酒の輸入時を除き輸出入関税は免除される

ここで言及されている、ゴードフロイ社との合意の項目 (k) は、「すべての課税もしくは関税対象となるアルコールにワインとビールは常に含まれる」というものである。

次に、「1875 年憲法」第 3 条の冒頭を見てみよう。

Free trade shall be the established system of the Government. There shall be no export or import duties except upon the importation of spirituous liquors as provided by law¹³⁷.

¹³⁶ Agreement between Colonel A. B. Steinberger and Messrs. J. Ces. Godeffroy and Son, of Hamburg, for their establishment at Apia, Upolu, Samoa in F. O. C. P 2849.

¹³⁷ Constitution of Samoa (1875) 第 3 条。

(和訳) 自由貿易は政府の確立した制度とする。法律において定められた、蒸留酒の強い酒の輸入を除いて、輸出税、輸入税は課さない。

これらの文章表現の一致は、偶然とはいえない。「1875 年憲法」を起草する段階で、ゴードフロイ社との合意を反映させたものと考えるのが妥当であろう。

「1875 年憲法」は、「1873 年憲法」に比べサモア社会の文化に配慮したものとなった。その一方で、アメリカ合衆国憲法やゴードフロイ社の影響も受けたものであるとも言える。

第 4 章 「1870 年代サモア政府」の分裂

非公式のアメリカ合衆国特使スタインバーガーが、「1870 年代サモア政府」の設置に断続的に介入したのは第 1 章で述べたとおりである。スタインバーガーは 1875 年 7 月 4 日「1870 年代サモア政府」の首相に就任した¹³⁸。首相の仕事は、「王のために業務を行」い、「すべての仕事は王国の特別の利益に結びつく」ことが求められる。「首相によるすべての文書と業務は、王の権力と同等の力を有」し、「首相は、王国の重要業務において王の特別相談役である」とされた。また、「王は首相が把握していない行動するべきではない」とされ、「首相は両方（タイムアとファイブレ）の議会の議場に行き、討論に参加する資格を有し」ていた¹³⁹。スタインバーガーは、首相に任命されたことで、サモアの司法権、立法権、行政権の最高位を得ることとなった。

しかし、スタインバーガーは、サモアの欧米人勢力に煙たがられ、1876 年 H.M.S バラクータによって国外追放になる¹⁴⁰。この出来事をきっかけに、タイムア・アンド・ファイブレと王が対立した。この結果、1877 年マリエトア家が新たな政府としてプレトゥア（Puletua）の樹立を宣言し、サモアは再び政府が 2 つある状態となった¹⁴¹。

本章では、政府の分裂過程およびその際にサモアで起こった出来事に注目し、欧米人、サモアの現地住民それぞれの「1870 年代サモア政府」に対する反応を見ていく。

¹³⁸ Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.56.

¹³⁹ Constitution of Samoa (1875) 第 1 条第 7 節。

¹⁴⁰ Torodash, “Steinberger of Samoa,” pp.55-58, 括弧は筆者による。

¹⁴¹ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp.37-38.

第1節 スタインバーガーの追放

1876年初め、スタインバーガーが欧米人勢力により追放されたのは、上述のとおりである。この追放に参加した人物の1人に、ステューブズ（Stevens）がいる。彼は、バラクータの司令官であり、船長であった。ステューブズからオーストラリア基地に送られた書簡には、スタインバーガーの追放について、以下の5つの理由が示されている¹⁴²。それは、スタインバーガーが独裁者であること、スタインバーガーの地位が詐称であること¹⁴³、1872年に結ばれたアメリカとの条約が承認されていないこと¹⁴⁴、王とタイムアはスタインバーガーが首相であることに反対していること、スタインバーガーのサモア滞在に私利目的の点が認められること¹⁴⁵である。しかし、これらの理由は後付けであり、ステューブズが動き始めたきっかけは、彼のもとに嘆願が寄せられたことであった。

1875年11月から12月にかけて、様々な人物がステューブズに嘆願を行った。嘆願を行ったのは、イギリス領事、アメリカ領事、ロンドン伝道協会のメンバー、アナとオラトラの首長、外国人居住者、ドイツ領事である。ステューブズは、「(様々な人々が) 日々、私に…… (中略) …… (政府に対する) 抗議をしてくる。それは、すべての外国人の扱いが威圧的で非合法であり、冷淡なものであるということに関する要求と不満である。皆、すべての責任は首相であるスタインバーガーに繋がっていると言う¹⁴⁶」と記している。ここから、

¹⁴² Captain C. E. Stevens, R. N., to the Commodore Commanding the Australian Station 1-5-1876 in F. O. C. P. 2849.

¹⁴³ スタインバーガーは自らの地位について、トンガの領事、サモアのアメリカ領事、ドイツ帝国から承認を得ていたとしていた。しかし、実際は「通行書」程度のものしかスタインバーガーは得ていなかった。

¹⁴⁴ 1872年2月、アメリカとサモアの間ミード条約が結ばれた。これはパゴパゴの港をアメリカが独占的に使用できることを決めた条約である。アメリカは見返りにサモアのネイティヴの保護を約束した。しかし、これはアメリカ海軍司令官ミード（Meade）が議会の承認を得ずに結んだものであった。

¹⁴⁵ スタインバーガーは二期にわたってサモアで活動をしている。最初が1873年8月7日から1873年8月21日以降1か月足らずである。2回目が1875年4月1日から1876年2月（追放のためバラクータに2月の始めから幽閉されていた。実際にサモアを離れたのは3月である。）までである。このうち、1回目の滞在が中央ポリネシア土地商業会社に関する目的であると判断された。スタインバーガーは中央ポリネシア土地商業会社の株主であったという見解もあるが真偽は不明である。

¹⁴⁶ Captain C. E. Stevens, R. N., to the Commodore Commanding the Australian Station 1-5-1876.括弧は筆者による。

当時のサモアの欧米人は、非合法で非人道的な扱いを受けていると感じており、その原因がスタインバーガーにあると考えていたことを伺うことができる。

また、1873年10月24日から1875年10月7日の出来事の中には、欧米人が不当な扱いを受けたと認識している出来事が2つ認められる。1つ目は、1874年4月11日の記述である。「イギリス領事代理、S. F. ウィリアムズとアメリカ領事 J. M. コーは、アリエパタの判事と警官による複数のイギリス臣民および複数のアメリカ市民の誤認逮捕に対し、48ドルを要求した¹⁴⁷。」というものである。ここから、複数のイギリス人と複数のアメリカ人が不当に逮捕されているとイギリス領事代理とアメリカ領事が考えていたことが分かる。

また、1874年5月1日の記述には「イギリス領事代理、S. F. ウィリアムズとアメリカ領事 J. M. コーは、アリエパタの判事と警官に対し、要求を繰り返した¹⁴⁸」とある。ここから、不当逮捕に対する賠償金48ドルは5月1日の時点で支払われていなかったことが分かる。複数の欧米人が不当に逮捕されることだけでも欧米人にとっては遺憾であろう。その上、それに対して賠償金等の手当てがないことは、欧米人の感情を逆なでする結果となった。2つ目の記述は、1875年4月6日の記述である。ここには、「イギリス領事代理 S. F. ウィリアムズは、マタガレレにおけるネルソンの裁判において、（彼に対する）非合法的な判決を判事 Jeslika に対し抗議する¹⁴⁹」とある。イギリス領事代理は、裁判においても欧米人が不当な判決を言い渡されていると考えていた。

このように、「1870年代サモア政府」の下では逮捕や裁判といった場面において、欧米人は法の規定に反する扱いを受けていると感じていた。こうした側面を持つ「1870代サモア政府」は、欧米人にとって都合の悪いものであった。第3章第2節で土地をめぐる裁判に言及した。すでに述べたとおり、1876年8月8日の裁判は、欧米人とサモア人との紛争であったにもかかわらず、陪席判事団はすべてサモアの現地住民であった。こうした点も欧米人にとっては都合の悪い状況であった。さらに、土地の所有権をめぐる裁判において海外地域の人々が勝訴することはほとんどなかったというギルソンの指摘を考慮すると、こうした点も欧米人にとっては納得がいかなかったであろう。また、イギリス領事代理の S. F. ウィリアムズは「私が、サモア政府から少しでも満足のいく合意を得るのは不可能である¹⁵⁰」

¹⁴⁷ F. O. C. P. 2849.

¹⁴⁸ F. O. C. P. 2849.

¹⁴⁹ F. O. C. P. 2849.括弧は筆者による。

¹⁵⁰ From S. F. Williams 12-14-1875 in F. O. C. P. 2849.

と不満を漏らしている。彼にとって、「1870年代サモア政府」の対応は満足のいくものではなかった。

第2節 「プレトゥア政府」の樹立

それでは、サモアの現地住民は「1870年代サモア政府」をどのように捉えていたのだろうか。その答えは、スタインバーガーの追放後のサモアの現地住民の行動から見出すことができる。

スタインバーガーの首相解任と国外追放が決まったのは、1876年2月7日のことである。スタインバーガーは、これ以後、バラクータに収容された。バラクータがサモアを出航したのは、1876年3月30日のことである。収容から出航までの約2か月間、バラクータは、スタインバーガーを収容したままサモアにとどまっていたのである¹⁵¹。

S. F. ウィリアムズは、スタインバーガー追放後のサモアの現地住民について以下のように記している。「スタインバーガーの行動がアメリカ政府の支持を得たものではないという証拠を示したにもかかわらず、まだ、サモア人の何人かは、彼の行動がアメリカ政府の後ろ盾を得たものだ」と堅く信じていた¹⁵²。」ギルソンやスチュワートは、1870年代において、スタインバーガーはサモアの現地住民の支持を得ていたとする¹⁵³。ウィリアムズの記録は、スタインバーガーの追放後もサモアの現地住民の中には、スタインバーガーの行動はアメリカ政府の後ろ盾を得たものだ」と信じ続け、支持をした者がいたことを示している。

1876年3月13日、バラクータの船員とサモアの現地住民の間で戦いが勃発した¹⁵⁴。サモアの現地住民がスタインバーガーの釈放を求めたのである。戦いは壮絶なものとなり、サモア側は、タイムア1名、ファイブレ7名の合計8名が戦死し¹⁵⁵、イギリス側も数名の戦

¹⁵¹ Torodash, “Steinberger of Samoa,” pp.57-58.

¹⁵² From S. F. Williams in F. O.C. P. 2849 サモア人がアメリカ政府に何を期待していたかは、1877年の出来事から分かる。1877年、サモアの首長レ・マメア(Le Mamea)がサモア特使としてワシントンに派遣された。派遣の目的は、アメリカに「サモアの平和と良い政府の実現」の手助けを求めることであった。この史料のサモア人は、本稿のサモアの現地住民にあたる。

¹⁵³ Gilson, *Samoa, 1830-1900*, pp.294-296, Stuart, *Planting the American Flag*, p.42.

¹⁵⁴ Stathis, “Albert B. Steinberger,” p. 99.

¹⁵⁵ Taimua and Faiple of Samoa to Queen Victoria, Dated Fale Taimua, MN, 22-7-76 written by MK Le Mamea, Tusitusi, --copy in Samoan in T. F. P. .

死者と 3 人の負傷者が出る結果となった¹⁵⁶。サモアの現地住民は、スタインバーガーを「1870 年代サモア政府」に留めておくことを求めた。一方、欧米人はスタインバーガーを「1870 年代サモア政府」から追放することを求めた。バラクータの船員との戦いは、こうしたお互いの主張がぶつかった結果起こった出来事であった。

1876 年 4 月の初め、スタインバーガーはフィジーのレウガで釈放される¹⁵⁷。彼は、1876 年 6 月に書簡をサモアのタイムア・アンド・ファイプレと有力首長たちに送った。それには、自分はこれからもドイツやアメリカ、イギリスとサモアの間を良好なものにするために働き続けるという内容が書かれていた¹⁵⁸。こうした、追放後もサモアの現地住民のために働き続けるという姿勢を示したことも、スタインバーガーがサモアの現地住民の支持を得た理由の 1 つであろう。追放後、スタインバーガーがサモアに戻ることはなかった。しかし、サモアの現地住民は彼のサモアへの帰国を望んでいた。1876 年 7 月、タイムア・アンド・ファイプレは、スタインバーガーに「……サモア人はスタインバーガーがサモアに戻って来ることを望んでいる。」という書簡を作成している。この書簡の宛名には、彼の肩書として、サモア政府最高のタイムア (Taimua Sili o le Malo o Samoa) と書かれている¹⁵⁹。このように、彼のサモアへの帰国を望むサモアの現地住民は、タイムア・アンド・ファイプレを支持した。タイムア・アンド・ファイプレが、スタインバーガーの解放のために戦い、また、彼のサモアへの帰国のために書簡を作成したりしているためである。サモアの欧米人が「1870 年代サモア政府」からスタインバーガーを追放しようとする一方で、1876 年頃までサモアの現地住民は彼を「1870 年代サモア政府」に復帰させようと奮闘したのである。

1877 年、マリエトア家が「1870 年代サモア政府」に対抗する「プレトゥア政府(Puletua)」の樹立を宣言した。まず、マリエトア家が「プレトゥア政府」の樹立を宣言するに至った経緯を述べる。スタインバーガーが追放された日、王であるマリエトア・ラウペパは王の辞職と他島への移住をタイムア・アンド・ファイプレに強いられた。スティーブンズがラウペパにスタインバーガーの首相解任と国外追放の書類にサインを求めた際、ラウペパがサイン

¹⁵⁶ Taimua and Faipule of Samoan Govt. to prince Bismarck of Germany, dated Fale Taimua, MN, 22- 7-76 written by MK Le Mamea, Tusitusi—copy in Samoan in T. F. P. .

¹⁵⁷ Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.58.

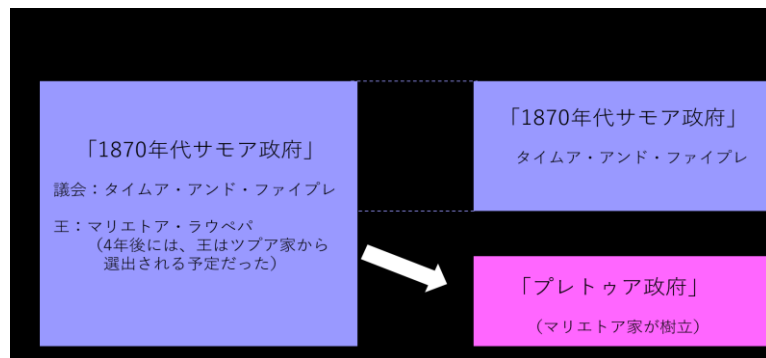
¹⁵⁸ Steinberger to Taimua and Faipule of Malo, dated Auckland, 9-6-76-copy in Samoan in T. F. P. .

¹⁵⁹ Taimua and Faipule to A. B. Steinberger Taimua Sili o le Malo o Samoa, dated Fale Taimua, MN, 24-7-76 written by MK Le Mamea, Tusitusi le Malo —copy in Samoan in T. F. P. .

をしたためである¹⁶⁰。スタインバーガーが釈放されるとラウペパもすぐにサモアに帰国した。ラウペパは「1870年代サモア政府」に戻ることを試みたが、ラウペパに対するタイムア・アンド・ファイブレの怒りは収まっておらず、叶わなかった。これに不満を持ったマリエトア家は、新たな「プレトゥア政府」の樹立を宣言したのである（図⑥）¹⁶¹。

プレトゥアは、マリエトア家以外に主に2つの勢力によって支持された¹⁶²。1つは、ドイツである。

「1870年代サモア政府」を維持するために、イギリスが中心となり、スタインバーガーの追放を行った。イギリスやアメリカ



〈図⑥：「1870年代サモア政府」と「プレトゥア政府」〉

カはタイムア・アンド・ファイブレを欧米人に都合の良いように「改良」したかったのである。一方、「ドイツは、すべてのサモア人を支配するための法を作ることを試みていた¹⁶³。」ドイツは、サモアにおいて絶対的な覇権を握りたかったのである。サモア獲得を目指すドイツは、「プレトゥア政府」の支持をすることでこの状況を変えようとしたのである。また、バラクータ船員との戦いの際、タイムア・アンド・ファイブレはイギリスとドイツに事態収拾の嘆願を行っている¹⁶⁴。メレイシアによると、バラクータの戦いの際、タイムア・アンド・ファイブレがイギリスにも嘆願を行ったことがドイツの癪に障り、ドイツは「プレトゥア政府」を支持するようになったという¹⁶⁵。

¹⁶⁰ Torodash, “Steinberger of Samoa,” p.58、史料による裏付けは困難であるが、この時、ラウペパは欧米人に大量のアルコールを飲まされ、酩酊状態でサインをしたという逸話が残っている。

¹⁶¹ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, p.37.

¹⁶² Colmesnil to Campbell, 3rd Asst SS, 2-4-77-no.34, in United State Congressional Papers, Turner Jr. to Sir Arthur Gordon, [判読不能]mo, dated Apia, 6-1-79 in S. S. L., T and FP to Capt Knorr of HERTHA, dates MN, 20-10-76, Samoan in T. F. P..

¹⁶³ T and FP to Capt Knorr of HERTHA, dates MN, 20-10-76, Samoan in T. F. P..

¹⁶⁴ Taimua and Faiple of Samoa to Queen Victoria, Dated Fale Taimua, MN, 22-7-76 written by MK Le Mamea, Tusitusi,—copy in Samoan, Taimua and Faipule of Samoan Govt. to prince Bismarck of Germany, dated Fale Taimua, MN, 22-7-76 written by MK Le Mamea, Tusitusi—copy in Samoan.

¹⁶⁵ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp. 37-39.

もう一つは、一部のサモアの現地住民の勢力である。1876年10月20日にタイムア・アンド・ファイブレにより作成された書簡には「少数のサモア人がプレトゥアとして政府に背くことに夢中になっている¹⁶⁶」とある。バラクータ船員とサモアの現地住民の戦い以後、タイムア・アンド・ファイブレは自らの力では、サモア国内の秩序を維持できなくなっていた。サモア国内をまとめられなくなっているタイムア・アンド・ファイブレに愛想をつかしたサモアの現地住民が「プレトゥア政府」に参加した、とメレイシアはしている¹⁶⁷。「プレトゥア政府」の目的は「おそらく——ほとんど確実に——以前の〈政府〉の完全な転覆¹⁶⁸」であった。「プレトゥア政府」の支持者はタイムア・アンド・ファイブレにかわって、サモアの秩序を維持する政府を求めていると思われる¹⁶⁹。

こうしたサモアの現地住民はドイツの圧制下でやむを得ず、「プレトゥア政府」を支持したわけではなかった。当時のサモアにおいて、タイムア・アンド・ファイブレと「プレトゥア政府」は緊張関係にあった。しかし、勢力としては「タイムア・アンド・ファイブレの方がはるかに強かった¹⁷⁰」もし、「プレトゥア政府」がサモアの現地住民を圧制下に置き、その結果サモア人が「プレトゥア政府」をやむを得ず支持することがあれば、タイムア・アンド・ファイブレは黙ってはいなかったであろう。自らの判断でイギリス人やアメリカ人が支持する「1870年代サモア政府」と異なる「プレトゥア政府」を支持するサモアの現地住民がいたのである。

1876年以後のタイムア・アンド・ファイブレも「プレトゥア政府」もサモア国内の秩序を維持するには至らなかった¹⁷¹。これ以降、サモアは、タイムア・アンド・ファイブレとプレトゥアの争いをはじめとする、様々な勢力の衝突が断続的に続く、混沌とした時代となる¹⁷²。

¹⁶⁶ T and FP to/Capt Knorr of HERTHA, dated MN, 20-10-76-Samoan in T.F.P..

¹⁶⁷ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp. 37-39, ここで言うサモア人は本稿のサモアの現地住民である。

¹⁶⁸ Turner Jr. to Sir Arthur Gordon, [判読不能]mo, dated Apia, 6-1-79 in S. S. L. .

¹⁶⁹ Turner Jr. to Sir Arthur Gordon, [判読不能]mo, dated Apia, 6-1-79 in S. S. L. .

¹⁷⁰ Colmesnil to Campbell, 3rd Asst SS. 2-4-77-no.34 in United State Congressional Papers.

¹⁷¹ Colmesnil to Campbell, 12-3-77 in United State Congressional Papers.

¹⁷² Powell to Mullens, dated Falealili, 5-7-78 in S. S. L..

小結

第1部では、「1870年代サモア政府」（1873-1876年）において、統治、運営をめぐる欧米人側の意向および方針を把握した上で、①統治と運営に対する現地住民の反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係を明らかにするために、サモアの現地住民が「近代的な政府」の設置やその構造、運営のあり方をめぐって、何を求めたのかを分析した。ここでは、①統治と運営に対する現地住民の反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係、③現代史との位置づけの3つの視点から、「1870年代サモア政府」をまとめておく。

①「1870年代サモア政府」に対する現地住民の反応（現地住民の多様性にも留意する）

サモアのネイティヴの中には、ファイタシガ戦争を経験した後、平和の実現のためにサモア全土を対象とする中央集権化の達成のされた政府を求める者も出てきていたようである。

その結果、「1873年憲法」やサモア法は、性格の異なるものが折衷されており、理解しづらいものであった。また、サモアの先住民文化を否定するような内容も含まれていた。その一方で、「1875年憲法」は先住民文化や社会に配慮した側面が見られた。例えば、ファイプレの設置は、地域と「国家」をより密接に結びつけた。また、新たに設置された王の選出において、先住民社会の勢力と先住民文化に由来するマタイ制度に配慮した規定が見られた。誰かが意図したかどうかは分からないが、1875年以降の「1870年代サモア政府」ではサモアの先住民社会の制度に由来する「形式的な二重性」も導入されていた。さらには、プランテーションにおける労働や言語の規定、土地をめぐる裁判では、サモアの現地住民の意向に沿った決定がなされる傾向にあった。こうした点から、1875年以降の「1870年代サモア政府」の方が、サモアの現地住民にとっては順応しやすい「近代的な政府」であったと考えられる。

スタインバーガーの追放後、サモアの現地住民がバラクータの船員と衝突したことは、スタインバーガーを追放しようとする欧米人に対するサモアの現地住民の抗議であった。

「1870年代サモア政府」をめぐる現地住民の多様性は、「1870年代サモア政府」の分裂後に確認できた。スタインバーガーの復帰をもとめて、これまでの「1870年代サモア政府」（「1875年憲法」に基づく「1870年代サモア政府」）を支持する者と、サモア「国内」をまとめられなくなっているタイムア・アンド・ファイプレに愛想をつかし「プレトゥア政府」

を支持する者の二派が少なくともいたといえる。

②「政府」の設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域の関係 1870年代サモア「政府」の設置や「憲法」の改定は、アメリカ領事、イギリス領事、ドイツ領事、アメリカ合衆国特使を名乗るスタインバーガーなどの欧米人とサモアの首長らがかかわり、行われたものであった。1873年時点で、後に王となるラウペパは、アメリカについてある程度知っていたと確認できる記録もあった。繰り返しになるが、「1875年憲法」にはアメリカ合衆国憲法とドイツのゴードフロイ社からの影響が確認できる。さらには、メレイセアによると、スタインバーガーの追放後、タイムア・アンド・ファイブレがイギリスにスタインバーガーの復帰を嘆願していたという。つまり、「1870年代サモア政府」期には、海外地域の情勢を理解しているサモアの現地住民がいたということと、サモア内の出来事にかんして欧米人と交渉をおこなったサモアの現地住民がいたという2点のことがいえる。

③現代史との位置づけ 「1870年代サモア政府」は、サモアにおいて最初の「近代的な政府」といえる。「1875年憲法」施行以降の「1870年代サモア政府」はサモアの現地住民に評価をされ、1962年にサモアが独立する際の政府の設置において参考にされた。この時期は、サモアの現地住民が初めて「近代的」な政治制度に触れた時期と位置付けることができる。

「1870年代サモア政府」は、「近代的な政府」の設置をめぐり、海外地域との関係を築き始めた時期である。サモアの現地住民は、政府の運営に際し、気に入らない時には受け入れないという方法で抵抗をしめした。また、スタインバーガーが追放された時には、バラクータを襲うという手法で抵抗をしめした。サモアの現地住民が、本国（「中核」）からやってきた人間に対し、反応を示し始めていた時期といえる。

これまでの先行研究では、「1870年代サモア政府」は、サモアの現地住民が親アメリカ的であったから受け入れたと述べていた。こうした要因を否定することは難しいが、筆者は、「1875年憲法」への改定により、マタイ制度に基づく制度が採用されていたことも1つの重要な要素であったということを指摘したい。

第2部 ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応

1876年以降、サモアが、様々な勢力の衝突が断続的に続く、混沌とした時代となったのは、第1部の最後に触れた。その後、サモアは1899年にドイツの植民地となる。第2部では、ドイツ植民地政府（形成期も含む）における、①現地住民の反応（これには現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係、③現代史との位置づけを明らかにしていく。

太平洋諸島史では現代史の成果が限られていることが課題となっていたが、第2部が扱うドイツ統治が始まる時代は、現代史の始まりにあたる時代でもある。しかしながら、ドイツ植民地期サモアにかんする内実は、概説はされるものの、詳細な言及はなされない。第2部は、こうした現代史の成果が限られていること、ドイツ植民地期サモアの詳細が明らかになっていないことという、2つの課題に挑戦するものでもある。

それでは、まずドイツ植民地期サモア（形成期も含む）の先行研究を見ていこう。

第1章 先行研究

ドイツ植民地期サモア（形成期も含む）の先行研究は、大きく2つに分類することが出来る。1つは、サモアに進出をしてきたドイツの政治的動向に着目をしたものである。もう1つは、ドイツ植民地下のサモア社会に焦点をあてたものである。

まず、サモアにおけるドイツの政治的動向に着目をした先行研究を概観する。これは、さらに2つに分けることができる。1つは、ドイツのサモアへの進出目的を明らかにしたものである。オリヴァー（Oliver, 1951）は、ドイツは、サモアにプランテーション事業とネイティブの保護を目的に進出してきたと言及している。また、その際、既にサモアに進出していた、ドイツ通商農業会社が本国と植民地の調整機関としての役割を果たしたとしている（第2章第2節で詳細は述べる）¹⁷³。ケネディ（Kennedy, 1972）は、ドイツ植民地形成期にあたる1878年から1900年までのドイツとアメリカの関係を描き出す過程で、ドイ

¹⁷³ Oliver, D. L. (1975) *The Pacific Islands* (Revised Edition), University of Hawaii Press, pp. 215-216.

ツがサモアでプランテーション事業の展開を試みたことと、サモアが様々な航路の中間地点に位置し、軍港として地理的に有利だったためドイツがサモアの獲得を目指したとする¹⁷⁴。オーヴァラック (Overlack, 1998) は、ドイツにかんする国際関係論の成果から太平洋の部分だけを抜き出し、整理し、必要に応じてドイツ海軍の司令官や領事による記録を用い、オーヴァラック以前の成果の空白部分を埋める方法で、第一次世界大戦期に、ドイツが太平洋諸島における商業展開と様々な用途に利用可能な港の獲得を目指し、太平洋に進出していたことを示している。ただし、ドイツの目的は、イギリスとアメリカに阻まれ、十分に達成されなかったとする¹⁷⁵。

もう1つは、ドイツ植民地サモアで、総督となったヴィルヘルム・ゾルフ (Wilhelm Solf) に焦点を当てたものである。ゾルフは、1900年にサモアの総督になった後、1911年から1919年までドイツの植民大臣を務めた。また、1918年10月から12月にかけて、ドイツ帝国最後の外務大臣となり、その後の1920年から1928年には日本に滞在し、日本における代理公使、駐日ドイツ大使の任にあたった。ゾルフは、第一次世界大戦後初の駐日大使であったため、第二次世界大戦に繋がる日独関係の再構築のために活動した人物として日本では評価をされている¹⁷⁶。こうした経緯を持つ人物であることから、ゾルフにかんする研究は、多くの成果があげられている¹⁷⁷。なかでも、ゾルフのサモア統治に焦点をあてたものとして、フィジー、トンガ、サモアを対象に太平洋諸島における伝統と「文明化」の融合を検討した、ローソン (Lawson, 1996) は、ゾルフのサモアの統治方針が、イギリスのゴードン (Arthur Gordon) によるフィジー統治を模範としていたことを指摘した上で、ゾルフが村落単位での統治を重視していたとしている。村落には、マタイと呼ばれる首長がおり、基本的には彼らがサモアの現地住民の統治を行い、ドイツ人は「友好的な (サモアの現地住民の) 保護者」であったとする¹⁷⁸。ヒエリー (Hiery, 2001) は、国際化の進む首都アピアにおいて、ドイツ人の立場と彼らを取り巻く環境を明らかにしようとし、イギリス人の影響が強かったアピアにおいて、ゾルフがゲルマン化とサモアの人々と良好な関係を築くために

¹⁷⁴ Kennedy, *The Samoan Tangle*.

¹⁷⁵ Overlack, "German War Plans in the Pacific, 1900-1914."

¹⁷⁶ カール・ツァール「駐日ドイツ大使ヴィルヘルム・ゾルフ」上村直己[訳]『総合科学』第18巻第1号、2011年、43-61頁。

¹⁷⁷ 例えば、Hempenstall, P. J. and Mochida, P. T. (2005) *The Lost Man: Wilhelm Solf in German History*, Wiesbaden.

¹⁷⁸ Lawson, S. (1996) *Tradition Versus Democracy in the South Pacific*, Cambridge University Press, pp.133-134.

奮闘したことを示した。スタインメッツ (Steinmetz, 2007) は、ゾルフがサモアの人々を「高貴なる野蛮人」として見ており、サモアの「伝統的」な制度をできるだけ統治に取り入れようとしていたことを指摘している。中村 (2007) は、ゾルフの統治下において 1 つの問題となっていた「混血児」と中国人労働者の法的地位をめぐる政策に注目した。

次に、ドイツ植民地下のサモア社会に焦点をあてた研究としては、デーヴィッドソン (Davidson, 1967, 1973) のものがあげられる。彼は、確固とした「近代的」な統治組織がないサモアで、当時のサモアに存在した土地問題の解決するため、土地称号委員会 (Lands and Titles Commission) が設置されたことに言及したうえで、ドイツが他のドイツ植民地に比べて比較的に人道的な手法を用いて¹⁷⁹サモア統治を行ったとする。ただし、この統治に反抗する現地住民もあり、その 1 人としてラウアキという人物がいたことを指摘している¹⁸⁰。ラウアキは、ドイツ統治下における統治組織において、ネイティヴの代表者の政治的地位に不満をもち、第一次マウ運動と呼ばれる反統治運動を起こしたとデーヴィッドソンは述べている¹⁸¹。

先行研究では、ドイツもしくはサモア側のどちらかの一方の視点に立ち、ドイツの政治的動向、ゾルフの統治政策、第一次マウ運動を捉えた研究成果は認められるが、その両者の視点を取り入れ俯瞰的にドイツ植民地期サモアを捉えることは十分になされていない。また、1876 年以降、ドイツのサモアへの進出が本格化していたにもかかわらず、ドイツ植民地形成期のドイツの活動とそれに対するサモアの現地住民の反応については、ほとんど成果がみられない。

このことをふまえ、この部では、ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応を形成期も含めて明らかにする。

第 2 章では、まず、1890 年から 1894 年に没するまで、サモアで生活を送った小説家ロバート・L・スティーブンソンの記録を史料に用いながら、ドイツが本格的に進出してきた時期のサモア社会が「伝統的」な政治制度と「近代的」な政治制度が混在する状況であったことを論じる。その後、これまでのドイツ史の成果に依拠しながら、ドイツ植民地における

¹⁷⁹ ドイツがアフリカ大陸で獲得した植民地では、その土地に元々いた現地住民を虐殺することもあったが、サモアでは虐殺行為は見られなかった。

¹⁸⁰ Davidson, *Samoa mo Samoa*.

¹⁸¹ Davidson, J. W. (1973) "Lauaki Namulau'u Mamoe: a traditionalist in Samoa Politics" in Davidson, J. W. & Scarr, Deryck *Pacific Islands Portraits*, Australian National University Press, pp.267-299.

ドイツのサモアに対する政策方針をドイツ植民地形成期（1876-1899 年）（第 2 章第 2 節第 1 項）とドイツ植民地成立後（1899-1919 年）（第 2 章第 2 節第 2 項）にわけて示す。

第 3 章では、これまでにあまり注目されてこなかった、ドイツ植民地形成期におけるサモアの現地住民の抵抗を描き出す。ドイツ植民地形成期に現地住民がドイツに対して抵抗を起こした事件としてサモア事件が有名であるが、この事件はまだ歴史の文脈に十分に位置づけられているとは言えず、検討の余地がある¹⁸²。

ここでは、これまでの研究では扱われなかった日本語史料を用いる。ドイツ植民地期サモアは、サモア史上最も史料が残っていない時代とされる。これには、いくつかの理由がある。1 つは、ドイツ植民地政府がサモアの現地社会に介入しない統治方針を取っており、もともと、サモアの現地住民や「伝統的」な社会制度について記録が残さない傾向にあったためである。また、第一次世界大戦の敗戦を機に、ドイツがサモアを手放すことになり、その後、サモアがニュージーランド委任統治領となのだが、この統治国の変化により、史料の一貫した管理が行われなかったためである¹⁸³。こうした背景があり、ドイツ領サモアのドイツ語史料は限られている。ところが、ドイツ植民地期サモアにかんする日本語史料にはサモアにかんする情報がある程度残されている。これは、ゾルフが 8 年間日本に滞在していたため、彼にかんする記録が日本語でも残され、そこにサモアにかんすることも含まれていたためである。くわえて、太平洋諸島への進出を目指していた日本が、すでに太平洋諸島の情報を収集し始めていたため日本には当時のサモアにかんする記録が残されることとなった。

第 4 章では、最初にドイツ植民地成立後の政治体制について述べていく。それから、ドイツ植民地下での現地住民の反応を見ていく。

¹⁸² 概説書では、サモア事件がおこり 1899 年ベルリン条約が結ばれることとなったことが必ずと言っていいほど言及されるが、このサモア事件が生じた理由やその詳細までは十分に説明をされていない。

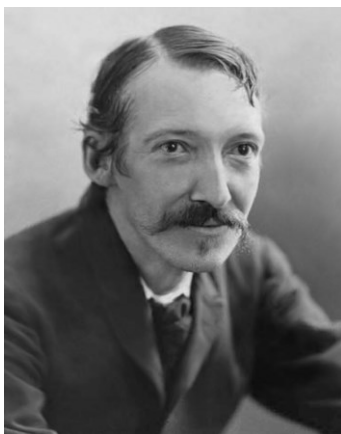
¹⁸³ 筆者は、これまで、サモアの歴史研究をするにあたり、サモア、ドイツ、日本の三ヵ国でドイツのある個人がドイツ植民地期サモアの記録を持ち出した可能性があるという話を聞いた。もともとサモアには、ドイツ語の史料が残されていた。しかし、ドイツ語を読むことのできる者がおらず、その史料の価値が分からないまま史料は乱雑に保存されていた。そこに、たまたまドイツ人がやってきて、史料の保存状況を見かねたその人物が史料を持ち帰った、というものである。複数の話を総合的に精査すると、第二次世界大戦後、史料はサモアから持ち出され、現在はドイツ国内のどこかの研究関連機関に存在している可能性があるが、今のところ、詳細は不明である。

第2章 対立する統治方針

第1節 ロバート・ルイス・スティーブンソンがみたサモア

本節では、小説家ロバート・L・スティーブンソンの記録を史料に用いながら、ドイツが本格的に進出してきた時期のサモア社会が「伝統的」な政治制度と「近代的」な政治制度が混在する状況であったことを述べていく。

1880年代サモアには、確固とした政府は存在せず、混沌とした社会であったのはすでに述べた通りである。この時期のサモアの様子を知るには、ツシタラの記録が有用である。ツシタラとは、サモア語で物語を語る人という意味で、語り部と訳される。もともと無文字社会であったサモアにおいて、ツシタラは史実を含む口碑伝承を語ることもあり、それは文字に変わる情報伝達手段であった。通常、ツシタラの語りは文字によって記録されていない。しかし、1890年代、サモアには文字媒体で記録を残すツシタラがいた。それは、『宝島』や『ジキル博士とハイド氏』などの作品で有名な、ロバート・L・スティーブンソン（Robert L. Stevenson）である。スティーブンソンは、病気の療養のためサモアに滞在し、その間、サモアの口碑伝承や文化を学び、書物『歴史への脚注（*A Footnote to History*）』としてまとめた。



〈図⑦：ロバート・ルイス・スティーブンソン〉

Robert Louis Stevenson by
Henry Walter Barnett



〈図⑧：サモアのスティーブンソン邸〉

2014年8月筆者撮影

第 1 部でも触れたが、サモアの村にはフォノ（fono、地縁合議体）という組織がある。フォノの構成員は村の称号保持者たちであり、サモアの現地社会では、村の運営や決定事項などについて話し合いがなされていた。ステューブソンが文字化した「語り」の中には、1880 年頃の政治についての言及が確認できる。

（サモアの）権力にかんしては、それほど（他に）類似した例はない。おそらく、サモアの首長は、もし人気のある人物であれば、大きな影響力を持つであろう。しかし、それは限られた範囲のみである。大事な問題はフォノ、言い換えるならば先住民の議会で話し合いがされる¹⁸⁴。

この記述からは、「近代的な政府」が設置された以降の 1880 年代において、フォノが存在し続けていたことが分かる。

また、ステューブソンは、王についても以下のように言及している。

明白な王になるには、自らの力で 5 つの称号を取り戻すべきである。しかし、この事例（5 つの称号を取り戻すこと）は、あくまで仮定でしかない。地域の（5 つの称号を取り戻すことに対する）警戒心は、それが起こらないようにしている。……（中略）……1881 年、現在の王、ラウペパはマリエトア、ナトアイテレ、タマソアリーの 3 つの称号を持っている。タマセセはツイアナの名前である。マタアフアはツイアトゥアの名前である¹⁸⁵。

まず、ここで注目すべきことは、マリエトア、タマセセ、マタアフアという称号が 1881 年の時点でも正式に認められていることが重要である。サモアの首長には明確な一律の序列制度は存在しないが、マリエトア、タマセセ、マタアフア、ツイレアリイファノが四大称号名とされ、19 世紀において重要視されていたことは、第 1 部で述べた。つまり、1880 年代においても、マタイ制度に基づく、称号がまだ厳然と残っていた証拠といえる。

次に、注目すべきことは、ツイアナとツイアトゥアの記述である。サモア語でツイ（Tui）

¹⁸⁴ Stevenson, R. L.(2009), *A Footnote to History : Vailima Papers ; An Object of Pity*, Newcastle upon Tyne : Cambridge Scholars Pub., p. 35、括弧内は筆者による。

¹⁸⁵ Stevenson, *A Footnote to History*, p. 35.

とは、王のことであり、ツイアナとはアナ地区¹⁸⁶の王ということである。同様にツイアトゥアはアトゥア地区¹⁸⁷の王であることを示している。第 1 部において、サモアの現地社会において、土地と称号が不可分であったことはすでに述べた。ツイアナとツイアトゥアという表記には、1880 年代においても、土地と称号が密接な関係にあったことが分かる。

スティーブンソンの記録からは、すでに「近代的な政府」の導入を経験した後の 1880 年代サモアの政治において、サモアの現地文化の政治制度に由来する「伝統的」な制度と欧米人がもたらした「近代的」な政治制度の両方が存在していたことを読み取ることができる。

第 2 節 ゴルフと海軍とミッションの対立

第 1 項 海軍との対立

ここからは、ドイツ史の先行研究に依拠しながら、この「伝統」と「近代」が混在したサモア社会に進出した、ドイツによるサモアの統治方針を示すこととする。ドイツの統治方針とは、ドイツ植民地形成期（1876-1899 年）とドイツ植民地成立後（1899-1919 年）と 2 期にわけて捉える必要がある。本節では、ドイツ植民地形成期について説明をしていく。

第 1 部でも示したように、サモアに進出したドイツ勢力の 1 つに、ゴードフロイ社というプランテーション事業の会社があった。しかし、このゴードフロイ社は、1870 年代にライン地方の鉱山株の投機に失敗し、多額の損失を被り、最終的に自己破産をするに至る。その後、このゴードフロイ社から資産の委譲を受け設立されたのが、ドイツ通商農業会社（Deutsche Handels und Plantagen Gesellschaft）である。この会社もゴードフロイ社と同じくハンブルクに拠点を置き、プランテーション事業を展開した¹⁸⁸。

この時期に、ドイツで首相を務めたのがビスマルク（Bismarck、在職 1867-1890 年）である。中村によると、「ビスマルクは、ドイツ企業や商人の海外進出は追認していたものの、国家事業としての南洋進出は拒絶し¹⁸⁹」ていた。ビスマルクの失脚後、ドイツでは帝国主義への支持が高まり、海外進出への動きが見られるようになる。これを機に、「ドイツ通商農業会社の植民地事業と連動してい」ったという。「同社はドイツ政府の与える利益保証の元

¹⁸⁶ 現在のサモア独立国、ウポル島の西側に位置する地区である。

¹⁸⁷ 現在のサモア独立国、ウポル島の東側に位置する地区である。

¹⁸⁸ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」258-260 頁。

¹⁸⁹ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」260 頁。

に、ゴードフロイ商会の事業を引き継いだ。さらにサモアのドイツ商人やプランターを傘下に置き、コプラ取引の仲介、資金調達や年季労働者の斡旋など、本国と植民地の調整機関としての役割を果たし、官営企業としての性格を強めて¹⁹⁰」いった。

ドイツがサモアに進出してきた時から、ドイツによるサモアでの活動に貢献をしてきたゴードフロイ社であるが、1898 年以降、ヴィルヘルム・ゾルフという人物が、ドイツのサモア政策において責任ある立場につくようになる。そのきっかけとなる出来事が、後にも触れるが、1898 年から起きた、マタアフア (Mata'afa) とマリエトア・タヌマフィリ 1 世 (Malietoa Tanumafili I.) による最上位首長の地位をめぐる争いである¹⁹¹。1889 年マリエトア陣営がサモアの最高位首長の地位についた際、それまで最高位首長の地位をマリエトアと争っていたマタアフアは流刑処分となっていた。流刑処分後も最高位首長の地位に就く機会をうかがっていたマタアフアが、1899 年にサモアに戻ったことにより争いは頂点に達した。ドイツ、イギリス、アメリカは、この抗争に再び、それぞれの利害をもって介入した¹⁹²。ドイツ、アメリカ、イギリスは、三国間で事態の收拾をはかるべく話し合いを持つことにした。この協議のため、ベルリンでは、アメリカ、イギリスとの交渉役の人選が話し合われ、ゾルフが任命された。1899 年 5 月、ゾルフはサモアに来島し、アピアの外国人評議会¹⁹³の会長に就任した。外国人評議会には、会長の外、ドイツ、アメリカ、イギリスの各国から委員が選出された。ドイツ代表の委員がシュテルンブルク (Freiherrt Apeck von Sterburg)、アメリカ代表の委員がトリップ (Bartlett Tripp)、イギリス代表の委員がエリオット (Charles Eliot) である。「ゾルフは、トリップとエリオットに武力介入の回避を呼びかけ、マタアフアとタヌマフィリの両陣営の和解をはかった¹⁹⁴。」

ところが、ゾルフが三国の利害調整を図ろうとする一方で、ゾルフとは全く異なる方針を取る人物がいた。それが、ドイツ帝国海軍のエムスマン (Hugo Emsmann) である。かれは、太平洋におけるドイツの利権を拡大するために、サモアを含む太平洋諸島に艦隊を常駐

¹⁹⁰ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」260-261 頁。中村がゴードフロイ商会と記しているものは、ゴードフロイ社と同じものである。筆者は、サモア研究で主に使われるゴードフロイ社の呼称を採用している。

¹⁹¹ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」262 頁。

¹⁹² Wareham, E. (2002) *Race and Realpolitik: The politics of Colonisation in German Samoa*, Frankfurt am Main: Peter Lang, p.26.

¹⁹³ 当時のアピアは外国人租界とされ、外国人による自治組織である外国人評議会がおかれていた。

¹⁹⁴ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」262-263 頁。

させ、アメリカとイギリスに対抗しようとしたのである。つまり、ドイツ植民地サモア成立以前から、ドイツのサモアに対する政策には、武力を用いることなくアメリカおよびイギリスとの利害を調整するゾルフの提案と、艦隊を常駐することによりアメリカ、イギリスに対抗するエムスマンの方針と 2 つの異なる考えが存在したのである。

第 2 項 ミッションとの対立

ゾルフとエムスマンの対立が深まる中、1899 年ベルリン条約がドイツ、アメリカ、イギリスの三国間で結ばれた。これにより、「イギリスはトンガおよびブーゲンヴィル島を除くソロモン諸島の保護領化に反対しないことを条件に、サモアの植民地化から手を引き、植民地開発に意欲的なドイツは諸島の西半分を、軍港を必要としていた合衆国は天然の良港パゴパゴのある東側を領有する¹⁹⁵」ことが決まり、サモアはドイツの植民地となった。首都アピアにはドイツ植民地政府が設置され、1911 年までゾルフが初代総督として采配を振るった¹⁹⁶。

ここからは、ドイツ植民地成立後（1899-1919 年）のドイツの統治方針について述べていく。

ゾルフによるサモアの統治には、主に 2 つの方針があった。1 つは、サモアの「伝統的な政治制度であるマタイ制度と慣習法の尊重である。ゾルフは、「アピアの外国人社会に危害が及ばない限りにおいて、サモア人同士の抗争には不干渉を貫こうとした¹⁹⁷」。もう 1 つは、キリスト教の布教活動を続けることである。ゾルフは、サモア全体の経済発展のためには、道徳を高め教育を施す必要があるとした。ただし、その教育の目的は、ネイティヴを欧米人化することではなかった。ネイティヴが欧米人になることは望みがないことであり、目的としては間違っているとゾルフは考えていたのである。ゾルフの著書『将来の植民政策』には、その目的について「吾人の目的とする所は土着民の固有文化を誘導して一層高度のものにせしめんとするに外ならない」と書かれており、目的はサモアの固有文化を高度なものにすることであった。ここでいう「文化を高度なものにする」ということが具体的にどういった状態を目指しているのかは、解釈が難しい。ただし、ゾルフは「而して斯様な方面は宣教師の活動の目的とする所で、彼等は今日迄、往く地に翻る國旗には関係なく、

¹⁹⁵ 山本真鳥『オセアニア史』山川出版社、2000 年、297 頁。

¹⁹⁶ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」264 頁。

¹⁹⁷ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」264 頁。

自己の活動範囲の選定を許容せられて来たのである」と続けており、少なくとも、「文化を高度なものにする」には、サモアにキリスト教を布教することが含まれていた¹⁹⁸。

ゾルフは統治方針として、宗派平等の原則を示していたものの、植民地統治の開始当初は、カトリックのミッションを優遇していた。これは、ゾルフがカトリックのミッションの方が、現地住民の文化や慣習、言語などへの理解が深く、現地社会に同化しやすいと考えていたためである¹⁹⁹。ただ、ドイツによる統治が始まる以前から、サモアではプロテスタント系のロンドン伝道協会（London Missionary Society）が活動をしており、サモアの現地住民はプロテスタントへと改宗をしていた。ゾルフは、サモアの現地住民間に宗派の対立が起こることを恐れていたため、カトリックのミッションがプロテスタントのサモアの現地住民をカトリックへ改宗させることについては批判的であった。

当時、ミッションが運営母体であった学校では、英語とサモア語が使用されていることが多く、カトリック系の場合はフランス語が使用されることもあった。しかしながら、ゾルフはドイツ統治下でありながら、ドイツ語で教育が行われなことを問題視し、1902年7月までにすべての学校の使用言語をドイツ語にするように命じた。これに対し、当時サモアで活動していたカトリックのフランス人司教のブロワイエ（Pierre Broyer）が、使用言語の変更は布教活動を侵害するとして、ゾルフと対立することになる。その後、ゾルフはサモアに宗派平等の原則を掲げた世俗的な学校を設立し、ドイツ総督府に使えるサモア人を養成しようとした。しかし、ブロワイエは宗派別の学校の設立を求めた。このゾルフとブロワイエの対立は、ドイツ帝国議会内の党派、勢力対立にも影響を及ぼした²⁰⁰。

結果として、サモアにおける混合婚²⁰¹、サモアの新規入植者の扱い、中国人労働者の法的位置づけをめぐる問題など、サモア内の様々なものの方針を決めるにあたり、常に対立関係が生まれることに繋がった²⁰²。ゾルフとミッションとの対立は、サモアにおけるドイツの統

¹⁹⁸ ヴェー・ハー・ゾルフ『将来の植民政策』長田三郎[訳]有斐閣、1921年、15頁。

¹⁹⁹ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」266頁。

²⁰⁰ ゾルフの論敵であった中央党のエルツベルガーは、ブロワイエがカトリック教徒に対して宗派混合学校への通学を禁じたことを評価した。この後、ゾルフと中央党は対立を深めることとなる。

²⁰¹ 混合婚（Mischehe）は、多くの場合カトリックとプロテスタント、キリスト教徒とユダヤ教徒など、宗教や宗派が異なる者同士の結婚をあらわして用いられる。広義では、民族や「人種」、社会層の異なる集団に属する者が「混じり合う」結婚を指す。

²⁰² ゾルフと対立関係にあった海軍や政治家がブロワイエをしたことにより、帝国議会内に対立関係が生まれた。

治方針の不一致を生み出したのである²⁰³。

第3章 現地住民の抵抗

1886年（明治19年）、日本の海軍兵学校の練習艦「筑波」は、オーストラリア大陸と太平洋諸島を10か月にわたって巡った。訪れたのは、カロリン諸島、オーストラリア、フィジー、サモア、ハワイの5地域である。練習艦「筑波」は1886年7月1日から²⁰⁴14日まで²⁰⁵サモア諸島の島々を訪れた。明治期に最初にサモア諸島の情報を日本に伝えたのは、練習艦「筑波」の乗船者であった。1886年に海軍省医務局が『海軍医事報告撮要』第9号を発行した。また、1887年（明治20年）、練習艦「筑波」に便乗した地理学者の志賀重昂が『南洋時事』を出版している。これらの日本語史料からは、ドイツ植民地形成期におけるドイツのサモアでの動きや、それに対しサモア側が対抗措置を考えていたことが分かる。その記録を見てみよう。

第1節 ドイツの台頭に対するサモアの対策

『南洋時事』は、太平洋における欧米諸国による植民地競争の激化を日本に伝えたものである。『南洋時事』には、サモア諸島について主に2つのことが記されている。

1つ目は、サモア諸島にドイツが台頭してきていることである。この時、イギリス、ドイツ、アメリカの3国がサモア諸島の獲得を目指していたが、まだ、どの国も正式には獲得には至っていなかった。しかし、『南洋時事』では、サモア諸島ウポル島について「獨逸人ガ其國旗ヲ植テタル故趾ヲ探リ、獨國南洋會社ガ新ニ占領シタル地方²⁰⁶」と書かれている。つまり、ドイツ人がサモア諸島ウポル島にドイツ国旗を掲げ、その後ドイツの会社がウポル島を占領していたと書かれているのである。このドイツの会社とは、「南洋諸國ニ於ケル獨逸

²⁰³ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」266-268頁。

²⁰⁴ 志賀重昂『南洋時事』1887年、志賀重昂全集刊行会〔編〕『志賀重昂全集・第3巻』志賀重昂全集刊行会、1927年、69頁。

²⁰⁵ 海軍省医務局『海軍医事報告撮要』第9号、海軍省医務局、1886年、38頁。

²⁰⁶ 志賀『南洋時事』69頁、獨國南洋會社の社は旧字体が用いられているが表示することができなかったため、現代の表記とした。また、しんによ、についても現代の表記とした。

通商殖産會社（Der Deutschen Handels und Plantagen Gessellschaft der SüdSee Inseln）²⁰⁷」（以下、D.H.P.G.とする）のことである。この会社の前身は1857年（安政4年）にサモア諸島に設立されたウンシェルム社（Unschellm）が、1872年（明治5年）にゴードフロイ社（Godeffroy & Sohn）と合併してできた会社であり、設立当初からドイツのサモア諸島進出に一役をかっていたと考えられる。D.H.P.G.は、1879年（明治12年）に資産の移譲をゴードフロイ社から受けることによって事業を開始した、ハンブルクに拠点をもつプランテーション事業の会社である。この事業のために、サモアの土地の多くがこの会社の所有地として登録された。

また、『南洋時事』には「今王ノ宮殿並ビニ部下三百ノ家屋ハ此地ニ存立セシガ、獨逸人ノ此レヲ占領シタル²⁰⁸」との記述もある。王の宮殿とその部下の住居が300棟あったが、ドイツ人がこれを占領していたのである。この時期にサモア諸島は、まだドイツ領ではなかったが、ドイツがすでにサモア諸島で台頭していたことを『南洋時事』は示している。

1886年7月3日、『南洋時事』を記した志賀重昂は、サモア国王であるマリエトア・ラウペパに謁見した²⁰⁹。この時に志賀は、カヴァ（Kava）を振舞われたようである。カヴァとは、ポリネシア一帯に広がる儀礼的飲料である。サモア国王からカヴァを提供されたということは、志賀は要人として迎えられたといえる。サモア国王は、欧米列強の進出により、サモア諸島が植民地となることを危惧していた。そのため、国王はいくつかの対策を模索しており、その対策について志賀に話したようである。その記述を見てみよう。

果シテ南洋諸島ノ存亡ヲ慮リ布哇ト連盟共同シテ諸島合従ノ計ヲ畫シ、以ッテ間接統治ニ自國ノ獨立ヲ保維スルノ策アリヤ否ヤ。……（中略）……新西蘭植民政府ニ紹介シテ其國庫事務長ジュリヤスヴェーゲル氏ガ南洋島策（Julius Vogel's South Sea Inlands Scheme）ニ加盟シ、自國ノ獨立ヲ永遠ニ保維スルノ策アリヤ否ヤ。果シテ英領フキジー植民政府ニ紹介シテ、南洋事件調訂會議ニ加賛シ委員長サーストン氏（フキジー植民政府ノ代理太守ナリ。）ニ商議シテ、自國ノ獨立ヲ保維スルノ策アリヤ否果タシテ米國太平洋汽船會社ニ紹介シ其航線ヲパンゴパンゴ港ヨリアピア港マデ延長シ、以テ内外ノ往來ヲ追速ナラシメ、進退潑絶エテ阻隔ノ

²⁰⁷ 志賀『南洋時事』73頁。

²⁰⁸ 志賀『南洋時事』69頁。

²⁰⁹ 志賀『南洋時事』82頁。

憂ナク緩急忽チ警ヲ世界ニ告知スルノ策アリヤ否²¹⁰。

この史料から4つの対策を思慮していたことが分かる。1つ目の対策は、ハワイを中心に太平洋諸島の複数の地域で連盟を結び連合国を作ることである。2つ目は、ニュージーランドにサモアが独立を維持できるよう協力してもらうというものである。3つ目は、イギリス領フィジーの植民地政府に独立を維持できるよう協力してもらうというものである。4つ目は、サモア諸島のツツイラ島まで進出してきていたアメリカの汽船会社に、さらに西のウポル島アピアまで航路を伸ばしてもらうというものである。アメリカ船の往来が増えれば、情報の伝達が迅速になって世界にサモアが直面している脅威について速やかに知ってもらうことができる考えたのである。『南洋時事』の記述を見ると、サモア国王は、アメリカやイギリスには支援を求めているため、ドイツの植民地になることを特に危惧していたことが分かる。

当時のサモアは、ドイツの植民地になる危機に対して、海外地域との関係を戦略的に利用することにより、自国の安定をはかっていたといえる。

1887年5月27日付の『官報』第1171号にて、『官報』における初めてのサモア諸島にかんする記事が出た。「ホノルノ府ヨリノ報道ニ據レハ布哇トサモア群島トノ政治的聯合ハ批准セラリタリト去年十七日紐育發ノ通信ニ見ユ²¹¹」というものであるサモア諸島とハワイ間の連合の批准についての調整が進んでいたことが分かる。

これらの記録から、当時のサモアにはすでに海外地域の情勢をよく理解している人物がいた。また、すでにサモアでは海外地域との紐帯を築き、多角的かつ戦略的に利用しようとする動きがあったことを読み取ることが出来る。

第2節 サモア事件

1889年の『官報』では、サモアの現地住民とドイツ海軍が対立したことが書かれている。1889年（明治22年）1月10日、『官報』第1658号は、「サモア島ニ上陸セル獨逸ノ水兵ハ其艦ニ逐反サレ尉官一名卒十五名戦死シ士官二名卒三十六名負傷セリ²¹²。」と、サモア島

²¹⁰ 志賀『南洋時事』83-84頁。

²¹¹ 大蔵省印刷局[編]（1887年5月27日）『官報』第1171号、271頁。

²¹² 大蔵省印刷局[編]（1889年1月10日）『官報』第1658号、68頁。

にドイツの水兵が上陸した際に水兵が船に追い返され、その過程で尉官 1 名と兵士 15 名の合計 16 名が死亡し、士官 2 名と兵士 36 名の合計 38 名が負傷したことを報じた。この出来事は、後にサモア事件と呼ばれるようになる。このサモア事件は、ドイツ海軍に対し、サモアの現地住民が抵抗を見せた事件といえる。

このサモア事件は、1889 年ベルリン条約がドイツ、アメリカ、イギリスの間で結ばれるきっかけとなる事件となった。『官報』は、1889 年にベルリン条約が結ばれるまでの過程も伝えている。ここからは、サモア事件の後、1889 年ベルリン条約に至るまでの過程を見ていこう²¹³。

「大統領、グレヴランドハサモアニ於ケル独逸人ノ挙動ニ關シ手強キ教書ヲ國會ニ提出セリ」右舉動ニ抗スルタメ米國ハ軍艦を發遣セリ²¹⁴と、当時のアメリカ大統領クリーブランド（Cleveland）はサモア事件に抗議の意を示し、アメリカはサモア諸島に軍艦を派遣した。「必要ナル時ハ、兵力ヲ用ヒ」と兵力を用いることをアメリカは検討しており、その費用には「六十万弗ノ臨時支出ヲ請求セリ」と 60 万ドルが請求された²¹⁵。

2 月 15 日、「北米合衆國ハサモア事件ニ關シ會議（獨逸國ト）ヲ開ク事ニ同意シサモア在留ノ同國領事ヲ召還セリ」合衆國ハ獨逸ト其見解ヲ異ニスルヲ以テ戦争ヲ避クルナルヘシ」と『官報』第 1686 号は報じた。アメリカはサモア事件について、ドイツと会議を開くことに同意し、サモア諸島在留のドイツ領事を召還した。アメリカとドイツは、サモア事件の見解に相違はあったものの会議により、戦争は避けられた。しかしながら、同日の『官報』からは、事態が穏やかではなかったことも読みとることができる。「サモアニ於ケル獨逸人ハ米國旗章ヲ掲ゲタル米國人ノ家屋ヲ焼キ又英國軍艦ノ將校ヲ狙撃セリ」と、サモア諸島に滞在しているドイツ人がアメリカ国旗を揚げたアメリカ人の家屋を焼きはらったり、イギリス軍艦の将校を狙撃したりしたことを伝えている²¹⁶。3 月 27 日、『官報』第 1719 号では、この事態を解決しようとする動きが確認できる。「北米合衆國々務卿ハビスマルク侯ヨリ千

²¹³ ドイツ、アメリカ、イギリスの三国間の交渉を明らかにするには、各国の史料を見るべきであるという批判があるかもしれない。確かに、各国の意図を探る上では、各国の史料の方が優れているが、各国の史料では全体を俯瞰的に捉えることが困難である。全体を俯瞰的に捉えている史料という点では、第三国である日本による記録は各国の史料よりも有用ともいえる。

²¹⁴ 大蔵省印刷局[編]（1889 年 1 月 21 日）『官報』第 1666 号、163 頁。

²¹⁵ 大蔵省印刷局[編]（1889 年 1 月 28 日）『官報』第 1672 号、237 頁。

²¹⁶ 大蔵省印刷局[編]（1889 年 2 月 15 日）『官報』第 1686 号、147 頁、括弧内は割り注、召喚セリのための「」は、原文まま。

八百八十七年華盛頓ニ於テ開キタルサモア會議ヲ再ヒ伯林ニ於テ開クヘキ旨ノ通知ヲ受ケタリ²¹⁷」と、アメリカ合衆国國務長官がビスマルクより、1887年にワシントンにて開いたサモア會議を再びベルリンにて開くべきだという通知を受けたというのである。「伯林ニ於テ開カルヘキ會議ハ英、獨、米三國ノ代理員会合ノ上愈々之ヲ開ク」とあることから、この會議にはイギリス、ドイツ、アメリカの代表者が参加することになっていたことが分かる。

ところが會議の開催される前に、三国が予期しない形でサモア諸島の軍事衝突の危機は一旦回避されることとなった。「サモアニ狂暴ナル颶風起リ「アドラル」「オルガ」「トレントン」「ヴァンダリヤ」「エベル」及「ニプシック」ノ諸軍艦皆全ク難破シ爲メ獨逸將校九人、同卒八十七人、米國將校四人、同卒四十六人溺死セリ唯沖ニ乗出セル「カリオーブ」一艘ノミハ難ヲ免レタリ²¹⁸」。つまり、サモア諸島に暴風雨が起り、ドイツ、アメリカの両国がそれぞれサモア諸島に派遣していた軍艦、計 6 艦が沈没し、その結果ドイツ軍側 96 名、アメリカ軍側 50 名が溺死したのである。暴風雨により両国共にサモア諸島における多大な戦力を失ったのだ²¹⁹。

暴風雨から間もなく、サモア會議は開かれた²²⁰。サモア會議では、まず「土地支配法、鉄砲及酒類ノ輸入販賣ニ關シテ一致ノ意見ヲ得タリ又委員等ハアピヤノ市政ヲ三國分掌スルコトニ決セリ」と、土地支配法、鉄砲や酒類の輸入にかんする方針、またサモア諸島の中心地であるアピアの市政をドイツ、アメリカ、イギリスで手分けをして受け持つことの 3 つが決められた。7 月 16 日『官報』第 1813 号では、「サモア會議ノ事務ハ結了シ條約ノ調印了リタリ獨逸國及北米合衆國ハ聯合管轄ヲ以テサモアニ自主權ヲ許シ若シ兩國意見ヲ異ニスルノ場合アルトキハ英國其間ニ立チテ媾和スヘシ又サモア人民ハ其王及太守ヲ選ミ重立チタル酋長ヲ以テ組織スル元老院、人民ヨリノ選舉ヲ以テ組織スル代議員ヲ設クヘシ²²¹。」と、サモア會議が閉会したことが伝えられた。サモアには自主權が認められ、ドイツとアメリカは、管轄国²²²となることになった。管轄にあたり両国の意見が異なる場合は、イギリス

²¹⁷ 大蔵省印刷局[編] (1889 年 3 月 27 日)『官報』第 1719 号、280-281 頁。

²¹⁸ 大蔵省印刷局[編] (1889 年 4 月 4 日)『官報』第 1725 号、32 頁。

²¹⁹ この出来事について、水交社[編][他]『水交雑誌』1890 年、pp.45-69 が詳細をまとめている。

²²⁰ 大蔵省印刷局[編] (1889 年 5 月 6 日)『官報』第 1752 号、60 頁。

²²¹ 大蔵省印刷局[編] (1889 年 7 月 16 日)『官報』第 1813 号、186 頁。

²²² 「サモアの将来はサモアの手に乗ねる」という原則のもと、サモアの現地住民によってサモアで起こった問題は解決する方針をとっていた。ただし、サモアの現地住民のみによって解決できない場合は、管轄国が介入する方針をとった。

が間にたって話し合いが行われることになった。また、サモア諸島の人々は王と太守を選び、複数の首長たちから成る元老院、人々の選挙で選ばれた人員からなる代議院を設置することとなった²²³。この会議の後、1889年ベルリン条約がドイツ、アメリカ、イギリスの間で結ばれ²²⁴、サモア会議規約書に当時のサモア国王が調印をした²²⁵。

つまり、日本語史料からは、ドイツ植民地形成期には、すでにドイツ海軍の振る舞いに対し、現地住民が抵抗を示していたことが分かる（サモア事件）。このサモア事件は1889年ベルリン条約が結ばれるきっかけとなった。

第4章 第一次マウ運動

第1節 人種区分による政治区分

第4章では、ドイツ植民地形成期におけるサモアの現地住民による抵抗について述べた。ここからは、ドイツ植民地成立後のサモアの現地住民による抵抗運動を見ていきたい。そのためには、ドイツ植民地成立後に設けられた、人種に基づく政治区分について説明をしておかなければならない。

ドイツ植民地成立以前から、すでにサモアでは法制度に「伝統的」な政治制度と「近代的」な政治制度の混在が見られたことは、第2章第1節ですでに述べた通りである。1899年、サモアがドイツ植民地となると、ドイツ植民地政府は首都アピアを直轄化した。これ以降、アピアおよびプランテーション内とそれ以外の土地では、異なる法制度がとられることとなった。

地域によって異なる法制度が運用されたことについて理解するためには、まず、ドイツ植民地サモアにおける人種規定について説明をする必要がある。ドイツ植民地下ではサモアの現地住民は、次のような人種区分によって身分のカテゴリーを定められたと、山本はしている。

²²³ ここでいう、太守は最高位首長を、元老院はタイムアを、代議院はファイブレを指すと思われる。ただし、元のサモア語が分からないため、蓋然性にとどまる。

²²⁴ 大蔵省印刷局[編]（1889年5月19日）『官報』第2063号、232頁。

²²⁵ 大蔵省印刷局[編]（1889年5月29日）『官報』第2072号、370頁。

- 1) ここには、その適用される法律に従って、二つの身分のカテゴリーしか存在しない。一つは白人、すなわち外国人。他方はネイティヴである。
- 2) ドイツ人とドイツ国籍を持つハーフ、およびドイツ人と正式な結婚をした妻（白人、サモア人を含む）は白人。正式な結婚がなければ妻はネイティヴ。ドイツ人が認知していれば、母はネイティヴでも子はドイツ国籍を取得可能。
- 3) その他欧米出身者と彼らと正式な結婚をした妻（白人、サモア人双方を含む）は白人。正式ではない結婚の場合はネイティヴ。
- 4) 自由に入国してきた中国人商人は白人＝外国人だが、年季契約の労働者はネイティヴ。そのハーフの子もネイティヴ。そのハーフの子もネイティヴ。
- 5) メラネシア人労働者もそのハーフの子もネイティヴ。
- 6) サモア生まれの欧米系国籍（ドイツ系を除く）を持つハーフ、欧米系の生活様式をしていて登録の認められたハーフは白人。
- 7) サモア人とサモア人妻はネイティヴ。
- 8) サモア的生活様式のハーフはネイティヴ²²⁶。

ドイツ植民地下サモアにおいて、すべてのサモア内の人々は、外国人もしくはネイティヴに区分された。ドイツ植民地政府は、この区分により、適用される法律と裁判権、居住地、ケガや病気、出産に際しての保険、病院や病室の等級、飲酒や射撃、賭け事の禁止の有無など、サモア内の人々が生活をする上で享受できるものを分けたのである²²⁷。とくに、居住地の区分は重要なものであり、外国人はアピアもしくはプランテーション内に居住することとなり、ネイティヴはそれ以外の土地に住むこととなった。居住地を分けることによって、ドイツ植民地政府は、外国人に区分される者を直接支配下におき、ネイティヴには「伝統的」な政治制度に基づく自治を認める制度を実現したのである²²⁸。

²²⁶ 山本真鳥「白人とネイティヴのカテゴリーをめぐって——ドイツ統治下のサモア」藤川隆男[編]『白人とは何か？——ホワイトネス・スタディーズ入門』刀水書房、2005年、157-169頁。

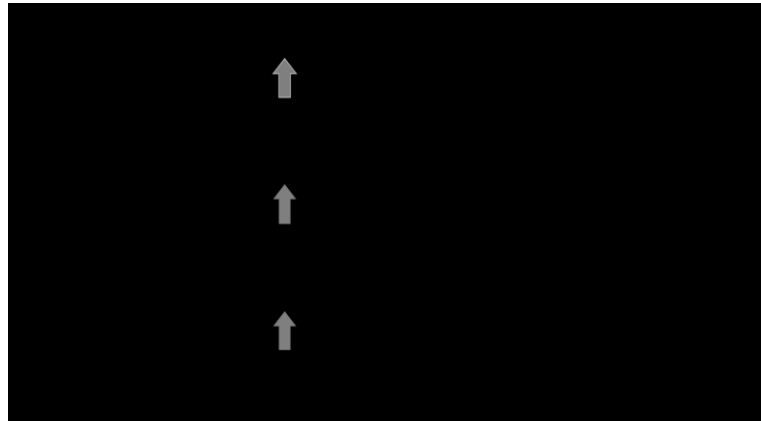
²²⁷ 中村「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層」268頁。

²²⁸ 倉田誠「植民地期サモアにおける公衆衛生と公共圏——第2次マウ運動の展開を中心として」柄木田康之／須藤健一[編]『オセアニアと公共圏——フィールドワークからみた重層性』昭和堂、2012年、69-87頁。

ネイティブによる政治機関として、マロ（Malo）が設置された。当時のサモアでは、マタアフア・ヨセフォ（Mata'afa Iosefo）という人物が、最有力首長としてネイティブに認められていた。そこで、マタアフアがマロにおいて最も地位の高い、最上位首長アリシリイ（ali'i sili）の役職についた。マロは、タイムア（Taimua）とファイプレ（Faipule）の2つの議会からな

る。タイムアには、第1部でふれた、タマアイガと呼ばれる高位首長もしくはそれと同等の地位を持つ首長がマタアフアによって任命さる。

一方、ファイプレは、各地方から選出された有力首長らによっ



〈図⑨：ドイツ統治期の社会構造〉

て構成された。マロは、ネイティブを代表する政治機関とされていたが、徴税権や議会の開催権はドイツ植民地政府が掌握していたため、実質的にはドイツ植民地政府の支配下にあった。さらに、ドイツ植民地政府は、土地称号委員会を設置し、様々な役職を作り出した。例えば、地方長、地方判事、村長、書記、警察、農業監査官などである。これらの役職は給料制で、ドイツ植民地政府が直接雇用をした。これらの役職の職務内容は、元々、首長に権限があり、これを円滑に行うことで首長たちは権威を認められていた。ドイツ植民地政府の制度は、首長のこれまでの権威や権限を侵食していくものであった（図⑨）²²⁹。

さらに、ドイツ植民地政府は、ドイツ通商農業会社の権益を保護し、その経営を支援することに乗り出した。ドイツ通商農業会社は、前にも述べたように、プランテーション事業を展開したドイツに本拠地をもつ会社である。この会社の権益を保護するために、ドイツ植民地下では、外国人の個人プランテーション経営者による土地の獲得や契約労

²²⁹ Davidson, *Samoa mo Samoa*, p.84, Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, 山本「上からの統合、下からの統合」。

働者の移入を規制した。また、ネイティヴにはコプラの生産を促し、その余剰分をドイツ通商農業会社が独占的に買い上げる制度を作り上げた。マロの一部議員を中心として、オロア・カンパニー運動（Oloa Kamupani Movement）とよばれる、独占を阻止するための独自の会社を設立する運動が起きた。すると植民地政府は運動を抑圧し、タイムアとファイブレを解散し、議員を独自に選びなおした。また、ファイブレは、植民地政府の要請時のみ招集される諮問機関へと改変された²³⁰。

第2節 ラウアキの計画

1908年、有力首長ラウアキ・ナムラウウル・マモエ（Lauaki Namulau'ulu Mamoe）をリーダーとし、首長たちが第一次マウ運動を起こした。

まず、ここで、ラウアキ・ナムラウウル・マモエという名前が示す、彼のルーツをデーヴィッドソンの研究の成果に依拠しながら、見ておきたい。ナムラウウルというのは、元々サモアのサヴァイイ島において、演説者²³¹と戦士の両方において高い評価を得た男性に与えられる称号であった。1830年に、ロンドン伝道協会の宣教師たちがサモアで活動を始めた際に、ナムラウウル・ファレセウ（Namulau'ulu Faleseu）という人物が、キリスト教に改宗をし、アダムを意味するアタム（Atamu）という洗礼



〈図⑩：ラウアキ・ナムラウウル・マモエ〉

Andrew, Thomas, 1855-1939 :Samoa talking chief Lauati. Making New Zealand :Negatives and prints from the Making New Zealand Centennial collection. Ref: PAColl-3060-008. Alexander Turnbull Library, Wellington, New Zealand. /records/22393757

²³⁰ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp.79-81, 山本「上からの統合、下からの統合」332頁、倉田「植民地期サモアにおける公衆衛生と公共圏」72頁。

²³¹ サモアにはオラトラと呼ばれる人々がおり、彼らは公共の場でこれまでの政治の成果

名²³²をつけられた。その数年後、タウファタハウ (Taufa'ahau)²³³という人物がトンガからサモアを訪れた。タウファタハウは、トンガ王朝のジョージ・ツポウ 1 世 (George Tupou I of Tonga) だと考えられている人物である。タウファタハウがサモアを訪れた際、アタムがもてなしをした。そのお礼に、タウファタハウがアタムにラウアキ (Lauaki) という称号をあたえた。ラウアキ・ナムラウルル・アタムは 1860 年代頃亡くなり、その息子プラリ (Pulali) が、ナムラウルルの称号を受け継ぎ、プラリの弟マモエ (Mamoe) がラウアキの称号を受け継いだ。マモエがどういった経緯で、ナムラウルルという称号を名乗るようになったかは分かっていないが、ラウアキ・ナムラウルル・マモエという名前は、彼がサモアだけでなく、トンガからも称号を与えられるような家系の人物であったことを示している²³⁴。

それでは、ラウアキ・ナムラウルル・マモエは、第一次マウ運動で何を訴えたのだろうか²³⁵。これは、第一次マウ運動を示すサモア語表現を見たときに答えが見えてくる。第一次マウ運動は、サモア語ではマウ・ア・プレ (Mau a Pule) とよばれる。サモア語で、マウ (Mau) とは「異議申し立て」を意味し、ア (a) は、英語でいう of を意味する。プレ (Pule) とは、公式な政治権力を指し、ドイツ植民地期には首長権威を意味した。つまり、マウ・ア・プレとは、「首長権威の異議申し立て」という意味になる。つまり、第一次マウ運動は、首長たちによって起こされた運動であったということが分かる。実際、ラウアキはサヴァイイ島を中心に戦闘用カヌーを乗り回し、示威運動をおこなって

や歴史を語る役割を担っていた。

²³² プロテスタント系では、洗礼名を付けないことが多い。洗礼名という言葉は、通常カトリック系に使われることが多いが、ここではキリスト教に改宗をした際につけられた名前という意味で、洗礼名という言葉を使う。

²³³ 1 つ目と 3 つ目の a には長音記号が必要だが、表示できていない。

²³⁴ Davidson, J. W. & Scarr, D. (1973) *Pacific Islands Portraits*, Canberra: Australian National University Press, pp.270-271.

²³⁵ ラウアキによる第一次マウ運動の記録は、筆者がドイツ連邦文書館ベルリンで調査を行った際、Togafiti des Lauati (R-1004F, Reichsschutzgebiet Samoa, Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde) というタイトルのドイツ語、サモア語、英語の混在した史料を収集している。この史料はドイツ連邦文書館ベルリンではマイクロフィルムの状態で閲覧をした。しかしながら、マイクロフィルムの状態が悪く、分析を十分に行うことができなかった。この史料がマイクロフィルムになる前の紙媒体のものが、ニュージーランドのウェリントンの国立公文書館に保存されている可能性がある。筆者は、2020 年に紙媒体の史料が読むことのできる状態で残っていないか、史料調査を行う予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、この史料調査を断念せざるをえなかった。第一次マウ運動かんする史料の収集、分析については不十分なところがあるが、この点に関しては今後の課題としたい。

いる²³⁶。結局ラウアキと運動に参加した 14 人の首長は捕らえられ、ラウアキは家族とともにマリアナ諸島サイパン島²³⁷へ追放された。

ラウアキは、第一次世界大戦後、サモアに戻ることを許された。しかし、その帰路で、ギルバート諸島タラワ島にて再びサモアの地を踏むことなく命を落としてしまう。ラウアキの妻、シヴァオテレ（Sivaotele）は、1916 年 1 月にサモアにたどり着いた。その際、彼女は次のような言葉を残している。

私たちは、イギリスの旗がサモアに掲揚されていると聞いた。ラウアキは、それを聞いて喜んだし、心からサモアに帰ることを望んでいた。彼は、間違いなくイギリスの友達となったであろう²³⁸。

この言葉は、ラウアキがサモアにイギリスの国旗が掲揚されていることを喜んでいたことを示している。ここから、ドイツの支配下から逃れたかったことが伺える。また、ラウアキという彼の有する称号が、当時イギリスの保護領であったトンガに由来していたことも彼が喜んだ一因となったのかもしれない。

第一次マウ運動が首長たちによって起こされたこと、またラウアキがドイツ支配下からサモアが脱したことを喜んでいることを考慮すると、第一次マウ運動は、一見、ネイティヴの代表者を設け、彼らによる政治や権威を認めているようであるが、実際には植民地政府による抑圧的な統治方針に対し、首長たちが抗議をおこなったものとするのが妥当であろう。

小結

第 2 部では、ドイツ植民地政府（形成期も含む）における①現地住民の反応（これには現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係を明らかにするために、ドイツ植民地形成期（1876-1899 年）とドイツ植

²³⁶ 山本真鳥『オセアニア史』山川出版社、299 年。

²³⁷ 当時はドイツ領であった。

²³⁸ The surviving exiles, Legislative Department, Western Samoa, F23/11.

民地成立後（1899-1919 年）に時代を区分し、ドイツ植民地政府（植民地形成期も含む）におけるドイツのサモア統治の方針を押さえつつ、サモアの現地住民がドイツの植民地統治のあり方をめぐっていかなる反応を示したのかを分析した。ここでは、第 1 部と同様に、①現地住民の反応（これには現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係、③現代史との位置づけの 3 つの視点から、ドイツ植民地政府（形成期も含む）をまとめておく。

①ドイツの統治に対する現地住民の反応 ドイツ植民地期（形成期も含む）において、ドイツに対する現地住民の反応は 2 つの出来事に表れていた。1 度目は、ドイツ植民地形成期におきたサモア事件である。ドイツの海軍が上陸をしたことに対し、サモアの現地住民が抵抗を見せた事件といえる。2 度目は、ドイツ植民地成立後の第一次マウ運動である。これは、一見、ネイティヴの代表者を設け、彼らによる政治や権威を認めているようでありながら、実際には植民地政府による抑圧的な統治方針に対し、首長たちが抗議をおこなった運動と言えるであろう。

②政府の設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域の関係 ドイツの進出が始まっていた頃、ラウペパは、ハワイ、ニュージーランド、フィジー、アメリカにドイツの植民地とならないように協力を仰ぐという 4 つの対策を考えていた。このことは、海外地域の情勢をよく理解し、それを戦略的に利用しようとしていたサモアの現地住民がいたことを示している。また、その記録が日本に残っていることから、サモアの現地住民と日本もこの頃には、交流関係を築き始めていたといえる。

③現代史との位置づけ

ドイツ植民地期は、サモア史において現代史の幕開けとなる時代である。サモアの現地住民は、ドイツ海軍とゾルフに対して抵抗を示していた。この時代において、特に着目すべきは、海外地域との関係である。「1870 年代サモア政府」では、太平洋をとりまく海外地域の情勢を理解していた人物がいたことは確認ができたが、海外地域と関係を築き、その関係を利用しようとする現地住民の存在は、ほとんど確認できなかった。ところが、ドイツ植民地期には、海外地域との関係を戦略的に利用することを考えていたサモアの現地住民の存在が認められる。ドイツ植民地期サモアは、サモアの現地住民がみずから海外地域に働きかけを行うことを考え始めた時期といえよう。

ドイツ植民地政府は第一次世界大戦が勃発するまで続くこととなる。

第3部 ニュージーランド統治下のサモアにおける第二次マウ運動

第一次世界大戦が勃発すると、サモアはニュージーランドの軍統治下となり、1919年に正式にニュージーランド国際連盟委任統治領となった。第3部では、ニュージーランド統治下で起こった反統治運動である第二次マウ運動に注目し、運動の際に現地住民によって行われた嘆願の内容、発行された雑誌や新聞の分析を行う。分析を通じて、①現地住民の反応（嘆願を出した現地住民の立場の違いや多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係（海外地域に出された嘆願者の提出先やその内容に着眼することで把握する）を明らかにする。

ニュージーランド統治期のサモアは、サモアの様々な立場の人々が海外地域との関係を戦略的に築き始め利用し始めた時期である。また、この時期のサモアは「イギリス帝国」という視点から俯瞰した時、特殊な場所となる。サモアがニュージーランドの国際連盟委任統治領となった1919年、ニュージーランドはまだ独立しておらず、イギリス連邦内の自治領であった。サモアはイギリス本国、白人自治領、自治領の委任統治領という「帝国」内での異なる3つの立場が絡み合う場所だったのである。こうした特殊な場所であったサモアに注目することにより、明らかになるイギリス帝国の新たな側面を描き出したい。

第1章 ニュージーランドによる委任統治の開始と反統治運動——先行研究

第一次世界大戦でのドイツの敗戦により、1919年、旧ドイツ領サモアは、ニュージーランド国際連盟委任統治領（以下、委任統治領）となった²³⁹。

委任統治領成立以後、サモアでは、断続的に第二次マウ運動と呼ばれる反統治運動が起こった。マウ（Mau）とは、サモア語で「異議申し立て」を意味する言葉であり、ニュージーランド統治期においてはニュージーランド統治政府への抗議を意味した²⁴⁰。統治政府への抗議を示す行動であれば、起こした人物、抗議の内容、手段・方法、目的を問わず、マウと

²³⁹ 委任統治領となったのは、現在のサモア独立国およびトケラウ諸島である。

²⁴⁰ 石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010年、290頁。

みなされる。人々は、パレードや納税の拒否、新聞や雑誌の発行などによって統治政府へ抗議の意を示した。第二次マウ運動は、太平洋諸島の中で最も早い、サモアの独立に繋がるものであった。史料によると、1920年代終わり頃のニュージーランド統治下サモアには、サモア人約40,000人、サモア人とヨーロッパ人の混血約1,900人、ヨーロッパ人約450人がいたとされる²⁴¹。また、華僑や東南アジア系の人々もサモアに進出してきていた。第二次マウ運動には、サモア人、サモアに住むヨーロッパ系住民など、法的身分、出身地、性別、社会的地位などが異なる現地住民の約8割が参加したとされている²⁴²。

第二次マウ運動に関しては、すでに多くの研究蓄積がある。まず、キーシング (Keesing, 1934) は、第二次マウ運動が最高潮に達した1920年代末にサモアで調査を行った。調査の結果、第二次マウ運動は、統治政府に不満を持つヨーロッパ人と混血の人々が、同じく統治政府に不満を抱くサモア人を扇動し起こした運動である、と結論づけた。また、マオリ、ネイティヴ・アメリカン、ハワイ、フィリピンなどで起こった社会運動と比較をし、第二次マウ運動が非宗教的運動であったことを明らかにした²⁴³。

歴史家のデーヴィッドソン (Davidson, 1967) は、第二次マウ運動の原因が、当時サモアを統治していたニュージーランドの施政官 (administrator) リチャードソン (Richardson) の政治的干渉にあることを明らかにした²⁴⁴。土着の政治制度では、称号や土地は首長によって管理されていた。それにもかかわらず、リチャードソンは現地住民の同意を得ることなく、勝手に称号を剥奪したり、人々を特定の土地から追放処分にししたりした。称号の剥奪や追放処分などに反発した現地住民が、結束して第二次マウ運動に参加した、とデーヴィッドソンは結論づけている。

メレイセア (Meleisea, 1987) も、また、デーヴィッドソンと同じく政治的干渉が第二次マウ運動の原因であるとしている²⁴⁵。デーヴィッドソンがリチャードソンの治世 (1923-1928年) における政治的干渉を述べたのに対し、メレイセアは、ドイツ植民地時代から独

²⁴¹ *The Truth about Samoa*.

<http://nzetc.victoria.ac.nz/downloads/NelTrut.pdf> (2015年7月22日)

²⁴² *The Truth about Samoa*, p.20, Eteuati, K. (1982) 'Evaevage a Samoa: Assertion of Samoan Autonomy,' unpublished, PhD thesis, The Australian National University, Canberra, pp.336-337、参加人数に関して多少の違いはあるものの、当時、8割程度のサモア人が運動に参加したという点は各論者が一致している。

²⁴³ Keesing, F. M. (1934) *Modern Samoa: Its Government and Changing Life*, Allen and Unwin.

²⁴⁴ Davidson, *Samoa mo Samoa*, pp.112-113.

²⁴⁵ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, pp. 126-154.

立まで外部勢力による政治的干渉は続いていたとする。サモアの現地住民は常に外部勢力に対する不満を抱いていたが、その不満が行動に現れたのが第二次マウ運動であるとしている。彼は、運動を外部のコントロールや制度的な変化を拒絶し、伝統的な首長権威の圏内での自立や自決権の確保を目指したものと結論付けた。

ウェント (Wendt, 1965) やフィールド (Field, 1984) は、統治政府の高官や第二次マウ運動のリーダーたちの私信を分析し、ニュージーランドの人種主義が第二次マウ運動の根底にあるとした²⁴⁶。ニュージーランド統治下のサモアでは、すべての人々はヨーロッパ人かサモア人に法で規定されていた。正式な婚姻手続きを踏んでいれば、父親がヨーロッパ人で、母親がサモア人の混血はヨーロッパ人と規定される²⁴⁷。しかし、実際には混血の人々は「純粋」なヨーロッパ人から差別を受けていた。また、フィールドは、華僑については基本的人権さえ認められていなかったことを指摘している²⁴⁸。ウェントとフィールドは、こうした人種主義の改善が第二次マウ運動の目的だった、と結論づけている。

エテウアティ (Eteuati, 1982) は、他の研究が示した第二次マウ運動の原因を認めたいうえで、サモア人のナショナリズムと自尊心、さらには、サモアの問題を自らの手で解決しようとするサモア人の決意こそが、サモア人を第二次マウ運動へと駆り立てたとする。彼は、多くのサモア人にとってサモアの「伝統的」な政治制度を採用することが彼らの自由を意味していたとする²⁴⁹。

1930 年頃、第二次マウ運動に参加した男性たちは島外への追放処分となった。追放処分になった男性たちに代わり、女性たちが第二次マウ運動の活動を続けた。女性たちによる第二次マウ運動は、ウィメンズ・マウ (Women's mau) と呼ばれるが、多くの研究は、ウィメンズ・マウの存在に言及していないか、言及していたとしても詳細は述べられていない²⁵⁰。そんな中であって、マッコイド (MacQuoid, 1995) の研究は、ウィメンズ・マウの存在に

²⁴⁶ Wendt, Albert, 1965, "Guardians and Wards: A Study of the Origins, Causes, and the First Two Years of the Mau in Western Samoa," M. A. thesis, the Victoria University of Wellington.

<http://nzetc.victoria.ac.nz/tm/scholarly/tei-WenGua.html> (2017年10月7日)

Field, M. J. (1984) *Mau: Samoa's Struggle for Freedom*, Auckland: Polynesian Press.

²⁴⁷ *Samoa Constitution Order 1920 and Amendments, Present*.

²⁴⁸ Field, *Mau*.

²⁴⁹ Eteuati, K. (1982) 'Evaevage a Samoa: Assertion of Samoan Autonomy 1920-1936,' unpublished, PhD thesis, The Australian National University, Canberra.

²⁵⁰ Field, *Mau*, Keesing, *Modern Samoa*.

注目した数少ない研究である。彼女は、女性が第二次マウ運動に参加した経緯として 2 点を述べている。1 つ目は、第二次マウ運動に参加した女性たちが、サモアの口碑伝承に登場する女性戦士に自らを重ね合わせ行動した、というものである。もう 1 つは、追放処分により不在となった男性の代わりに、第二次マウ運動を存続する必要があったというものである。国外追放となった男性たちの中には、サモア外で新聞の発行をするなどして第二次マウ運動を続ける者もいた。マッコイドは、新聞や参加した女性たちの私信から、1930 年代にすでに女性たちは海外で活動する男性たちに資金を送る役割を担っていたとしている。彼女は、女性たちがいなければ第二次マウ運動の存続は困難であったと主張している²⁵¹。マッコイドの研究は、女性に焦点を当て第二次マウ運動の考察を試みた点では、革新的なものであったが、一次史料の提示が乏しく論拠や裏付けが不十分であった。

オブライエン (O'Brien, 2017) は、第二次マウ運動の主導者であるオラフ・フレデリック・ネルソンに焦点をあて、サモアだけでなく、海外地域における彼の活動を描きだした²⁵²。ただし、オブライエンの成果は、主導者であるネルソンを取り上げるにとどまっている。

これらの先行研究全体に対して、以下の 2 点の問題が指摘できる。1 つは、第二次マウ運動を考察する視点が運動の主導者に偏りがちなことである。もう 1 つは、サモアという地域に注目しすぎるあまり、地域を超えた連関、特に欧米諸国との関係が分かりづらくなっていることである。キャンベラ学派が抱える問題点と共通した問題点を、第二次マウ運動の先行研究にも指摘することができる。

第二次マウ運動の過程で、サモアの現地住民はサモア島内でパレードや納税の拒否等の抗議行動を起こした。運動の主導者だけでなく、女性やネイティヴなど、異なる立場の人々が、ニュージーランドやアメリカ、イギリス、ドイツなどの海外地域の政府や諸組織に対し嘆願を行ったり、ニュージーランドで新聞や雑誌の発行を行ったりした。そこで、第 3 部では、サモアの現地住民の立場の違いを踏まえながら、現地住民によってなされた嘆願の記録や運動の際に発行された雑誌や新聞の分析を行う。これにより、それぞれの立場の人々が政治の「近代化」の過程でどんな不満を持ったのか、および、現地住民の誰が、海外の地域の

²⁵¹ MacQuoid, L. P. (1995) "The Women's Mau: Female Peace Warriors in Western Samoa," Plan B Paper, University of Hawaii.
http://scholarspace.manoa.hawaii.edu/bitstream/handle/10125/21186/MacQuoid_1995.pdf?sequence=1 (2015 年 12 月 9 日)

²⁵² O'Brien, P., (2017) *Tautai: Samoa World History, and the Life of Ta'ishi O. F. Nelson*, Honolulu: University of Hawaii Press.

誰に何を訴えたのかを明らかにする。

史料には、各政府や諸組織に現地住民が提出した嘆願書²⁵³である、「アイヴォ・レオタ、その他のサモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日(Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930)²⁵⁴」「反奴隷制および原住民保護協会から国際連盟への嘆願(Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations)²⁵⁵」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年(Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928)²⁵⁶」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1930年(Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930)²⁵⁷」「サモア人からイギリス、アメリカ、ドイツ政府への嘆願(Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany)²⁵⁸」「サモア人からジョージV世への嘆願(Petition from Samoans to the Kings)²⁵⁹」「婦人国際平和自由連盟への嘆願(Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September)²⁶⁰」の7点を使用する。これらの史料は、先行研究において確認はされているが、それぞれの嘆願の内容を詳細に分析するには至っていない。また、先行研究でも触れられることのある、第二次マウ運動の際に発

²⁵³ これらの史料は、先行研究では史料として名前があがっている。ただし、嘆願書の内容について詳細に分析はされてたものはない。

²⁵⁴ Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/55, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁵⁵ Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/63, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁵⁶ Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/59, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁵⁷ Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/58, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁵⁸ Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/62, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁵⁹ Petition from Samoans to the Kings.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/60, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

²⁶⁰ Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.
Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/52, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016年9月7日閲覧)

行されたパンフレット『サモアの真実 (*The Truth about Samoa*)²⁶¹』と新聞『ニューゼaland・サモアの守護神 (*The New Zealand Samoa Guardian*)』も本研究の分析では用いる。

第2章 委任統治領サモアから国際連盟への訴え

1928年に、反奴隷制および原住民保護協会 (the Anti-Slavery and Aborigines Protection Society) を通じて、サモアを含む国際連盟委任統治領から、国際連盟に嘆願がなされた。反奴隷制および原住民保護協会は、19世紀の最初にその起源を遡ることができる団体である。19世紀イギリスには、すでに反奴隷制に関する活動をしている協会や団体が複数存在した。そのうち、反奴隷制及び原住民保護協会は、イギリスおよび海外反奴隷制協会²⁶² (British and Foreign Anti-Slavery Society) と原住民保護協会²⁶³ (Aborigines Protection Society) が1909年に合併したことによりできた組織である。当時のイギリスにおいては、代表的な人道主義団体の1つであった。協会の目的は「全世界であらゆる形態の奴隷制を完全に撲滅すること」であり、この目的の達成のために関連情報の周知、議会での質問、政府へのロビー活動などが行われていた²⁶⁴。

1928年6月8日、反奴隷制および原住民保護協会を通じて、サモアを含む国際連盟委任統治領から国際連盟へ嘆願がなされたのは、既に述べた通りである。ただし、この時の嘆願は、サモア単独で行われたものではなく、イラク、パレスチナ、シリア、レバノン、フランス統治下トーゴランド、南西アフリカという他の委任統治領と共同で行われたものであった。このころ国際連盟の本部があるジュネーヴでは、各委任統治領における人種規定、輸出、委任統治領で政治を行う政治家、現地の知識人たちの位置づけなどが、度々問題となっていた。

²⁶¹ *The Truth about Samoa*.

²⁶² イギリスおよび海外反奴隷制協会は、1839年に設立された組織である。

²⁶³ 原住民保護協会は、1837年に結成され、白人植民者による先住民の抑圧や搾取の監視を主な目的としていた。

²⁶⁴ 大澤広晃「戦間期イギリスにおける「人道主義」と南アフリカ問題——反奴隷制および原住民保護協会の活動を中心に」『アカデミア』人文・自然科学編、第12号、2016年、151頁。

『反奴隷制および原住民保護協会から国際連盟への嘆願²⁶⁵』は、この時に提出された嘆願書であるが、この中でサモア特有の問題として、輸出問題、ファイプレと施政官の関係、個人の所有地と共同耕作地のココナツの耕作をめぐる問題、そして教育プログラムをめぐる問題が挙げられている。中でも、特に紙幅が割かれたのは、『カテキズム (catechism)』についてであった。

『カテキズム』とは、学校の教師たちに対し、生徒たちに教える内容の指針を示したものであり、『反奴隷制および原住民保護協会から国際連盟への嘆願』によると、嘆願で取り上げられたのは、「1927年11月に西サモアのジョージⅡ世学校のネイティブの教師に配布された²⁶⁶」ものである。制作者は、委任統治領の統治責任者である施政官と教育長 (the Superintendent of School in Samoa) であった。問題とされたのは、サモアの国際社会上の位置づけについて書かれた部分であった。ここで、『カテキズム』の内容をみてみよう。

【『カテキズム²⁶⁷』】

(省略) ……

5. 国際連盟の加盟国のうち、イギリス国家はどこか？

グレートブリテン

カナダ

インド

オーストラリア

ニュージーランド

南アフリカ

アイルランド

6. 国際連盟に含まれるイギリス領土はどこか？

1. イングランド

4. オーストラリア

²⁶⁵ Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations.

²⁶⁶ Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations.

²⁶⁷ Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations, 史料にある項目の番号が重複しているが、これは原文のままである。

- | | |
|--------|-------------|
| 2. カナダ | 5. ニュージーランド |
| 3. インド | 6. 南アフリカ |
| | 7. アイルランド |

…… (中略) ……

12. サモアはどの帝国に属するのか？

イギリス帝国

12. サモアはどの政府の下にあるのか？

イギリス政府 (the Government of Great Britain)

13. サモアをイギリス帝国から分離することはできるか？

いいえ

13. サモアをイギリス政府 (The Government of Great Britain) から切り離すことは可能か？

いいえ

14. なぜサモアはニュージーランド政府の下にあるのか？

なぜなら、イギリス国王がニュージーランドにサモアをゆだねることと、イギリス国王の下にいるネイティブを特に監督することを依頼したからである。

なぜなら、ニュージーランド政府は近いポリネシア人種のネイティブを統治してきたし、その統治において、長年に渡り、大変賢明にあたり、よくやってきたからである。

…… (中略) ……

20. もしサモアの誰かが不満を持った場合、不満を持った者が国際連盟に赴き、委員会を見ることはできるか？

できない。その人物は受け入れられない。

……（中略）……

20. もし不満を持った者が国際連盟に手紙を送ったならば、国際連盟はそれを取り扱ってくれるのか？

扱われない。手紙はその国の政府に戻されるだろう。なぜならば、国際連盟は政府ではないから。

……（中略）……

22. 国際連盟に職員はいるのか？

いる。国際連盟は、支払いのため毎年 1,000,000 ポンドの費用をかけている。

イギリスは、他の国よりもこの費用に対して多くを支払っている。すなわち、1 年あたり、100,000 ポンドだ。

ニュージーランドも毎年巨額のお金を支払っている。なぜならば、ニュージーランドの人々とすべてのイギリス国家は世界を救うこと、戦争を終わらせることにお金を使うことはよいことだと考えているからだ。

サモアは、国際連盟にお金を支払っていない。……（省略）。

つまり、『カテキズム』では、サモアはイギリス帝国に属しイギリス政府の支配下にあるとされている。しかしながら、イギリス王がニュージーランドに統治の権限を与えたため、統治の権限はニュージーランド政府にあるというのである。サモアの誰かが不満を抱いた場合、国際連盟に行って委員会を傍聴することはできない。また、サモアで不満を持った人物が国際連盟に手紙を送ってもその政府、つまりここではニュージーランド政府に返送される。送り返す理由は、サモアが国際連盟に資金を支払っていないためである、と述べられているのである。

「反奴隷制および原住民保護協会から国際連盟への嘆願」には、サモアの現地住民からの嘆願は書かれていないし、反奴隷制および原住民保護協会を経由して国際連盟に提出された文章であるため、サモアのどの立場の人のどれほどの意見が反映されているのかの判断は難しい。しかしながら、統治国側のニュージーランドと被支配地域のサモアの間で問題が生じても国際連盟は、その問題を扱わず、ニュージーランドにすべての解決がゆだねられていることをサモアは問題視していたと伺える史料である。

この嘆願書からは、2 つのことがいえる。1 つは、サモアが他の委任統治領と協力して、国際連盟に訴えを行っていたということである。もう 1 つは、「イギリス帝国」内でもサモアの位置づけについての解釈が問題として扱われていたということである。

第 3 章 ネルソンによる嘆願と訴え

オラフ・フレデリック・ネルソン (Olaf Frederick Nelson) は、混血でありながら第二次マウ運動の主導者される人物である。第二次マウ運動には、明確な組織がなかったとさ



〈図⑪：ネルソン〉

O' Brien, P. , 2017, *Tautai*, 表紙。



〈図⑫：ネルソンの家〉

Raine, William Hall, 1892-1955. House of Olaf Frederick Nelson, Apia, Samoa. New Zealand Free Lance : Photographic prints and negatives. Ref: PAColl-7171-03. Alexander Turnbull Library, Wellington, New Zealand. /records/22718789

れるため、彼が第二次マウ運動の正式なリーダーであったかは不明である。彼自身は様々な文書で自らを「サモア人の代表者」と記している。運動を通じて国際連盟に嘆願を行ったり、新聞やパンフレットを発行したり、運動のあり方をめぐってさまざまな立場の人々と協議を行っていることから、運動の中心人物であったことは間違いない²⁶⁸。

彼は、1883年2月にサモアで生まれた。父は、スウェーデン生まれの貿易商人であり、母は、サモアの二大首長家の一つである²⁶⁹ツプア家（Tupua）の系統に属するサモア人であった。ニュージーランド統治下のサモアでは、すべての人々はヨーロッパ人かサモア人に法的に区分されていた²⁷⁰。彼は、「1924年9月10日にイギリス臣民に帰化するまで、スウェーデン国籍を有²⁷¹」しており、法的にはヨーロッパ人に区分されていた人物である。また、サモア語、英語、ドイツ語を理解できたこと、外資系企業の管理職に長く携わっていたこと²⁷²、外国人の多く住む地区で「ヨーロッパ風」の住居²⁷³を構え生活をしてきたこと（図⑫）などから、文化的にも「ヨーロッパ的」な点を多く有している人物であったといえる。しかしその一方で、サモア文化を尊重する人物でもあった。

ネルソンは、第二次マウ運動を通じて、何をどのように訴えたのであろうか。以下、「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1930年」『サモアの真実』の3点の史料から検討していく。

第1節 1928年のネルソンから国際連盟への嘆願

第二次世界大戦が開戦し間もなくすると、ドイツ領サモアはニュージーランド軍に占拠された。事実上、ニュージーランドによるサモア統治が始まったのである。『ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年』は、1928年にネルソンが国際連盟に提出した嘆願書であり、

²⁶⁸ 第二次マウ運動は、サモアの独立に繋がる運動であった。ネルソンは、現在でもサモアの独立に貢献した人物として国内で高い人気を誇っている。例えば、サモアの公立図書館（Nelson Memorial Public Library）には彼の名前が付けられているし、サモアの首都アピア（Apia）の中心には、彼の家族によって建てられた時計塔（Clock Tower）が現在もそびえたっており、町のシンボルとなっている。

²⁶⁹ 山本「上からの統合、下からの統合」329頁。

²⁷⁰ *Samoa Constitution Order 1920 and Amendments, Present.*

²⁷¹ clause1, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁷² 当時のサモアにおいて、会社で働き外貨を得るという行為は珍しかった。

²⁷³ サモアの伝統的な家屋はファレ（Fale）と呼ばれ、屋根と柱だけで出来ているのが特徴である。ネルソンは壁のある家に住んでいた。

44 項目に分かれている。これには、1918 年の軍統治期から 1928 年までの出来事と、それに対する批判や要望が記されている。ここから、嘆願書の検討を通じて、ネルソンがどんな批判を示したのか見ていくことにしよう。

第 1 項 インフルエンザの流行

1918 年ニュージーランドから「サモアに 1 船の蒸気船が入港した」。この蒸気船にはインフルエンザを患った船員が乗船していた。ニュージーランドはこの事実を把握していたにもかかわらず、サモア側に知らせることなく「蒸気船にサモアへの入港許可を与えた」。蒸気船は消毒されることなく、サモアに到達したのである²⁷⁴。

蒸気船の入港をきっかけに、サモアではインフルエンザが流行した。同時期、東隣りのアメリカ領サモアでもインフルエンザが流行した。アメリカは、直ちにアメリカ領サモアにインフルエンザの対策を施した。対策が功を奏し、アメリカ領サモアでは大きな被害を防ぐことができた。この時、アメリカは、ニュージーランドを通じ、サモアについても医療的援助を行うことを申し出ていた。ところが、ニュージーランド軍政府は、この申し出を断ったのである。

サモアのインフルエンザ被害はさらに拡大し、「西サモアの（人口）40,000 人のうち、少なくとも 10,000 人が非業の死を遂げた」。ネルソンの家族にも被害は及んだ。ネルソンは、「1918 年 11 月 25 日から 12 月 1 日」のわずか一週間の間に、「母、唯一の兄弟、妹、遠い親戚を亡く」している。また、ネルソンの「1 人息子は、インフルエンザにより衰弱し、大腸炎で痩せたことから 9 か月後、死に至った」²⁷⁵。

後にニュージーランドは、インフルエンザにより、「約 9,000 人が亡くなった」と発表した²⁷⁶。実際の死亡者数より少なく発表したのである。一連のインフルエンザをめぐる対応から、委任統治領成立時にはすでにサモアの現地住民はニュージーランド統治政府に対する不信感を抱いていた。

第 2 項 サモア人の追放

²⁷⁴ clause40, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

²⁷⁵ clause5, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁷⁶ clause5, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

1919 年、サモアはニュージーランド国際連盟委任統治領となった。施政官 (administrator) は、委任統治領における統治の責任を担う者である。「1922 年 9 月 11 日、サモアで『犯罪者に対する法 1922 年(The Samoan Offenders Ordinance 1922)』が出された²⁷⁷」。これは、全 9 項目からなる法で、ニュージーランド統治政府の施政官が秩序を乱すサモア人を追放したり、居住地域を指定したり、サモアの伝統的な称号を称号保持者から剥奪できること、警察官が逮捕状なしでサモア人を逮捕できることを規定する内容が含まれていた²⁷⁸。

「1924 年、14 人の首長が、全権を担うリチャードソンにより、『犯罪者に対する法』のもと追放処分となった²⁷⁹」。追放処分となった首長には、高位首長のツプア・タマセセ (Tupua Tamasese) も含まれていた。ほとんどの場合、「追放処分は裁判をすることなく決定」された。裁判が開かれたとしても、裁判の手順が無視されたり、酔った状態の裁判官が出席したりしていた。ネルソンは、施政官に対し追放のあり方の不当さについて提言した²⁸⁰。しかし、施政官はネルソンの提言を無視し、1925 年にはさらに 19 人の首長を追放処分とした。

サモア先住民社会にはマタイ (matai) と呼ばれる人物が存在する。マタイとは称号保持者のことで、彼らは称号によって権威づけられる。彼らが担う役割の中で、重要なものの一つは、社会の秩序を維持することである。サモアの先住民社会では、マタイのみがその権力の及ぶ範囲でのみ、法を犯した者もしくは秩序を乱す者に対し追放を言い渡すことができた²⁸¹。

しかし、『犯罪者に対する法 1922 年』が施行された後、サモア人を追放することが出来るのは、ニュージーランド統治政府の施政官のみとなった。ニュージーランド人である施政官が勝手にサモアの首長を追放したり、マタイの称号を取り上げたりすることに、サモア人は不満を持ったのである。

第 3 項 ニュージーランド首相と外務大臣への訴え

1926 年 8 月、ネルソンはニュージーランドに赴き、ニュージーランド首相 (the Prime

²⁷⁷ clause6, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁷⁸ *The Samoan Offenders Ordinance 1922*.

²⁷⁹ clause7, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928, リチャードソンは当時の施政官である。

²⁸⁰ clause8, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸¹ 石川『新版オセアニアを知る事典』295 頁。

Minister of New Zealand) と外務大臣 (the Minister of External Affairs) にサモアの状況の改善を訴えた²⁸²。首相は「追放に対し驚愕」し、「外務大臣は 1926 年 10 月にサモアに視察に行くように進めたいと約束した²⁸³」。ところが、外務大臣の視察は延期となった。

そこで、サモアでは、1926 年 10 月 15 日に、外務大臣の視察の際に提案する内容を話し合う会議が開かれた。この会議には、ネルソン、「ネルソンの同僚 2 人、ヨーロッパ系住民 6 人、サモアの首長 6 人」が参加した²⁸⁴。2 度目の「会議が 1926 年 11 月 12 日に開かれた」。一般からの参加も認めたため、「この会議には、サモア人とヨーロッパ人 663 人が、参加した」。この会議の司会はネルソンであった。しかし、施政官の代理秘書 (Acting-Secretary to the Administrator) が会議に乗り込んできて、断りなく進行に関与した。代理秘書は、会議から第二次マウ運動を支持するヨーロッパ人数人を退席させた。最終的にこの会議では、再度ニュージーランドに状況の改善を求めるため、サモアから代表者を派遣することが決まった²⁸⁵。

この頃から、ニュージーランド統治政府に反対する動き、マウに対し、施政官が弾圧を行うようになった。11 月の会議で決まった、ニュージーランドへ代表者を派遣するための基金に協力しないよう呼びかけるチラシを作ったり²⁸⁶、政府に反対する組織に寄付をしようとするサモア人の預金口座を凍結したりした²⁸⁷。また、統治政府はコブラの貿易に介入し、貿易商人の利益を圧迫した²⁸⁸。ネルソンが企業の管理職であったことにはすでに触れたが、この企業こそがコブラの輸出により収益を上げていたのである。

ネルソンは、11 月から翌年の 1 月にかけて、ニュージーランドの外務大臣に対し、サモアからの代表者を受け入れるよう要請した。ところが、外務大臣は施政官から代表者派遣の許可が下りない限り、ニュージーランドは代表者を受け入れることができないと回答したのである。ネルソンは、外務大臣と施政官それぞれに代表者受け入れのための説得を続けた。しかし、外務大臣はネルソンからの電信を無視し、施政官はサモアからの代表者に対しパスポートを発行しないことで、受け入れを拒否したのである。さらに、サモアからの代表者の受け入れを要請する行為を統治政府に対する反逆行為とし、かかわった 5 名に罰則を科し

²⁸² clause11, 12, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸³ clause13, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸⁴ clause16, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸⁵ clause17,18,19, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸⁶ clause21, 22, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸⁷ clause36, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁸⁸ clause23 , Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

た。うち 2 名は追放処分であった²⁸⁹。

「7 カ月から 8 カ月の延期の後、1927 年 6 月 2 日（ニュージーランド）外務大臣が、サモアに到着した」。しかし、大臣は「1927 年 6 月 11 日まで施政官と新しい住居に滞在しており、嘆願者（ネルソン）やマウに参加している人（Citizens' Committee）と会うことはなかった。1927 年 6 月 11 日にマウに参加者たち（Citizens' Committee）に会ったときも、大臣が参加者から話を聞くことはなく、大臣は彼らを非難する文章を手配した。それは、明らかに事前に準備されていたもの」であった²⁹⁰。外務大臣のサモア訪問は、サモアの問題解決の糸口にはならなかったのである。

この頃になると、ニュージーランド政府の中にもサモア人の嘆願に耳を傾けるものが出てきた。こうした人々の尽力もあり、1927 年には議会委員会（the Parliamentary Committee）や王立委員会（the Loyal Commission）でサモア問題が取り上げられるようになった。両委員会には、サモアの状況を聴取するため、施政官やネルソン、マウに参加した人々の代表者も呼ばれた。しかし、施政官の発言機会は多く与えられる一方で、ネルソンたちの発言がほとんど認められなかったり、マウに参加した人々が要請した証人や相談役の参加が認められなかったりした。いずれの委員会も、ネルソンやマウの参加者にとっては、不満の残る内容であった²⁹¹。

ネルソンは、1920 年代の終わりには、インフルエンザへの対応、施政官がサモア人を不当に追放したり、サモア人の称号を取り上げたりすることに批判をしていた。こうした状況を改善するために、ネルソンは、ニュージーランド首相や外務大臣に訴えを行った。しかし、ネルソンの満足のいく対応は得られず、ネルソンの統治政府への不満は募るばかりであった。

貿易商人のメレディス（Meredith）²⁹²は、ネルソンと同時期にマウの一員として活動した人物である。「マウに参加している人々（Citizens' Committee）は、（ニュージーランド）首相と対談をするためにメレディスをニュージーランドに派遣することを決め、1927 年 1 月 14 日にメレディスは目的を達成するためにアピア（サモアの首都）を出発した……（中

²⁸⁹ clause26～34, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁹⁰ clause44 , Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928, 括弧内は筆者による。

²⁹¹ clause49～67 , Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

²⁹² メレディスの職業については議論の余地が残るところであるが、ほぼ貿易商人で間違いがないと思われる。

略) ……オークランドで首相は、(メレディスが伝えたサモア情勢を) 真摯に受け止め、同情した。彼は、問題に向き合うことを約束した²⁹³」。ところが、「翌日、問題は、外務大臣のノースウォーシー (Nosworthy) の手中にあるため、彼 (ニュージーランド首相) は、何もできないとの見解が首相から示された」。これは、ニュージーランド首相が、サモアを訪問する約 5 カ月前の出来事である。

一連のニュージーランド外相と外務大臣の不誠実な態度にネルソンは不満を持ったのである。

第 2 節 ネルソンの理想

ネルソンの一連の活動は、統治政府への反逆行為とみなされた。1928 年 1 月 15 日、「施政官は、嘆願者 (ネルソン) を国外追放処分とした²⁹⁴」。ネルソンは、国外追放後もニュージーランドで新聞やパンフレットを発行し、サモアの状況の改善を訴えるなど、マウの活動を止めなかった。

『サモアの真実 (*The Truth about Samoa*)』は、1928 年 3 月 16 日にネルソンがサモアの問題を訴えるために、ニュージーランドで発行したパンフレットである。使用言語は英語であり、あとがきのみサモア語、英語の順で併記されている。ネルソンは、パンフレットの発行目的として、「サモアの歴史を検討すること」と「(サモアにおける) 問題の危機的状況について理解すること」の 2 点をあげている²⁹⁵。読み手として、国際社会に影響のある人物、ニュージーランド人、サモアの知識人層を想定しており、国際社会にサモアの状況を訴えるために発行されたパンフレットと考えられる。

前節でネルソンの不満は明らかになったが、ネルソンはどんな状態のサモアを理想とし、マウを行ったのであろうか。『サモアの真実』から、ネルソンが理想としたサモアを検討する。

第 1 項 サモア人代表者

²⁹³ clause35, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928, 括弧内は筆者による。

²⁹⁴ clause44, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928、括弧内は筆者による。

²⁹⁵ *The Truth about Samoa*, p.3、括弧内は筆者による。

『サモアの真実』には、ネルソンの理想とするサモアを読み取ることのできるいくつかの記述がある。その1つが、立法会議（the Legislative Council）をめぐる問題についての記述である。

1920年、ニュージーランド統治政府は、サモアに立法会議を設置した。これは、議会に相当するものである²⁹⁶。構成員は、6人以下の官選議員²⁹⁷と選挙または推薦で選ばれる非官選議員であった。ただし、非官選議員の数は官選議員を超えてはならないと定められていた。1923年、ネルソンは選挙で立法会議の議員に選出された。1926年にも彼は再選を果たしている。彼が議員を務めている間の構成員は、6人の官選議員とネルソンを含む3人の選挙による選出者であった。彼は当時のことを次のように記している。「選挙で選ばれたメンバーの改革のための努力は無駄だったし、常に2対1で反対された²⁹⁸。」ネルソンのような選挙によって選出された議員は、多数決で常に官選議員によって提案した政策を封じこめられ、立法議会において何の効力をもたなかったのである。

1923年にはファイプレ議会（the Fono of Faipule）が設置された。これは、サモア人の福祉を目的とした、立法会議の下設置された機関である。しかし、ファイプレの議員は官選であった上²⁹⁹、次のような規定がなされていた。「任意の議会もしくは助言機能を持つ場において、ファイプレの立場につくにあたり、サモアの慣習を修正しないネイティヴはファイプレとして任用しない³⁰⁰。」つまり、サモアの慣習に従うサモア人はファイプレになれなかったのである。

サモア人が選んだ非官選議員が立法会議において何の効力ももたないこと、サモア人の福祉を目的とするファイプレがサモアの慣習に従うサモア人を代表していないことを、ネルソンは問題としている。つまり、ネルソンは、立法会議においてサモアの慣習に従うサモア人代表者がいることを理想としていたのである。

第2項 「2つの民族が1つに溶け合う」政府の実現

『サモアの真実』には、4項目からなる「第二次マウ運動の目的（Object of “the Mau”）」という文章が収められている。その第1項目は、「神から授けられた人の地位が、人種、社

²⁹⁶ 山本「上からの統合、下からの統合」333頁。

²⁹⁷ 施政官が指名する議員のこと。

²⁹⁸ *The Truth about Samoa*, p.12.

²⁹⁹ 山本「上からの統合、下からの統合」333頁。

³⁰⁰ *The Act 1923*.

会的地位、肌の色、宗教にかかわらず、お互いに助け合うためのものであり、すべての人が神の前では平等であると我々は宣言し、信じる³⁰¹。」という人種の平等を示したものであり、ネルソンが理想とした社会を伺うことができるものである。第二次マウ運動では、ヨーロッパ人、サモア人関係なく、平等に位置づけられる社会が想定されていたと考えられる。

もう1つ、『サモアの真実』には、彼が希求した政治の理想を示す、以下のような言及がある。「ニュージーランド人は自らの島の故郷にとっても誇りを持っている……（省略）……彼らは、ジョージ・グレイ（Sir George Grey）、ジョン・バランス（John Balance）、リチャード・セドン（Richard Seddon）のようなたくましい民主主義者から素敵な特権を享受した³⁰²。」ネルソンは、ニュージーランドの政治家であるジョージ・グレイ、ジョン・バランス、リチャード・セドンの3人が実現を求めた政治を理想としていたのである。

それでは、彼ら3人が求めていた政治とはどのようなものであったのだろうか。まず、ジョージ・グレイは、第3代ニュージーランド総督であり、詳細は後述するが1852年憲章の実現に奮闘した人物である。彼は、1845年から1868年まで、断続的にニュージーランドで活動した。当時のニュージーランドでは、白人居住者とマオリ（Maori）との争いが絶えなかった³⁰³。1846年の時点で、マオリはニュージーランド議会において代表者を持っていなかった³⁰⁴。そのため、マオリはニュージーランド植民地政府に対し、様々な不満を抱えていたのである。こうした状況においてグレイが行ったことは、1852年憲章の制定であった。グレイは、1852年憲章の起草にあたり以下の3点のことを求めた。1点目は、広く存在している居留地の性格から、地方分権的な政治構造を設置すること、2点目は、参政権を、広く植民地に利害関係を有するすべての者、すなわち、土地か家屋を有しているものに認めること、3点目は、この条件を満たしている限り、参政権をマオリにも認めることである³⁰⁵。

この憲章の制定を通じてグレイが目指したことは、マオリをイギリス制度に組み込み、「イギリス的」な議会制度の下、白人とマオリの立場が対等な政治を実現することであった。グレイは、ニュージーランド植民地の平和と幸福は「二つの民族が一つに溶け合う(the two

³⁰¹ *The Truth about Samoa*, p.19、第2項目については後述する。第3項目と第4項目は、憲法上の権力は維持され尊敬されなくてはならないが、その存在が人々の幸福と利益を損なう場合、法的手段によって解決されることが記されている。

³⁰² *The Truth about Samoa*, p.44、括弧内は著者による。

³⁰³ 甲斐素直「ニュージーランド初期憲法史」『法学紀要』2014年、191-234頁。

³⁰⁴ 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」212頁。

³⁰⁵ 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」213頁。

race into one nation)』ことではじめて実現すると考えていたのである³⁰⁶。結果だけ述べると、 그레이がイギリスへ召喚されたことも手伝い、1852年憲章は、 그레이が求めた3点のうち2点のみが実現した。地方分権と白人男性のみに限った広い参政権は認められたが、マオリの参政権は認められることはなかったのだった³⁰⁷。次に、ジョン・バランスとリチャード・セドンである。バランスは、第14代ニュージーランド首相である。1891年1月から急死する1893年4月までその任に就いた。バランスの死後、その後任となったのがリチャード・セドンである。彼らは、ニュージーランドにおいて女性の参政権成立に貢献した人物である。ニュージーランドの女性参政権運動はケイト・シェパード (Kate Sheppard) が中心となり進められていた。バランスは、シェパードを支持し、女性参政権に関する法案の上院通過を目指していた。しかし、バランスの前の首相であったハリー・アトキンソン (Harry Atkinson) など、保守的な政治家がその通過阻止に奔走したため、バランス政権時代に女性参政権は認められなかった。女性参政権が認められたのは、バランスの後を継いだセドン政権の時であった。しかし、セドン自身は、女性参政権の成立を目指していた自由党のメンバーであるにもかかわらず、女性参政権には反対の立場をとっていた。女性参政権の法案が、上院に提出された際、以前からセドンの女性参政権不支持に対する行動に異議を唱えていた自由党の議員が賛成票を投じ、法案は可決された。被選挙権は付与されなかったものの、これによりニュージーランドは世界最初の女性参政権が認められた国となった³⁰⁸。セドンは、その意図とは別に、世界で最初の女性参政権を承認した首相となったのである。

ネルソンがあげた3人の人物に共通していることは、平等な参政権の実現にかかわった人物であるということである。 그레이の政策を見るに、ネルソンは 그레이と同じくサモアにおいて「2つの民族 (ヨーロッパ人とサモア人) が1つに溶け合う」政府の実現を描いていたことがわかる。彼は、サモア人がヨーロッパ人と対等な発言機会を持ち、サモア人とヨーロッパ人双方が不満なく過ごす政治を求めている。

第3項 イギリス統治下のサモア

ニュージーランド統治下サモアを「イギリス帝国」という視点から俯瞰した時、サモアは

³⁰⁶ 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」213頁。

³⁰⁷ 甲斐「ニュージーランド初期憲法史」213-214頁。

³⁰⁸ 後藤光男／山本英嗣「ニュージーランドの外国人参政権」『比較法学』46巻1号、2012年、43-70頁。

イギリス本国、白人自治領、自治領の委任統治領という「帝国」内での異なる 3 つの立場が絡みあう場所だったことはすでに述べた。それでは、ネルソンは、「イギリス帝国」との関係においてサモアをどのように位置づけようとしていたのであろうか。

『サモアの真実』には、ネルソンが理想とする「イギリス帝国」との関係が記されている箇所が、2 箇所ある。1 箇所目は、「第二次マウ運動の目的」の第 2 項である。第 2 項は、「文明化、よい道德、人々の意志をともなう人々の政府の実現に対し、進歩段階にある人種の構成員を支えることは、イギリス国旗の下で生活をしている人々の特権であり、イギリス臣民の義務であることを我々は宣言し、信じる。」というものである。第 2 項目では、サモアの運営がイギリス国旗の下で行われることを理想としていると 3 つの点から読み取ることができる。1 点目は、イギリスの影響力の下サモアにおいて「文明化、よい道德、人々の意思を伴う人々の政府の実現」すると謳っていることである。2 点目は、サモアで生活を送っている人々を「イギリス国旗の下で生活をしている人々」もしくは「イギリス臣民」という表現をしていることである³⁰⁹。3 点目は、「進歩段階にある人種」という表現が認められることである。

18 世紀末、イギリスでは「帝国意識」が形成され始め、19 世紀には広がりを見せた。「帝国意識」とは、「帝国」をもった有力民族がその支配下にある弱小民族に対してもつ優越意識とされる。この「帝国意識」の広がりとは、イギリス人に「文明化の使命」感を与えるようになった。「文明化の使命」感とは、優越した位置にあるイギリス人には、大国イギリスの庇護のもとにある植民地やその勢力圏内の人々に文明の恩恵を与え、文明の高みにまで引き上げてやる義務があるとする観念のことである。ここでいうイギリス人とは、狭義ではワस्प (WASP)、広義では白人を指す³¹⁰。

「進歩段階にある人種」とは、イギリス人以外の人々であるため、サモア人を指すと考えるのが妥当である。第二次マウ運動において、サモア人はイギリスの下、文明の高みにまで引き上げてられなければならない人種だったのである。つまり、サモア人はイギリス人に支

³⁰⁹ *The Truth about Samoa*, p.19.

³¹⁰ 木畑洋一「イギリス帝国主義と帝国意識」、北川勝彦・平田雅博[編]『帝国意識の解剖学』世界思想社、1990 年、25 頁、木畑洋一『支配の代償——英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会、1978 年、東田雅博『大英帝国のアジアイメージ』ミネルヴァ書房、1996 年、1 頁、指昭博『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、1990 年、藤川隆男[編]『白人とは何か？ホワイトネス・スタディーズ入門』刀水書房、2005 年、藤川隆男『人種差別の世界史——白人性とは何か？』刀水書房、2011 年。

えられることが理想だとされていたのである。

理想とする「イギリス帝国」との関係が記されている、もう 1 つの箇所は『サモアの真実』の最後の文章である。ネルソンは、『サモアの真実』を「我々のイギリス国旗が再び真実と自由、公正の象徴としてサモアで評価されることを私は望み祈る³¹¹。」と締めくくっている。彼にとってイギリス国旗は、サモアにおいて真実、自由、公正の象徴として存在し続けるべきものであり、排除すべきものではなかったのである。ここからも、ネルソンは、イギリスの下でサモアが自由と平等を実現することを理想としていたと考えられる。

第 3 節 1928 年、黒い土曜日事件

統治政府がネルソンの一連の活動を反逆行為とし、ネルソンを国外追放処分としたことは、前節で述べた通りである。1928 年 7 月、ネルソンは枢密院司法委員会 (the Judicial Committee of His Britannic Majesty's Privy Council) に自らの追放処分の取り消しを求めた。しかし、追放は取消にはならなかった³¹²。この後の動きは、「ネルソンから国際連盟への嘆願、1930 年」から読み取ることができる。

1928 年 11 月、ニュージーランドで選挙が行われ、改革党 (the Reform Political Party) のゴードン・コート (J. G. Coat) から、統一党 (the United Political Party) のジョセフ・ワード (Joseph Ward) に政権が交代した。首相の所属政党が変わったことにより、サモアでは一連の統治政府をめぐる問題が解決するのではないかという期待が高まった³¹³。

このような状況を踏まえ、1929 年 11 月 15 日には、サモアの人々の代表者 23 人によって署名された、イギリス国王 (the Britannic Majesty) 宛ての嘆願書が施政官を通じて提出された。しかし、国王の回答は、「国王は (サモア問題に) 指針を示すことを好まない³¹⁴」、というものだった。

同年の 12 月、後に「黒い土曜日事件 (Black Saturday)」と呼ばれる事件が起きた。マウの一環として、統治政府に反対する人々が首都アピアの中心部でパレードを行った。パレードに参加した人々は、武器を持っていなかった。しかし、統治政府はこのパレードを反逆

³¹¹ *The Truth about Samoa*, p.45.

³¹² clause5, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

³¹³ clause6, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

³¹⁴ clause10, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930, 括弧内は筆者による。

行為とみなし軍隊を出動させ、パレードに参加している人々に回転式連発拳銃、ライフル銃、マシンガンなどを乱射したのである。この騒動の結果、11名のサモア人と白人巡査1名が死亡した。死亡したサモア人の中には、サモアの高位首長であるツプア・タマセセ（Tupua Tamasese）も含まれていた³¹⁵。

この事態をうけて、翌年2月にはニュージーランドの防衛大臣（The New Zealand Minister of Defence）がサモアを訪れた。しかし、防衛大臣は施政官に都合のよい指示を出しただけであり、「ニュージーランド防衛大臣、ホン・J・G・コップは、直近の2月にサモアを訪れたが、それは、大臣として、長い間苦しんできたサモア人に対して何の安堵ももたらさなかった³¹⁶」と、サモアの現地住民に対して満足のいく成果を残すことはなかった。

統治政府に不満をもつ人々は、ニュージーランドの政治の変化によってサモア問題が解決されることを期待していた。けれども、首相の所属政党が変わったことによって、サモアの状況が好転することはなかった。

第4章 マウ運動の広がり

第1節 ハワイに住むサモア人からジョージV世への嘆願

1930年代に入ると、主導者ネルソン以外の人々も嘆願を行うようになる。1930年5月25日付で提出された『アイヴォ・レオタ、その他のサモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日³¹⁷』は、ハワイに住むサモア人からの嘆願であり、海外地域に住むサモア人からもサモアの状況改善について訴えが行われたことを知ることが出来る史料である。

この嘆願書には、当時のニュージーランド施政官アレンが11月28日付で書いた忘備録が添付されている。アレンの忘備録によると、この嘆願書はハワイのライエ（Laie）から送られたものであり、「ライエは、ハワイのオアフ島に位置する島であり、モルモン教の教会の設立とともに、モルモン教徒の集落となっている³¹⁸」とのことである。25名のサモア人

³¹⁵ clause11,12, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

³¹⁶ clause13, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

³¹⁷ Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

³¹⁸ Memorandum in Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

が嘆願書の最後に署名をしている。この 25 名の署名を行った人物について、アレンは「嘆願の署名人は西サモアでは知られていない人々である。我々の記録によると、彼らは、ここ（西サモア）とかかわりがある人物かもしれないが、ほぼ間違いなく、彼らはアメリカ領サモアに繋がりがあある。おそらく彼らは、モルモン教の学校に通う少年たちである。その名前のほとんどは、サモア人のものである³¹⁹。」と記している。嘆願者の情報については、このアレンの忘備録からしか確認ができないが、ハワイに住むサモア人がジョージV世に嘆願を行ったことは確実である。この嘆願書自体はわずか 17 行の簡素なものであり、2 点の訴えと、彼らが理想としたサモアが書かれている。ここからは彼らがジョージV世に訴えた内容を見ていこう。

まず、彼らが訴えたことは、「1918 年、インフルエンザが起りニューージーランド統治下の西サモアにおいて、何千もの人が亡くなった。現在、ニューージーランドの軍により、多くの我々の仲間が殺されている。そして、昨年 1929 年の 12 月には、我々の最高位首長の何人かが謀殺された³²⁰」という、ニューージーランド統治下において多くのサモア人が命を落としていることである。

次に、「サモアは、税金がどこで使われているのか知らされたことがない。土地にはニューージーランド政府の役人多すぎるぐらいいるが、サモア人にはほとんど役職が与えられていない³²¹」と、税金の使途が不明であることと、役人としてニューージーランド人が過剰に雇われている一方で、サモア人の役人がほとんどいないことを訴えている。

それでは、ハワイに住む 25 名の嘆願者が理想としたサモアはいかなるものであったのだろうか。それを読み取ることのできる文章が、この嘆願書の最後には書かれている。それは、「国王ジョージV世、我々は、敬意をもって、サモアがトンガのように、あなたの直接の支配下を取って代わることをお願いいたします。イングランドがこれをしてくれたのならば、我々は幸せであり満足するでしょう。そしてサモアは未来へ前進するでしょう³²²」というものである。

³¹⁹ Memorandum in Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

³²⁰ Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930, 史料には、最高位首長の何人かという表現がされているが、これは黒い土曜日事件で命を落とした、高位首長のツプア・タマセセと 11 人のサモア人を指していると解釈するのが妥当である。

³²¹ Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

³²² Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

ここで当時のイギリスとトンガの関係を見ておく必要があるであろう。1900年にトンガはイギリスとの友好条約の下、イギリスの保護領となった。保護領であるので、トンガの自治権は失われることはなかった。ここから、ハワイに住むサモア人は、イギリス帝国下でありながらサモアが自治権を有することを望んでいたといえる。

ハワイに住むサモア人は、ニュージーランドによるインフルエンザの流行の際の対応、軍により多くのサモア人が殺されていること、黒い土曜日事件、税金の使途と役人の任用の5点を批判し、イギリス帝国下でありながらサモアが自治権を持つことを望んでいた。

第2節 ウィメンズ・マウ

ハワイに住むサモア人が嘆願を行った1930年頃、サモア本土では、ネルソンを含め、追放処分になった男性たちに代わり、女性たちが運動を続けた。1930年9月18日、第二次マウ運動に参加した女性たちは、「1929年12月28日以来始まったサモアの女性による複数の不満」という文書³²³を婦人国際平和自由連盟(Womens International League for Peace and Freedom)ニュージーランド支部を通じて提出した。文書は、ニュージーランド首相、ニュージーランド外務大臣、国際連盟に届けられた。この文書の差出人は、明記されていない。しかし、この文書に関する電信には、文書に「6人の女性高位首長がサインした³²⁴。」とある。また、本文中には責任ある女性の名前として、ネルソン夫人(Mrs. O. F. Nelson)、ミンチ(Mrs. Muench)、ホーネマン(Miss. Horneman)の名前が挙げられている³²⁵。ミンチとホーネマンの詳細は不明であるが、電信の内容とネルソン夫人の名前から女性高位首長、もしくは高位首長の妻たちが、この文書を作成したと考えられる。

このような女性たちは、第二次マウ運動において何を訴えたのであろうか。「1929年12月28日以来始まったサモアの女性による複数の不満」の検討を通じて明らかにしたい。

第1項 村への襲撃

「1929年12月28日以来始まったサモアの女性による複数の不満」は13項目からなる

³²³ この文書は、「婦人国際平和自由連盟への嘆願(Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September)」の中におさめられている。

³²⁴ Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

³²⁵ clause4, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

嘆願書で、ニュージーランド人によるサモア人の殺害、囚人の不適当な扱い、女性と子どもに対する襲撃、サモア側の弁護人に対する不当処分、不当な追放など、多岐にわたってニュージーランド統治下の不満が記されている。ネルソンの嘆願書と比較すると、ネルソンの嘆願書が行政に対する不満に紙幅を割く一方で、女性たちの文書は個別の事件に紙幅を割く傾向がみられた。

1920 年代の終わり、ニュージーランド軍が女性と子どもが寝ている住居に襲撃を行うことが相次いだ³²⁶。この出来事は、ネルソンと女性たちの嘆願書の両方に記載されている。2 つの嘆願書の記述を比較してみよう。まずは、ネルソンの記述である。

【ネルソンの嘆願における記述】 1928 年から 1929 年にかけてのニュージーランド軍によるサモアの女性と子どもが寝ている住居への侵入及び政府による全体的な冷遇は状況をさらに悪化させている……³²⁷。

次に、女性たちによる記述である。

【サモアの女性たちによる記述】 午前 3 時のヴァイモソ村の襲撃 海軍と警察によってすべての男性は奥地に捕らわれていたため、この時、村には女性と子どもしかいなかった。襲撃部隊は 10 人の海兵と 1 人の警察官で構成されていた。何の警告もなく、未亡人マシオフォ・アラ・タマセセが寝ている住居に武器を携えて入ってきた。彼らは何の警告もなくマットの束を壊し始めた。傷つけられたマットには、プリンセスマットと呼ばれる先祖伝来の家宝も含まれていた。彼らは、子どもたちが下に引いているマットを引っ張り出し、彼女のトランク（の中に入っていたものを）すべて取り出した。破壊や大混乱はありとあらゆる所に広がった。この行為は、ヴァイモソ村の他の 14 件でも繰り返された。恐怖で泣き叫ぶ女性と子どもは同情に値するものである……³²⁸。

³²⁶ clause4, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

³²⁷ clause9, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

³²⁸ clause4, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September, 括弧内は筆者による。

ネルソンの記述は、「1928年から1929年にかけてのニュージーランド軍によるサモアの女性と子どもが寝ている住居への侵入」と起こった襲撃をまとめて一言で記述している。一方、女性たちの文書には、何時頃、どこの村の誰の家で、何人の海兵と警察がどのような状態で何をしたのかが詳細に記録されている。また、ヴァイモソ村での襲撃が全部で14件だったと件数まで記述している。

第2項 ニュージーランド人による銃の事件

また、女性たちによる嘆願書には、複数のサモア人がニュージーランドの軍人や警察の銃に倒れたことが記録されている。まずは、子どもに対する発砲についての記録を見てみよう。

【子どもに対する発砲についてのサモアの女性による記述】16歳の少年モリア（Molia）の殺人、彼は腹部、ももの上部、右足を上等兵（Lance Corporal）のリケッツ（Ricketts）によって撃たれた。モリアは、離れた場所の親戚に食べ物を運んでいるところを撃たれた。その場所では、海兵隊と警察によりマウに参加した人々が捕らえられたため、マウは休止状態であった……³²⁹。

この記述からは、第二次マウ運動に参加した人々がすでになくなっていた村でも、ニュージーランドの兵隊もしくは警察によってサモア人が撃たれることがあった、ということが読み取れる。女性たちの訴えの中には、この他にもサモア人に対する発砲事件について2件の記述が認められる。まず、その内容のうちの1件を見てみよう。

【サモア人演説家の銃による死亡事件】イギリス海軍艇「ダニーデン」の海兵クールソン（Coulson）によるサモアの演説家（オラトラ）フィティアロ（Fitialo）の射殺 海兵クールソンは、事故であったと言明した。審問では、証言できる者がいたにもかかわらず、ネイティヴの目撃者は呼ばれなかった。発砲は事故であるという論点は認められた。フィティアロは背中を撃たれ、即死であった³³⁰。

³²⁹ clause2, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

³³⁰ clause6, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

この史料からは、女性たちはフィティアロが事故によって死亡したのではなく、射殺されたと考えていたことが伺える。審問では、発砲が事故かという点が論点となった。その際の証言者にサモア人の目撃者が呼ばれなかったことに女性は不満を抱いていた。次にもう 1 つの事件の記述を見てみよう。

【ニュージーランドの巡査による誤発砲】 ハミルトン巡査によるシッアウ (Si' au) に対する発砲は、腕と背中に対するものであり、とても不注意かつ火器を扱う警察権力の無責任さを表すものである。彼は、狙いはあったが、シッアウに銃弾が当たるとは思わなかったと言明した。彼は謝罪した³³¹。

この事件では、警察による不適切な火器管理により、サモア人が命を落としたことを主張している。2 つの記録からは、女性たちが第二次マウ運動に参加するようになった時期には、ニュージーランドの軍や警察の銃によってサモア人が死亡することが相次いで起こっていたことが分かる。

第3項 人道的措置

さらに、女性たちの嘆願書には、逮捕された男性たちが非人道的な扱いを受けていたことが書かれている。その記述を 3 つまとめてみてみよう。

【トゥイマレアリィファノの投獄についての女性による記述】 首長トゥイマレアリィファノは、80 歳を超えている。彼は、青いラバラバの上に白い縞模様の衣服を着せられ、不当に投獄された。彼は、大変な虐待を受け、警察官によって rufle の端で頭を殴られた。素早く荷車を動かさなかったためである³³²。……

【マウに関する歌や署名による投獄についての女性による記述】 ……自らのタロ

³³¹ clause7, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

³³² clause3, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September, rufle はライフルの綴りミスだと思われる。

イモのプランテーションで作業をしていた、あるサモア人の大臣は、警察により首にロープを巻き付けられ容疑者として連行された。警察官たちは、彼を村の橋に張り付け、暗くなった後もそのままだった。彼は無罪であった³³³。

【政治犯に対する残酷さについての女性による記述：政治犯に対する残虐さ】 たとえば首にロープを巻き付けるようなことである。（サモアの慣習では、これは人に対するもっとも扱いのひどい格下げのひとつである。）もし、あまりにゆっくり歩いたならば、銃剣が使われた。病気のため働くことの出来なかった囚人が、警察に連れていかれた。そこで彼は台所に閉じ込められ、一晩中、ストーブに結びつけられていた。／7人の囚人は48時間小さな部屋に閉じ込められた。そこには、囚人たちにトイレとして使われた蓋のない樽が置かれていた。この樽は、彼らがその部屋から出されたとき、半分が満ちた状態だった。床は濡れていて、不衛生であった。彼らは、寝るマットも与えられなかった³³⁴。

これらの記録から、女性たちがマウ運動を行っていた時期に、村の男性たちが不当に逮捕されていたことが分かる。また、逮捕後、男性たちは首にロープを巻かれたり、拷問を受けたりした。また、囚人として収容された後は、劣悪な衛生環境に置かれる者もいたことが史料には書かれている。

ここから、当時のサモアにおいて以下のような状況が見込まれる。1920年代の終わりには、ネルソンを含め、第二次マウ運動に参加した男性たちが逮捕やその後の国外追放などにより村を不在にしていた。村で起こっている問題を目の当たりにしたのは、女性たちであった。ネルソンは、女性たちから村での出来事を伝聞によって知り記録に残した。しかし、詳細な記録を書くことができたのは、問題を目の当たりにした女性たちの中で、文字を書くことの出来た女性高位首長、もしくは首長たちの妻であった。彼女たちは男性不在の村での出来事を記録し、国際社会に訴える行動を起こしたのである。

³³³ clause8, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.

³³⁴ clause9, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September, 括弧内、／とも原文まま。

第4項 プロパガンダにおける女性たち

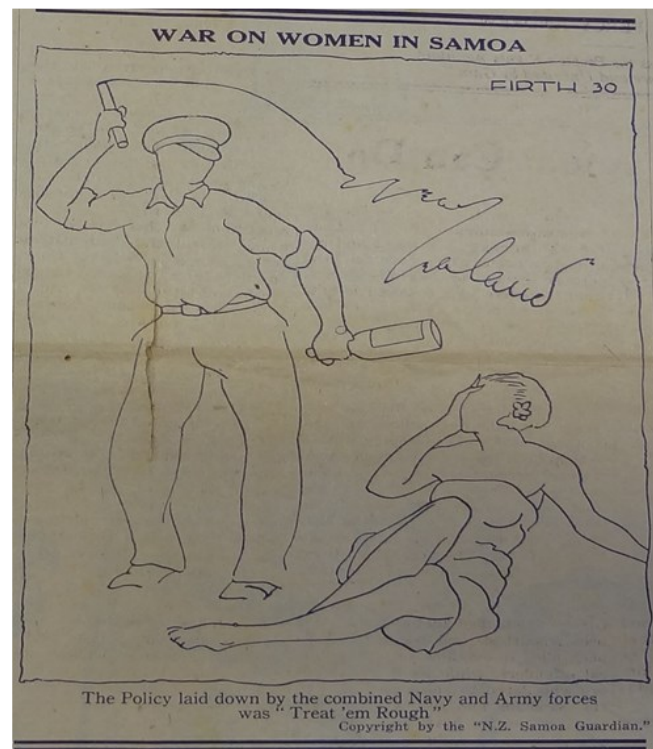
ここまで、女性たちによる嘆願の内容を見てきた。第二次マウ運動において、女性たちは嘆願書を通じてのみならず、プロパガンダにおいてもサモアの状況を国際社会に訴える役割を担っていた。ここからは、プロパガンダに描かれた女性たちを見ていこう。

『ニュージーランド・サモアの守護神』は、ネルソンやその支援者たちによって1927年から約3年間週刊で発行された新聞である。新聞の発行目的は、統治政府に対する批判や自らの主張をニュージーランドやサモアの人々に広く伝えるためであった。

1930年6月19日の『ニュージーランド・サモアの守護神』に掲載された風刺画は、人目を引くものであった(図⑬)。風刺画は、ニュージーランド兵がサモア人女性に、鞭を振りかざしているものである。また、ニュージーランド兵の左手には酒の瓶が握られている。酔った状態のニュージーランド兵にサモアの女性が暴力を受けることがあったことを印象づける風刺画である³³⁵。

『ニュージーランド・サモアの守護神』には、もともと風刺画が掲載されることは稀であった。その中で、掲載されたこの風刺画には、なぜ虐げられている男性ではなく、女性が書かれたのであろうか。

当時のサモアの状況を改善するためには、サモア内外を問わず多くの人々にサモアの劣



悪な状況を印象付け、改善すべきという意見を支持してもらわなければならなかったであろう。そこで男性よりも「弱い、保護されるべき」立場である女性を風刺画に書くことによって、「強い者」が「弱い者」を虐げているという印象をより強く訴えること意図したと考えられる。女性は、ニュージーランド統治政府もしくは軍や警察によって虐げられている存在として、プロパガンダに描かれた。プロパガンダに描かれた女性たちは、サモアの状況の悲惨さを国際社会に効果的に訴えるものであった。

先行研究では、第二次マウ運動において、海外で活動する男性たちに資金を送る役割を担った女性たちの姿が描かれていた。嘆願書の分析により、女性たちが男性不在の村での出来事を国際社会に訴える役割を担っていたことが新たに明らかになった。また、プロパガンダに描かれた女性たちは、サモアの状況の悲惨さを訴える役割を担っていたといえる。

第5章 サモアの首長たちによる第二次マウ運動

1931年8月19日、サモアの地区を代表する首長たちが、イギリス外務省 (The Secretary of Foreign Affairs for his Britannic Majesty's Government)、アメリカ合衆国国務省 (The Secretary of State for the government of the United States of America)、ドイツ首相 (The Reichs Chancellor of the government of Germany) に対し、嘆願書を提出した³³⁶。嘆願書には、最高首長 (Prince, Aloalii) 2名³³⁷、マウの総裁 (President of the Mau, Ta'ita'i Fono o le Mau)、マウの秘書官 (Secretary of Mau, Failautusi i le Mau)、サモアの各地区の代表者 12名が署名をしており、差出人には西サモアのネイティヴ住民の 95 パーセントの代表者と書かれている³³⁸。この嘆願書は、134項目からなる。

これまで見てきた通り、1928年から1930年にかけて、主導者であるネルソン、ハワイに住むサモア人、女性たちなどが、既に国際連盟や国際社会にサモアの劣悪な状況を訴える行為をしている。サモアの首長たちが提出した嘆願書にも、インフルエンザによる被害や、

³³⁶ Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³³⁷ サモアの社会では、最高位に就く者が2人いるのが普通である。1人は権力を持ち実際に社会や組織の運営を行う者であり、もう一人は神聖さを示す者である。この2人の間に優劣はほぼ存在しない。

³³⁸ clause1, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

ネルソンがニュージーランドの首相や外務大臣に訴えを起こしても不誠実な対応しか返ってこなかったこと、村で女性たちがニュージーランド兵や警察に虐げられていることが記載されている³³⁹。それでは、なぜ彼らは 1931 年という時期に、ネルソンや女性たちとは別に嘆願を行ったのであろうか。また、なぜ嘆願先にイギリス、アメリカ、ドイツを選んだのであろうか。本章では、サモアの首長たちの嘆願書の検討を通じて、上述の問いに対する回答を試みる。

第 1 節 ベルリン条約とヴェルサイユ条約

この嘆願書の特徴は、内容の約 3 割がベルリン条約とヴェルサイユ条約をめぐるものであるということである。ベルリン条約は、1889 年 6 月 14 日にアメリカ、ドイツ、イギリスの間で結ばれた条約である。1899 年には、1889 年ベルリン条約が破棄され、新たなベルリン条約が 3 国の間で結ばれた。1899 年ベルリン条約によって、サモア諸島は西経 171 度を境に分割統治されることになった。すでに述べたように、西側をドイツが、東側をアメリカが統治することになったのである。

ヴェルサイユ条約は、周知のとおり 1919 年 6 月 28 日に第一次世界大戦の連合国とドイツの間で結ばれた条約である。ヴェルサイユ条約により、ドイツ領サモアは、ニュージーランド国際連盟委任統治領となった。サモアの首長たちは、2 つのベルリン条約とヴェルサイユ条約をめぐり何を主張したのであろうか。

第 1 項 1889 年ベルリン条約

まず、1889 年ベルリン条約が結ばれるに至った過程とその内容を概観したい。第 1 部で示したようにサモア諸島に最初の「近代的な政府」ができたのは、1870 年代である。サモア、イギリス、アメリカ、ドイツによる協議のもと設置された。しかし、「1870 年代サモア政府」はサモア諸島の外国人居住者の支持を得ることが出来ず、1876 年に分裂してしまう。その後、様々な首長が政府の樹立を宣言し、1880 年代のサモアは政府が乱立する状態となった。1880 年代のサモア諸島には、確固たる「近代的な政府」は存在しなかったのである³⁴⁰。

³³⁹ 例えば、clause48~105, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁰ Meleisea, *The Making of Modern Samoa*, p.37.

首長が政府の樹立を宣言すると、その政府の地位を確固たるものにするために、首長は欧米諸国に政府の承認と後ろ盾になることを要請した。元々、サモア諸島の利権を狙っていたアメリカ、イギリス、ドイツは、利害が一致しなかったため、それぞれ別々の政府の後ろ盾となった。例えば、ある首長が政府の樹立を宣言し、アメリカの後ろ盾を得たとする。すると、イギリスは別の首長によって樹立された別の政府を支持する。同様に、ドイツもまた別の政府の後ろ盾となるという事態が起こったのである。こうした事態は、政府の樹立の宣言と崩壊が起こる度に繰り返された。1880年代後半に入ると、サモア諸島に「近代的な政府」が存在しないことが、アメリカ、イギリス、ドイツの争いの種となっていたのである³⁴¹。

そこで、アメリカ、イギリス、ドイツは、サモアをめぐる問題を解決するため、ベルリンで会議を持った。会議では3国により、以下4つの方針が示された。まず、サモアの独立とアメリカ、イギリス、ドイツとの関係においてサモアが中立の立場をとることは維持されるべきである。次に、サモアにおける外国の利益のために、サモアに独立もしくは安定した政府が必要であるが、現在サモアに存在している政府は必要とされる機能を十分に果たすものではない。さらに、安定した政府の実現にはネイティブによる政府もしくは組織が不可欠である。最後に、サモアの内部の問題にはアメリカ、イギリス、ドイツは介入するべきではなく、サモア側から要請があった時のみ動くものである、というものである。これらの方針の下、1889年6月14日、サモアの独立、自治、3国間における中立を明記したベルリン条約が、アメリカ、イギリス、ドイツの間で結ばれた。

第2項 サモアの首長による1899年ベルリン条約とヴェルサイユ条約の解釈と主張

1889年に結ばれたベルリン条約であったが、各国の相談役の摩擦等が原因で、サモアの状況の安定には繋がらなかった³⁴²。そこで、1899年新たなベルリン条約が結ばれた。サモア側の要請があった時のみ、サモアの問題に介入するという、3国間保護が終わったのである。条約は、西側をドイツが統治することによって、東側をアメリカが統治することによって、サモアの状況の安定を試みたものであった。1899年7月17日、サモアの首長26人が

³⁴¹ clause2,6, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴² clause8,9, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

署名を行った。これにより、1899 年ベルリン条約はサモア側の同意を得たことになっている³⁴³。

1931 年にサモアの首長たちが提出した嘆願書には、この 1899 年ベルリン条約のサモア側の合意をめぐる不当さへの訴えが記されている。嘆願書によると、1899 年のベルリン条約の際、1889 年のベルリン条約の無効、アメリカ、イギリス、ドイツがそれぞれサモアの一部の島々の獲得を断念すること、サモアにおける商業についてはアメリカ、イギリス、ドイツとも保障されること、3 国ができるだけ早く代表者会議を承認することの 4 点がサモアの首長たちには伝えられていなかった³⁴⁴。

さらに嘆願書には、次のような記述がある。「サモアの首長も人々も三者間の保護が、ドイツとアメリカの別々の保護になることには疑問はない。しかし、サモア人は、イギリスによるトンガ国に対する考慮と扱いと同等のものをドイツから受け取るであろうと知らされた³⁴⁵。」というものであった。

「イギリスによるトンガ国に対する考慮と扱い」については第 4 章第 1 節で触れた通りであるが、当時のトンガはイギリスの保護領であったため、トンガの自治権は失われることはなかった。つまり、1899 年ベルリン条約の際、サモア側はドイツの保護は受けるものの、自治権の保障はされていると考えていたのである。嘆願書によると、実際、ドイツ政府 (The German Government) は、ネイティヴの地方政府 (Local Government) に介入することはなかったようである。それゆえ、当時のサモアの人々は、自治権は保障されていると考えていた、と嘆願書には書かれている³⁴⁶。

その後のサモア諸島の自治権をめぐる問題について、嘆願書では次のように書かれている。1904 年にアメリカ領のマヌア (Manua) 諸島の首長は、マヌア諸島をアメリカに譲渡する文書に署名をした³⁴⁷。1919 年 6 月 28 日ヴェルサイユ条約により、ドイツは海外領土

³⁴³ clause11, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁴ clause12, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁵ clause16, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁶ clause22, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁷ clause19, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

を放棄することとなった³⁴⁸。サモアで自治権をめぐる問題が認識されたのは、1920 年 12 月 17 日のジュネーヴでの出来事によってである。ここで西側サモアは「ドイツ植民地 (Colony of Germany)」と表現され、サモアには自治権がないように扱われたのである³⁴⁹。この日、ドイツ領サモアはニュージーランドの委任統治領となった³⁵⁰。

もう一度、ここで「サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願」で、サモアの首長たちが 3 つの条約と自治権をめぐり主張したことを整理しよう。1889 年ベルリン条約でサモアは独立と自治をアメリカ、イギリス、ドイツによって認められていた。しかし、サモアの状況は安定しなかったため、1899 年ベルリン条約により、サモア諸島の西側をドイツが、東側をアメリカが保護することとなった。知らされていないこともあったが、サモアは首長たちによる署名をもって 1899 年ベルリン条約の内容に同意したことになっている。ただし、自治権はこの時点ではサモアの人々にあった。1904 年、マヌア諸島についてはアメリカに譲渡したため、サモアの人々は自治権を失った。しかし、他の地域に関しては、サモア諸島の人々に自治権があるはずである。それにもかかわらず、ヴェルサイユ条約によって、いつの間にかサモアは自治権を持っていなかったかのように扱われている、というのが首長たちの言い分である。

この後首長たちの嘆願書には、委任統治領成立後、ニュージーランドによるサモアの政治への介入に対する批判が書かれている。これは、ネルソンの嘆願書に述べられていることと同様の内容である。

第 2 節 サモアの中立・自治・独立

それでは、サモアの首長たちは、第二次マウ運動をとおしてどんなサモアを求めたのだろうか。『サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願』には、4 つの嘆願が記されている。そのうち、第 1 項目と第 3 項目から、サモアの首長が求めたサモアを読み取ることができる³⁵¹。

³⁴⁸ clause28, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁴⁹ clause29, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁵⁰ clause30, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁵¹ Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and

第 1 項目に書かれた要求は、「慈悲深い、そして思いやりのある権力の保護の下、(西サモアの) サモア人が、中立、自治、独立を回復すること³⁵²」である。ここでいう、中立とは外国との関係における中立である。「慈悲深い、そして思いやりのある権力」とは、この嘆願書の提出先であり、かつて 1889 年ベルリン条約でサモアの安定を試みたアメリカ、イギリス、ドイツと考えるのが妥当である。首長たちは、サモアが一度欧米諸国のどこかの国の保護領となることを望んでいた。ただし、その保護領となることは、将来的にサモアが自治と独立を実現することを前提としていた。

ネルソンも『サモアの真実』の中で、第二次マウ運動に当初には見られなかった目的が付与されるようになってきたことを述べている。「今 (1928 年) や、(第二次) マウ運動の目的に少なくとも一つの新たな核となるものが現れたのは明白である。それは「サモア人のためのサモア」を実現する地方自治 (Home Rule) と自治政府の要求である。この方針は、(第二次) マウ運動の当初には決して主張されることはなかった…… (省略) ³⁵³。」

ネルソンがイギリスの下でサモアの平和と自由を実現することを理想としたのに対し、首長たちは欧米諸国の保護領をへて、自治と独立を達成することを理想としたのである。首長たちがネルソンや女性たちとは別途嘆願を行った理由も自治と独立の実現にあったのであろう。

第 3 項目には、アメリカ領サモアとの関係における理想が書かれている。「アイデンティティと 1 つの人種、1 つの民族を維持することができるように、社会生活、慣習、慣例に影響するすべての問題において、西サモアと東サモアのネイティヴが十分かつ自由な交流を確立すること」というものである。19 世紀後半から 20 世紀にかけて、欧米諸国の利害関係によりサモア諸島は東西に分かれてしまった。そんな中でサモアの首長たちが望んだことは、アメリカの領土に住むネイティヴと自由な交流を持ち、同じサモア人として様々な問題を共有することであったのである。

German, 第 2 項目は、政治犯、追放者、国外追放者の解放と彼らに対する賠償を要求している。第 4 項目では、嘆願の原因となった問題の解決のため、常設国際司法裁判所 (the Permanent Court of International Justice) に問題解決の判断をゆだねることを求めている。

³⁵² Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁵³ Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

第6章 現地住民の結びつき

ここで改めてそれぞれの嘆願書にどの出来事の記載がなされているのか、整理をしておきたい。「反奴隷制および原住民保護協会から国際連盟への嘆願」は、他の委任統治領と共同で提出されたものであるため、ここでは、サモア単独で提出された「アイヴォ・レオタ、その他のサモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1930年」「サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願」「サモア人からジョージV世への嘆願」「婦人国際平和自由連盟への嘆願」の6点について整理する。

インフルエンザの流行について書かれているのは、「アイヴォ・レオタ、サモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日」「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年」「サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願」「サモア人からジョージV世への嘆願」の4点である。サモア人の追放については、ネルソン、女性、サモア人首長による嘆願書4点に記されている。ニュージーランド首相、外務大臣への嘆願に関する一連の出来事については、「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年」と「サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願」に書かれている。「黒い土曜日事件」は、事件発生後に提出された嘆願書全てに記載されている。村の襲撃に関しては、襲撃が行われるようになってからの嘆願書のうち、「アイヴォ・レオタ、その他のサモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日」以外の嘆願書に書かれている（表参照）。嘆願書ごとに記述の内容に差があり、それぞれの立場ごとに重視していたことが違っていたことが伺える。

また、ネルソンと女性たちは、イギリスの統治下でサモアの統治が行われることを理想としていた。他方、サモアの首長たちは自治権の回復し、サモア人の手でサモアを統治していくことを望んでいた。

第二次マウ運動には約8割の現地住民が参加した。ここで新たな疑問が生じる。第二次マウ運動の参加者たちには、運動を通じて重視していた点や理想としていたサモアに違いがある。それにもかかわらず、サモアの約8割の現地住民は、なぜ一丸となって第二次マウ運動に参加したのであろうか。

アナール学派第3世代のピエール・ノラ（Pierre Nora）は、自身が編者となった論集『記

嘆願書の記載事項

項目 嘆願書	ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年	サモア人からジョージV世への嘆願	ネルソンから国際連盟への嘆願、1930年	アイヴズ・レオタ、その他のサモア人、ホノルルからの嘆願、1930年5月25日	婦人国際平和自由連盟への嘆願	サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願
インフルエンザの流行	○	○		○		○
サモア人の追放	○		○		○	○
ニュージーランド首相・外務大臣への嘆願	○	○				○
黒い土曜日事件	—	—	○	○	○	○
村の襲撃	—	○	△		○	○

○記載あり △簡単な言及あり —嘆願書の提出時に出来事が起こっていないかった

憶の場 (*Les Lieux de mémoire*)³⁵⁴』でアルヴァックス (M. Halbwachs) の打ち出した集合的記憶論³⁵⁵を応用し、「集合的記憶を表象する場」の分析をととして「フランス的国民意識のあり方を探」った。つまり、記念碑、人物、事件など、ある集団に共通の「記憶」を想起させるもの (= 記憶の場) から、どんな共通の「記憶」が想起されるかを分析することによって、ある集団が所属する社会や文化、集団の持つ意識などを理解することを試みたのである。この論に従えば、ある集団を形成する人々は共通の「記憶」を持っていることになる。

本章では、第二次マウ運動に参加したそれぞれの立場の人々を結び付けた要因を「記憶」の概念を用いて説明する。

第1節 インフルエンザの「記憶」

第1項 嘆願書に書かれたインフルエンザの流行

1918年、サモアでインフルエンザが流行したことは、既に述べた。このインフルエンザの流行については、サモアの現地住民が多く記録を残している。サモアでのインフルエンザの流行は、サモア人だけでなく、サモアの外国人居住者、統治政府の人々や家族にも深刻な被害をもたらした。

ネルソンの家族も例外ではなかった。ネルソンは、「ネルソンから国際連盟への嘆願、1928年」で、インフルエンザによる自分の家族の被害を次のように記している。

【ネルソンの家族を襲ったインフルエンザ】 アメリカの権威が西サモアに医療援助を申し出たにもかかわらず、(ニュージーランドの) 軍の統治者はこの援助を断った。…… (中略) ……1918年11月25日から12月1日の間に、あなたの嘆願者 (ネルソン) は、母と唯一の兄弟、姉妹の一人と他の遠い親戚を亡くした。あなたの嘆願者の唯一の息子はインフルエンザの影響により健康を大きく損ねた。大腸炎によりやせたことから、9ヶ月後彼は息を引き取った³⁵⁶。

³⁵⁴ ピエール・ノラ『記憶の場——フランス国民意識の文化=社会史』全3巻、谷川稔[監訳] 岩波書店、2002年・2003年。

³⁵⁵ モーリス・アルヴァックス『集合的記憶』小関藤一郎[訳]、行路社、1989年。

³⁵⁶ clause5, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928, 括弧内は筆者による。

ネルソンの記録は、彼がわずか1週間のうちに、4人以上の身内をインフルエンザで亡くしたことを示している。

次に、サモアの首長たちによって書かれた「サモア人からイギリス・アメリカ・ドイツ政府への嘆願」のインフルエンザに関する記述を見てみよう。

【首長たちによるインフルエンザの記録】1918年11月にサモア人に大きな災難が起きた。ニュージーランドから月1回来る郵便船、蒸気船タルーン (Talune) 号がアピアに到着した。船に乗っていた人の1人はインフルエンザ肺炎という深刻な病気だったにもかかわらず、ニュージーランド軍の権威は通行許可書を譲渡した…… (中略) ……アピア³⁵⁷に蒸気船が到着して12時間のうちに、伝染した船に乗っていた人が死亡した。1週間も過ぎないうちに、西サモアの島中に病気は広がり、約10,000人、人口の4分の1が亡くなる結果となった³⁵⁸。

首長たちの記録にも、ネルソンと同様、ニュージーランドの不手際によりサモアに1週間もしないうちにインフルエンザが広がったことが記録されている。

第2項 歌い継がれる「記憶」

アルフレッド・W・クロスビー (Alfred W. Crosby) は、サンフランシスコの国立公文書館に保管されているサモアのインフルエンザに関する史料を、彼の著書『史上最悪のインフルエンザ』で紹介している³⁵⁹。クロスビーによると、この史料は、1919年、年初めのある夜、サンフランシスコに本社があるジョン・ロスチャイルド商会のサモアの現地代表が記録したもののである。ジョン・ロスチャイルド商会のサモアの現地代表は、自社保有の船の船員たちがパゴパゴ港で寝そべりながら「星条旗よ永遠なれ」のメロディーにサモア語の歌詞をつけて唄っているのをたまたま耳にしたという。唄っていた全員が西サモアのウポル島からやってきた者だったという。ジョン・ロスチャイルド商会のサモアの現地代表は、

³⁵⁷ 現在のサモア独立国の首都。

³⁵⁸ clause36, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁵⁹ アルフレッド・W・クロスビー『史上最悪のインフルエンザ——忘れられたパンデミック』みすず書房、2004年。

歌詞をできる限り忠実に書き留めた³⁶⁰。その歌詞は以下のようなものである。

【「星条旗よ永遠なれ」のサモア語の替え歌】南太平洋に浮かぶ 2 つの島があったとさ、それはツツイラそしてウポル ツツイラはアメリカの旗のもと、ウポルはニュージーランドの旗のもと 神は病を世につかわし給い、そして、すべての土地は苦しみに満ち満ちた 2 つの島の距離は、たったの 40 マイルなのにニュージーランドの島、ウポルじゃ大勢死んで、 アメリカの島、ツツイラじゃひとりも死なぬ それはなぜ？それはツツイラじゃ島民は愛されていたから ところがウポルじゃ罰を与えられ、死ぬしかない定め アメリカの知事と国旗に対し、天にまします神の祝福を³⁶¹!

歌詞に出てくるウポルは、ニュージーランド委任統治領サモアの「近代的」な政治の機関が置かれた島の名前である。ツツイラは、アメリカ領の中で最大の島である。クロスビーによると、この「星条旗よ永遠なれ」の替え歌は、アメリカ側、ニュージーランド側の統治の別なくすべての島々のサモア人たちの中で歌われていた³⁶²ようである³⁶³。

第 3 項 COVID-19 とインフルエンザの「記憶」

2020 年、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が世界的に流行した。ウィルスは世界に拡散し、現在も猛威をふるっている。*Samoa Observer* の Web ページに、中国でロックダウン下にいたサモア人の写真が載せられた³⁶⁴。写真の男性は、サモアでは普段あまり使われることのない、サージカルマスクを着用している。しかし、この写真で最も注目すべきは彼の着用していたタンクトップに書かれている内容であろう。

タンクトップの左上側には、1929 年 12 月 29 日の日付が入っており、中央にはサモア

³⁶⁰ クロスビー『史上最悪のインフルエンザ』299-300 頁。

³⁶¹ National Archives, San Francisco, R. G. 284, Subject Files 1900-42, Medical Reports, Jane Bakeley(?) to Gov. Poyer, 27 January 1919 (クロスビー『史上最悪のインフルエンザ』299-300 頁に引用されている。)

³⁶² クロスビー『史上最悪のインフルエンザ』300 頁。

³⁶³ 筆者は、インフルエンザの「記憶」に関する史料調査をアメリカで 2021 年に行う予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、この史料調査を断念せざるをえなかった。そのため、原本を確認できていない史料がある。

³⁶⁴ 08/02/2020 *Samoaans Remaining in China Tell of Life under Lockdown, Samoa Observer*.

のロゴとその上にブラック・サタデーの文字が書かれている。このタンクトップは、「黒い土曜日事件」をモチーフにしたものである。

この男性は、新型コロナウイルス感染症の流行の際に、たまたま、このタンクトップを着ていたわけではないだろう。この写真は、現在もサモアの人々の間に、「黒い土曜日事件」が「記憶」として残っている記録といえよう。

これら4点の記録において重要なことは、第二次マウ運動の主導者、運動に参加したサモア人首長、そしておそらく参加したと考えられる「名もなき」サモア人たちによる記録それぞれから、ニュージーランドの不手際により、サモアにインフルエンザが流行した、ということが読み取れることである。インフルエンザは、ヨーロッパ人、サモア人、華僑などの人種や社会的身分、性別など関係なく、サモアの人々に多大な被害を引き起こした。サモアの人々の多くには、ニュージーランドの不手際によりサモアにインフルエンザが流行したという、共通の「記憶」があったのである。

第2節 「聖人」の誕生

1918年12月、「黒い土曜日事件」が起きたことは、第3章第3節で述べた。「黒い土曜日事件」に関しては、これ以降提出されたすべての嘆願書に記述がある。すべての嘆願書には、非武装で第二次マウ運動の一貫としてパレードを行っていたサモア人に、ニュージーランド軍が銃を乱射した結果、サモア人高位首長ツプア・タマセセ (Tupua Tamasese) が死亡したことが書かれている³⁶⁵。

3点の嘆願書には、タマセセとのみ記載されているが、アーキビストなどの尽力によりツプア・タマセセ・レファロイ3世 (Tupua Tamasese Lealofi III) であることが明らかになっている³⁶⁶。この名前から分かることは、彼がツプア家の人間であるということである。第1部第2章第2節で述べたように、ツプア家はタマアイガと呼ばれる四大称号名である。これを有するツプア・タマセセは、パラマウント首長と呼ばれる当時のサモア諸島

³⁶⁵ clause10, 11, Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928, clause1, Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September, clause100, Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

³⁶⁶ 'New Zealand in Samoa', URL: <https://nzhistory.govt.nz/politics/samoa>, (Ministry for Culture and Heritage), updated 2-Sep-2014

民に別格視される存在である。

フィールドによると、ツプア・タマセセは死の直前、サモアの人々に次のように訴えたようである。

【ツプア・タマセセによる最期の訴え】 私の血はサモアの精神のためにある 私はそれを捧げることを誇りに思う 精神は平和を維持することであるので、復讐を夢見るな もし私が死んだら、どんな犠牲を払っても平和を維持させるに違いない³⁶⁷。

この最期の訴えがどれほどのサモア人に届いたかは分からないが、すべての嘆願書に「黒い土曜日事件」が書かれていることから、平和を願ったパラマウント首長のツプア・タマセセが、ニュージーランドの銃によって死亡したという「記憶」がサモアの人々の間に広がっていたことは間違いないだろう。

1935 年 1 月 24 日に雑誌『月刊パシフィック・アイランド (*Pacific Islands Monthly*)』には次のような記事が掲載された。

【月刊パシフィック・アイランドの記事】サモアのマウの式典タマセセの死 12 月 28 日、高位首長タマセセの死から 5 年目の日に、マウの女性たちが長い行列をなし追悼した。彼女たちは、マウのユニホームである白い縞模様の入った黒いドレスに身を包んでいた……（中略）……行列は、アピアのメインストリートであるビーチ・ロードを通り、タマセセの墓まで進んだ。タマセセの墓には、たくさんの花輪がたむけられた³⁶⁸。

ツプア・タマセセの死後 5 年たっても、第二次マウ運動に参加した女性たちはツプア・タマセセの死を忘れていなかった。第二次マウ運動に宗教的要素はほとんど見受けられないが、ツプア・タマセセの死は、運動の参加者に運動の「聖人」のような存在を生み出したと考えられる。

³⁶⁷ Field, *Mau*, p.157.

³⁶⁸ *Pacific Islands Monthly* on 24 January, 1935.

小結

第 3 部では、ニュージーランド統治期のサモアにおける第二次マウ運動に注目し、主導者、ハワイに住むサモア人たち、女性、サモアの首長たちが第二次マウ運動を通じて欧米諸国やニュージーランドの政府や諸組織に嘆願を行った際の嘆願書と第二次マウ運動の際に発行された雑誌や新聞の分析を行った。この分析を通じて、①現地住民の反応（嘆願を出した現地住民の立場の違いや多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係（海外地域に出された嘆願者の提出先やその内容に着眼することで把握する）を明らかにすることを試みた。ここでも第 1 部、第 2 部と同様に、ニュージーランド統治政府期における、①現地住民の反応（これには現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係、③現代史との位置づけの 3 つの視点からまとめておく。

①現地住民の反応（これには現地住民の多様性にも留意しながら捉える）

現地住民は、嘆願書でニュージーランド統治政府によるサモア統治のあり方を批判した。批判の対象となった出来事は、インフルエンザの流行やサモア人の追放、ニュージーランド首相・外務大臣への嘆願を行った際に不誠実な態度をとられたこと、「黒い土曜日事件」、村への襲撃など様々であった。また、彼らの理想としたサモアは立場によって異なっており、イギリス支配下でサモアの安定を望む者と自治と独立を目指す者に分かれていた。

ここでもう一度、主導者、ハワイに住むサモア人たち、女性、サモアの首長たちがニュージーランド統治政府に対するどんな批判を持ち、どんな要望を誰にしたのか、をそれぞれの立場ごとにまとめておきたい。

まず、主導者のネルソンである。彼は、1928 年と 1930 年に国際連盟に対し嘆願を行った。彼の嘆願書は、ニュージーランド首相・外務大臣への嘆願の際の不満など行政に関する批判に紙幅が割かれる傾向がある。また、彼はニュージーランドで新聞や雑誌を発行し、国際社会にサモアの現状の改善を訴えた。彼の理想としたサモアは、サモアのサモア人とヨーロッパ人のそれぞれが代表者を選出し、イギリスの支配の下、サモアの平和が実現することであった。

次に、ハワイ在住のサモア人たちである。彼らは、1930 年にイギリスのジョージ V 世に対して嘆願を行った。嘆願を行ったサモア人たちはアメリカ領サモアからの移民の可能性

が高く、このことは、1930年代において、すでにサモアの現地住民がハワイやアメリカ領サモアと紐帯を築いていたことを示している。彼らは、インフルエンザの流行、「黒い土曜日事件」、税制度、ニュージーランドに統治能力がないことに批判を示し、イングランドの下、サモアが自治権を持つことを嘆願した。

それから、女性たちである。1930年頃、第二次マウ運動に参加した男性たちの多くが追放処分となった。女性たちは、彼らに代わり第二次マウ運動を続けた。彼女たちは、1930年に婦人国際平和自由連盟を通じて嘆願書を提出した。この嘆願書は、ニュージーランド首相、ニュージーランド外務大臣、国際連盟に届けられた。彼女たちの嘆願書は、村への襲撃などサモアの村で起こった出来事を詳細に記述する傾向がある。また、彼女たちが活動した時期、ネルソンは国外追放処分でサモアにいなかった。男性たちが不在となった村で起こった出来事を記録し、国際社会に訴える役割を彼女たちは担っていた。彼女たちの理想としたサモアは、ネルソンと同様、イギリス支配下でサモアの平和が実現することであった。

サモアの首長たちは、1931年にイギリス外務省、アメリカ合衆国国務省、ドイツ首相に対し、嘆願書を提出している。彼らの嘆願書の特徴は、ベルリン条約とヴェルサイユ条約の解釈をめぐる主張が述べられていることである。彼らはヴェルサイユ条約の際に、サモアの自治権がいつの間にか失われたことを訴えた。彼らの理想は、サモアが自治権を取り戻し、将来的に独立することであった。

②政府の設置運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域との関係

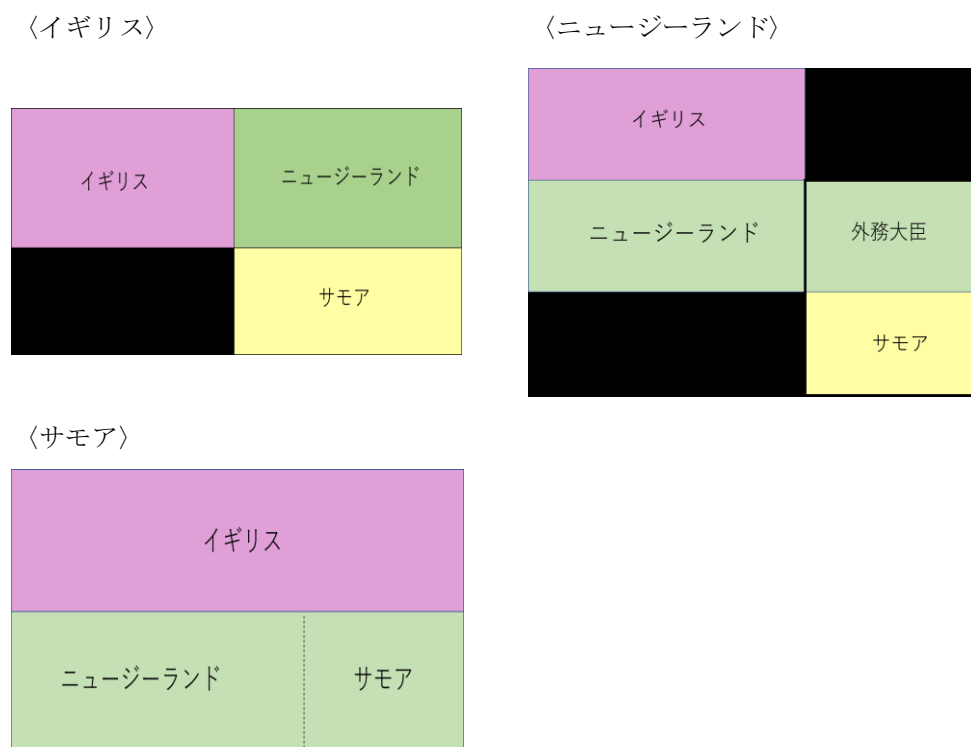
サモアの現地住民は、海外地域の事情を理解し、立場の違いこそあったものの、それぞれの立場から、自らの主張を国際連盟や諸外国に訴えていた。第二次マウ運動はサモア諸島内もしくはニュージーランド領内にとどまる活動ではなく、ヨーロッパやアメリカ、他の委任統治領も巻き込んで展開された活動であったといえる。

ここで、「イギリス帝国」の崩壊に関する新たな指摘をしておきたい。第3部の冒頭で述べたようにニュージーランド統治下サモアを「イギリス帝国」という視点から俯瞰した時、サモアは特殊な場所となる。サモアがニュージーランドの国際連盟委任統治領となった1919年、ニュージーランドはまだ独立しておらず、イギリス連邦内の自治領であった。サモアは、イギリス本国、白人自治領、自治領の委任統治領という「帝国」内での異なる3つの立場が絡みあう場所だったのである。1926年、帝国会議におけるバルフォア宣言は、イギリスのコモンウェルス体制へ移行を示すものとされる。この宣言をきっかけに、1931年にウェストミンスター憲章が出された。イギリス帝国史では、ウェストミンスター憲章の批

准をもってコモンウェルス体制への移行とみなす傾向がある。ニュージーランドは、ウェストミンスター憲章の批准が1947年と「イギリス帝国」の白人自治領の中では最も遅かった。

嘆願書では、サモア、ニュージーランド、イギリスの関係の捉え方に「帝国」内で不一致が生じていることを読み取ることが出来る。1929年にサモアの首長23人がジョージV世に嘆願を行った際に、ジョージV世は、「サモア問題は国王陛下が指針を指示する必要のあるものではない」と回答しており、ニュージーランドに決定を委ねている。これはコモンウェルス体制への移行の方針に従ったものと捉えるべきであろう。一方、メレディスがニュージーランド首相に嘆願を行った際に、ニュージーランド首相は「サモア問題は外務大臣の担当であり、首相の手中外」であるとの見解を示している。この見解に従うならば、サモア問題の全責任は、ニュージーランド外務大臣にあることになる。しかし、ネルソンや女性たちの嘆願書では「我々のイギリス国旗」や「帝国の平等」などの言及がみられ、ネルソンや女性たちはサモアを「イギリス帝国」の一部と考えていたことが分かる。ネルソンや女性たちは、「イギリス帝国」の下、ニュージーランド自治領があり、ニュージーランドの下サモアがあるため、最終的なサモア問題の責任はイギリスにあると考えていたのである（図⑭）。

図⑭：イギリス、ニュージーランド、サモアの関係についての各地域の解釈



サモアの内部にも、理想とするサモア像に違いがあったことはすでに述べた。「イギリス帝国」から見れば、サモアは面積も小さく、人口も少ない、「小さな島」であったであろう。しかし、「小さな島」1つに複数の矛盾があり、「イギリス帝国」のあり方に対する方針は統一がとれていなかった。筆者は、ここにオセアニアにおける「イギリス帝国」の崩壊の一因があると考ええる。

③現代史との位置づけ

現代史の文脈に、ニュージーランド統治期のサモアを位置づけた時、3つのことがいえる。1つ目は、嘆願という手法を用いて、サモアの様々な立場の人々が海外地域との関係を戦略的に築き始め利用し始めた時期ということである。2点目は、サモア人の中に、自治や独立といった、自分たちの国づくりや自分たちの手による政治体制の確立という考えを持つ人々が出てきた時期といえる。3つ目は、立場の異なる現地住民が統合に向かった時期ともいえる。サモアの現地住民の理想とするサモア像が違ったにもかかわらず、第二次マウ運動でサモアの現地住民を1つにまとめたのは、インフルエンザの流行および「黒い土曜日事件」に対する人々の共通の「記憶」であった。

最後に、第二次マウ運動の帰結について述べておきたい。1936年、ニュージーランド労働党が政権をとり、西サモアの統治に将来の独立を目標とするという新しい方針を示した³⁶⁹。これにより、第二次マウ運動は終焉を迎えた。新しい国として独立するためのスローガンとして掲げられたのは「サモア・モ・サモア (Samoa mo Samoa)」という、サモア人のためのサモアを意味する言葉であった³⁷⁰。サモア人は、欧米勢力との接触の結果、植民地という悲惨な経験をしてきたとし、新しい国ではサモア流儀を意味する「ファア・サモア (Fa'a Samoa)」を貫こうとした³⁷¹。これ以降、サモアは1962年の独立へと向かっていくのである。

³⁶⁹ 山本「上からの統合、下からの統合」333頁。

³⁷⁰ 江戸淳子「西サモアの政治発展に関する一考察」『杏林大学外国語学部紀要』創刊号、1989年、62頁。

³⁷¹ 江戸「西サモアの政治発展に関する一考察」61頁。

結論

本研究では、1873 年から 1936 年におけるサモアの「近代的」な政治に対する現地住民の反応を、「1870 年代サモア政府」（1873-1876 年）、ドイツ植民地政府（1899-1919 年）、ニュージーランド統治政府（1919-1961 年）の 3 つの「近代的」な政府の分析を通して、明らかにすることを試みた。「1870 年代サモア政府」とドイツ植民地政府の間の時期にあたる、1876 年から 1899 年までの期間については、ドイツ植民地政府形成期として、ドイツ植民地政府を分析する際に、同じく分析の対象とした（第 2 部）。具体的には、それぞれの政府において、①統治と運営に対する現地住民の反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉えるようにした）、②政府の設置、運営をめぐるサモアの現地住民と海外地域の関係、③現在への影響（現代史とのかかわり）について検討をした。これは、キャンベラ学派を中心としてこれまで展開をされてきた太平洋諸島史研究に残された 3 つの課題に、サモアを事例に答えるものである。

第 1 部の「〈1870 年代サモア政府〉の設置」では、「1870 年代サモア政府」を分析の対象とした。まず、「1870 年代サモア政府」の設置経緯を欧米人の視点（イギリス、アメリカの領事やミッシヨナリー、商人などの外国人居住者）、およびサモアの現地住民の双方の視点から明らかにした。その結果、欧米人は、港にかんする取り決め、サモアのネイティヴとの紛争解決、サモアにおける公共財の整備、治安の維持などの様々な理由から、「近代的な政府」の設置を求めた。サモアのネイティヴは、ロンドン伝道協会南太平洋書簡集から確認できるように、平和の実現のために「近代的な政府」の設置を求めた。また、欧米人、サモアの現地住民の両者とも土地問題を解決し、交渉する機関として、「近代的な政府」を必要としていたことも明らかになった。

次に、「1873 年憲法」から「1875 年憲法」への改定に注目をした。「1873 年憲法」は、憲法の冒頭にはキリスト教の影響が見られる箇所が存在するにもかかわらず、個人としてはサモア社会に存在した信仰を認めるような記述が認められるなど、性格の異なるものが折衷されており、理解のしづらいものであった。また、「1873 年憲法」の下で制定されたサモア法では、タトゥーやナイトダンスの禁止されており、サモア法は必ずしもサモアの先住民文化を尊重したものではなかった。こうした経緯から「1873 年憲法」はサモアの現地住民には受け入れられなかった。「1875 年憲法」への改定時には、新たな機関と役職の 2 つが

設置された。それは、議会の下院にあたるファイブレと、サモアの問題をタイムア（議会の上院にあたる）とともに協議にあたる役割を担った、王である。ファイブレは、地域と「国家」をより密接に結びつけた。ファイブレと王の選出には、サモアの先住民社会に由来するマタイ制度（家族の家長にあたる称号保持者を中心に、作物や土地を管理し、秩序の維持を試みるシステム）の影響がみられた。ファイブレと王の役職が置かれたことは、「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」にサモアの現地住民が参加する要因となった。また、サモアの現地住民は、1875年以降の「1870年代サモア政府」に訴え出ることで土地問題の解決の可能性があった。さらに、「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」に、サモア社会に存在するチェック・アンド・バランスのシステムである「形式的な二重性」（1つの集団には、ほぼ同等の権力をもつリーダーが2人存在し、相互の言動や行動を確認する）が認められることは、サモアの現地住民の受け入れ要因の1つとなったと言えそうである。

「1875年憲法」は、アメリカ合衆国憲法や、サモアにおけるプランテーション事業の展開を目的に進出をしてきたゴードフロイ社の影響を受けたものでもあった。

第三には、「1870年代サモア政府」が機能しなくなった後のサモアの現地住民の反応を検討した。欧米人の中には、「1875年憲法」施行後の「1870年代サモア政府」に、非合法で非人道的な扱いを受けている、裁判において不当な判決を言い渡されているなどの不満を持つ者がいた。こうした欧米人勢力の利害関係が原因で、「1870年代サモア政府」は機能しなくなった。対抗する「プレトゥア政府」の樹立が、サモアの有力首長家の1つであるマリエトア家によって宣言され、サモアの現地住民は、「1870年代サモア政府」の議会にあたるタイムア・アンド・ファイブレと「プレトゥア政府」を支持するものの二派に分かれた。これ以降、サモアは様々な勢力の衝突が断続的に続く、混沌とした時代に突入した。

第2部「ドイツ統治に対するサモアの現地住民の反応」では、ドイツ植民地政府（形成期を含む）を分析の対象とした。まず、1890年代にサモアに滞在をしていた小説家スティーブンソンの記録から、1880年代のサモアの現地社会には「伝統的」な政治制度と「近代的」な政治制度が混在したことを指摘した。このような状況のサモアに本格的に進出して来たのがドイツであった。しかしながら、ドイツのサモアに対する統治方針は統一がとれていなかった。ドイツ植民地形成期（1876-1899年）には、後に初代総督となるゾルフとドイツ帝国海軍のエムスマンが対立をした。ゾルフがイギリス、アメリカと利害調整を図ろうとする一方で、エムスマンは、アメリカとイギリスに対抗しようとしたのである。ドイツ植民地成立後（1899-1919年）には、ゾルフが宗派平等の原則を掲げ世俗的な学校を設立しようとする

る一方で、フランス人司教ブロワイエは宗派別の学校の設立を求め、ゾルフとブロワイエが対立した。この2人の対立は、ドイツ帝国議会内の党派、勢力対立にも影響を及ぼし、その後のサモア内の様々なものの方針を決めるにあたって常に対立関係が生まれることに繋がった。つまり、ドイツのサモアに対する統治方針には不一致が生じていたのである。

ドイツ植民地形成期から、サモアはドイツの植民地となることを危惧していた。ハワイを中心とする連合国の建国、ニュージーランドによる保護、フィジーによる保護、往来するアメリカ船の増便といった4つの対策を考えており、それを通じてサモアの独立を維持しようとしていた現地住民の存在が確認できた。また、1889年には、サモア事件と呼ばれる、ドイツ海軍がサモアに上陸したことに対し、現地住民が抵抗を示した事件が起こった。

ドイツ植民地成立したことを契機に、サモアでは人種区分が設けられた。外国人に区分された者はドイツ植民地政府の直接支配下におかれ、ネイティヴに区分された者は「伝統的な政治制度に基づく自治を認められた。しかしながら、ネイティヴによる政治機関であるマロは、実質的にはドイツ植民地政府の支配下にあり、ドイツ植民地下においてサモアの首長たちはこれまでの権威や権限を侵食されていった。その結果、サモアの首長たちによって、ドイツ植民地政府に対する抵抗運動である、オロア・カンパニー運動と第一次マウ運動が引き起こされた。こうした混乱の中で行われたドイツの支配は、第一次世界大戦の開戦まで続くこととなる。

第3部「ニュージーランド統治下のサモアにおける第二次マウ運動」では、ニュージーランド統治政府に対する反統治運動である、第二次マウ運動に焦点を当てた。第二次マウ運動では、様々な立場のサモアの現地住民や海外に住むサモア人が、海外地域（イギリス、アメリカ、ドイツやニュージーランドなど）の政府や諸組織に嘆願を行った。1928年には、他の国際連盟委任統治領とともにサモアも国際連盟に対して嘆願を行った。この嘆願の中で、サモアは、輸出問題、ファイブレと施政官の関係、個人の所有地と共同耕作地のココナツの耕作をめぐる問題、教育プログラムをめぐる問題を訴えた。

運動の中心的人物であったネルソンは、インフルエンザ流行時の対応、施政官によるサモア人の追放、ニュージーランド首相と外務大臣による約束の不履行などの不誠実な対応に不満を訴え、議会において有効なサモア人の代表者の選出、サモア人と欧米人が対等な発言機会をもち、サモア人と欧米人双方に不満のない政治、イギリス本国による直接統治下のサモアの3点が実現されることを理想とした。

1930年代になると、ネルソン以外の人物も嘆願を行うようになった。ハワイに住むサモ

ア人は、インフルエンザ流行の際の対応、軍により多くのサモア人が殺されていること、黒い土曜日事件、税金の使途と約民の任用の 5 点を批判し、イギリス帝国下にありながらサモアが自治権を持つことを望んでいた。サモアの女性たちは、男性たちが不在の村で居住区が襲撃の出来事を記録し、国際社会に訴えた。また、第二次マウ運動の際に発行された新聞である『ニュージーランド・サモアの守護神』に確認できたように、プロパガンダに描かれた女性は、サモアの状況の悲惨さを国際社会に効果的に訴える役割を果たしていた。

1931 年には、サモアの首長たちも嘆願をおこなった。彼らは、ネルソンやハワイに住むサモア人、女性たちが訴えた内容に加え、ベルリン条約とヴェルサイユ条約の解釈について不満を述べた。1899 年のベルリン条約ではサモアの人々は自治権を有していた。それが、ヴェルサイユ条約の際に、いつの間にかサモアが自治権をもっていないかのように扱われているというのが、首長たちの言い分である。首長たちは、サモアの自治と独立を求めた。つまり、ニュージーランド統治政府に対する不満の内容と理想とするサモア像には、現地住民の立場によって違いがあったのである。

それにもかかわらず、彼らが第二次マウ運動において、サモアの現地住民が統合に向かった要因に、ニュージーランドの不手際によりサモアにインフルエンザが流行したという、インフルエンザ流行時の「記憶」とニュージーランド軍が銃を乱射した結果、サモア人高位首長ツプア・タマセセが死に至ったという、「黒い土曜日事件」の 2 つの共通の「記憶」が存在した。

ここまで、各「近代的」な政府ごとに内容を振り返った。ここからは太平洋諸島史研究に残された課題ごとに整理をしておく。1873 年から 1936 年のサモアにおける政治の「近代化」において、①サモアの現地住民が「近代的」な政府に対して示した反応（これは現地住民の多様性にも留意しながら捉える）、②サモアと海外地域の間で築かれた関係、③現代史との位置づけを通時的に捉えることにより、これら 3 点の変遷を描き出すことにする。

①サモアの現地住民が「近代的」な政府に対して示した反応：

「1870 年代サモア政府」の設置の過程では、サモアのネイティヴは、平和の実現のために中央集権化の達成された政府の設置を求めた。「1873 年憲法」は、欧米人のもたらしたものとサモアの先住民社会に存在したものが混在するなど、性質の異なるものが折衷されており、理解のしづらいものであった。その後、「1875 年憲法」への改定がなされ、「1870 年代サモア政府」はサモアの現地住民に支持されることとなる。欧米人の利害関係により、スタインバーガーが追放された際には、サモアの現地住民は H.M.S.バラクータを襲撃すると

いう行動に出た。また、「1870年代サモア政府」の分裂後には、タイムア・アンド・ファイプレを支持する者と「プレトゥア政府」を支持する者に分かれた。つまり、「1870年代サモア政府」の時期において、サモアの現地住民は、「1870年代サモア政府」を支持する、あるいは不支持という選択的行為によって反応を示し、スタインバーガーの追放時には、若干の嘆願行為は見られたものの、主に実力行使によって抵抗を示した。

ドイツ植民地期サモアでは、2度のドイツに対する現地住民の抵抗が確認できた。1度目は、ドイツ植民地形成期のサモア事件であり、2度目は、ドイツ植民地下の第一次マウ運動である。サモア事件は、ドイツ海軍の行動に対しサモアのネイティヴが抵抗を示したものであり、第一次マウ運動は、一見、ネイティヴの代表者を設け、彼らによる政治や権威を認めているようでありながら、実際には植民地政府による抑圧的な統治方針が維持されていたことに対する、首長たちによる抗議の運動であった。この時期になってもなお現地住民の反応は、実力行使をとまなう示威運動に現れる傾向にある。

ニュージーランド統治政府下では、第二次マウ運動が起こった。運動の目的や理想とするサモアには運動の参加者によって違いがあったが、サモアの現地住民の8割もが第二次マウ運動において統合し、参加した要因の1つには、インフルエンザの流行とサモアの高位首長がニュージーランド軍によって殺された（「黒い土曜日事件」）という共通の「記憶」があった。サモアの現地住民は、自らの不満をパレードやプロパガンダだけでなく、海外地域の政府や諸組織への嘆願という方法でも訴えた。この時期には、実力行使ではなく、嘆願という行為によってサモアの現地住民は要求を訴えるようになったといえる。

以上のことから次の3つの論点が導き出される。1点目は、3つのいずれの政府下においても、サモアの現地住民は受動的な存在ではなく、自らの理想を求めて、活動した能動的な存在（＝主体）であったということである。2点目は、サモアの現地住民は常に同じ意見をもつ人々だったわけではなく、サモアの現地住民の中にも多様性あるということである。このことは、「1870年代サモア政府」では、分裂後、タイムア・アンド・ファイプレを支持する者と、「プレトゥア政府」を支持する者に分かれ、第二次マウ運動の際は、現地住民の立場によって抱えている不満や理想とするサモア像に違いがあったことから導き出される。3点目は、いずれの政府においても、サモアの首長制の基盤がゆらぐと、政府が上手く機能しなかったり、現地住民によって抵抗が示されたりする傾向にあるということである。

②サモアと海外地域の間で築かれた関係：

「1870年代サモア政府」の設置や運営では、アメリカ領事、イギリス領事、ドイツ領

事、アメリカ合衆国特使を名乗るスタインバーガーなどの欧米人とサモアの首長たちとの協議が確認できた。また、後に王となるラウペパは、アメリカにおける人々の権利をめぐる問題についてよく知っており、アメリカを「自由と平等の国」と捉えていた。「1875 年憲法」にはアメリカ合衆国憲法とドイツのゴードフロイ社からの影響が確認できた。これらのことから、「1870 年代サモア政府」期には、海外地域の情勢を理解しているサモアの現地住民がいたということと、サモア内の「近代的」な政治にかんして欧米人と交渉をおこなうサモアの現地住民がいたということの 2 点が明確化された。

ドイツ植民地形成期において、ラウペパは、サモアがドイツの植民地とならないようにハワイ、ニュージーランド、フィジー、そしてアメリカの 4 つの地域に協力を仰ぐという 4 つの対策を考えていた。この時期には、サモア内で欧米人と交渉を持つにとどまらず、海外地域の情勢を理解し、その紐帯を戦略的に利用しようとしていたサモアの現地住民がいたといえる。

ニュージーランド統治政府の下では、サモアの現地住民の異なる立場の人々が、それぞれ海外の政府や諸組織に嘆願をおこなっていた。その中には、女性や海外地域に住むサモア人なども含まれており、従来の研究においては、ほとんど言及されてこなかった立場の人々も海外地域に対して嘆願を行うようになってきたことが明らかになった。ニュージーランド委任統治期には、様々な立場の人々が海外地域との関係を戦略的に利用したのである。

③現代史との位置づけ：

「1870 年代サモア政府」は、サモアにおいて最初の「近代的な政府」といえる。「1875 年憲法」施行以降の「1870 年代サモア政府」はサモアの現地住民に評価をされ、1962 年にサモアが独立し政府を設置する際には、憲法の内容や組織の構造が参考にされた。この時期は、サモアの現地住民が初めて「近代的」な政治制度に触れた時期でもある。マタイ制度から影響を受けたファイブレと王の選出方法は、「1870 年代サモア政府」を現地住民が受け入れる要因となった。

キャンベラ学派をはじめとする太平洋諸島史研究に残された課題の 1 つに、現代史が放置されていることがあげられる。これは、キャンベラ学派が、太平洋諸島民と欧米人の接触や植民地の形成といった 18 世紀から 19 世紀の出来事に注目する傾向にあったためであるが、第 2 部で扱ったドイツ植民地政府の設置時期は、20 世紀の初めにあたり、現代史の開始となる時期である。ドイツ植民地期にもドイツ植民地政府が首長権威に介入したことがきっかけで第一次マウ運動が起きた。

ニュージーランド統治期は、サモアの独立につながる反統治運動である第二次マウ運動が起きた時期である。サモアの首長たちは、運動の際に自治と独立を求めた。サモアの現地住民の中に、ファアサモア（「サモアのやり方」「サモア流」を意味する言葉）に基づく国家を作ろうとする動きが見られた時期といえる。第二次マウ運動の参加目的や理想とするサモアには、参加者の立場によって違いが見られた。それぞれ異なった目的や理想を持っていた理由にもかかわらず、彼らが統合していった理由の 1 つにインフルエンザの流行と「黒い土曜日事件」という共通の「記憶」の存在があった。特に「黒い土曜日事件」の「記憶」では、ニュージーランドの銃弾に倒れた高位首長ツプア・タマセセの存在が統合に一役を買った。

以上①～③の項目では、1873 年から 1936 年のサモアにおける政治の「近代化」について通時的に捉え、キャンベラ学派をはじめとする太平洋諸島史の抱える課題への現在の解答を示した。1873 年から 1936 年を通時的に捉えることにより、また、太平洋諸島史の 3 つの課題に答えることにより、以下 4 点のことを示すことができる。

1 つ目は、サモアの現地住民が海外地域の人々に訴えを起こす際の手法の変化である。「1870 年代サモア政府」においては、「近代的」な政府の受入を拒否する、また、バラクータへの襲撃など欧米人に対する実力行使が行われた。ドイツ植民地政府下においては、サモア事件での実力行使や第一次マウ運動における示威運動が確認できた。ニュージーランド統治期のサモアでは、実力行使ではなく、嘆願書を海外地域の政府や諸組織に提出するという手法がとられた。サモアの現地住民が海外地域の人々に訴えを起こす際の手法は、実力行使から段階を経て嘆願へと変化していったといえる。

2 つ目は、サモアの現地住民の行動範囲の広がりである。「1870 年代サモア政府」の時期には、サモアにいる欧米人と交渉を持ったり、彼らに対し抵抗を示したりする、サモアの現地住民の姿が確認できた。ドイツ植民地政府期になると、フィジー、ハワイ、ニュージーランドなど近隣の島の動向をも把握し、協力体制を整えようとするサモアの現地住民がいた。さらに時代が下り、ニュージーランド統治期になると、嘆願という手法を用い、サモアの外、つまり海外地域にまで、サモアの現地住民が働きかけるようになっている。サモアの現地住民から海外地域への働きかけが、当初はサモア内に滞在していた欧米人に対し主に行われていたのに対し、後には海外地域の政府や諸組織にサモアの現地住民が働きかけるようになっていったのである。

3 つ目は、サモアの現地住民が国際関係の中での主体として活動するようになったことで

ある。これは、2点目と重複する側面もあるが、サモアの現地住民の活動範囲が広がるにつれて、彼らが国際関係の中で自らの理想を求めて、活動するようになっていった。また、その過程で、ファアサモアという「サモアのやり方」「サモア流」を意味する言葉が、サモアの現地住民に重視されるようになった。さらに、ニュージーランド統治政府期には、女性までもが海外地域に対して嘆願を行っている。ここからは、女性までもが主体になったという、サモアにおける主体の広がりを読み取ることができる。

4つ目は、1873年から1936年を通じて、サモアにおいてマタイ制度や首長の存在は、政治の「近代化」が進もうとも残っていく、サモアの現地住民にとって欠かせないものであることが伺える。ただし、本研究で明らかになったのはここまでであり、マタイ制度や首長の存在が残り続けた理由については今後の課題としたい。

これまで、サモアの現地住民の存在は、歴史の中で十分に描かれてこなかった。歴史の中に彼らが書かれることがあっても、それは一部のエリートを太平洋諸島の地域研究の文脈でとらえたもの（彼らの島内での活動に注目したもの）か、欧米人の視点から描いたものであった。サモアを事例に、政治の「近代化」に巻き込まれた太平洋諸島の現地住民の実態と多様性を提示することに加え、当時の国際社会を太平洋諸島の現地住民の視点から描き出したこと、および太平洋諸島とそこに存在した現地住民を地域研究としてだけでなく、世界史の文脈にまで引き上げたことが、本研究の成果である。

追記

1936 年、ニュージーランド労働党が政権をとり、西サモアの統治に将来の独立を目標とするという新しい方針を示した³⁷²。1962 年の独立の際、サモアの人々が様々な制度の整備や取り決めるをする上で重要とし、今日まで大切にしてきた、ファアサモア（「サモアのやり方」「サモア流」を意味する）という言葉で表される原則が存在することは冒頭で述べた。独立の際に導入した選挙制度のあり方においても、ファアサモアは重視された。

独立の際、ニュージーランドは民主化の基準とされる普通選挙をサモアに導入することを目指した。しかし、ファアサモアでは称号を持たないものはマタイ（＝大家族の家長にあたる首長称号保持者）によって代表されるため、マタイとそうでない者が同等の権利を有す普通選挙は受け入れられなかった。サモアはマタイのみが選挙権・被選挙権を持つマタイ選挙制度をサモア流の民主主義として国連に主張し、認めさせたのである。

ところが、その後、サモアではマタイのみが選挙権を有するため、選挙対策のためのマタイが増加するという問題が起きた。本来ならば称号を得ることのない若者や女性、子どもまでもが称号保持者となる事態が発生したのである。マタイに誰もがなれるようになってしまうと、大家族をまとめ、村落運営をするのに適した人物とされ、一目を置かれてきたマタイの権威が揺らぎかねず、サモアにおいて秩序の維持を危機に陥れる可能性があった。そこで、マタイの増加を防ぐため、1990 年、被選挙権については変わらないものの、選挙権については普通選挙を導入することとなった。普通選挙導入後、各人に投票の権利を認めることこそがファアサモアであるとの見解を示す人々も増加した。ファアサモアがどうあるべきかという見解は時代によって変化しているようである。

2021 年 4 月、サモアで総選挙が行われた。ところが、この選挙では被選挙権を有する者が誰なのかと、女性議員の議席配分の規定をめぐり混乱が生じ、サモアは政治危機と呼ばれる事態に陥った。マタイのみが被選挙権を持つ現行の制度においても、選挙制度においては課題が残っていると言わざるを得ない。

1870 年代から始まったサモアにおける政治の「近代化」であるが、そのあり方は現在も

³⁷² 江戸淳子「西サモアの政治発展に関する一考察」『杏林大学外国語学部紀要』創刊号、1989 年、62 頁。

まだなお模索中あり、これからどうなっていくのかについては今後の展開を見守っていかなくてはならない。

史料・引用文献目録

(1) 史料

[欧文：一次史料]

British Foreign Office Confidential Prints (F. O. C. P. 2849) (FO881/2849) (PMB1003, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University)

London Missionary Society South Seas Letters [S. S. L.] (PMB1003, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University).

Lovett, R. (1899) *History of the London Missionary Society 1795-1895*, v.1, London: Henry Frowde.

Pacific Islands Monthly on 24 January, 1935.

Petition from Aivo Leota and other Samoan and Honolulu 25 May 1930.

Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/55, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)

Petition from "Anti-Slavery and Aborigines Protection Society" to the League of Nations. Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/63, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)

Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1928.

Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/59, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)

Petition from O. F. Nelson to League of Nations, 1930.

Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/58, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)

Petition from Samoans to Governments of United Kingdom and United States and Germany.

Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/62, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)

Petition from Samoans to the Kings.

Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/65, Record No. Ex1/60, Part1, Archives New

- Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)
- Petition from –Womens International League for Peace and Freedom, September.
- Archives Reference No. ACGA 8280 IT1/64, Record No. Ex1/52, Part1, Archives New Zealand: Te Rua Mahara o te Kāwanatanga. (2016 年 9 月 7 日閲覧)
- Records of the British Consulate, Samoa, Series4, Volume2 (B. C. S.) 4/2 (PMB1003, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University) .
- Samoa Constitution Order 1920 and Amendments.*
- Steinberger, A. B., *Report upon Samoa: or, the Navigation's Island, Made to the Secretary of State*, n.p. : Rarebooksclub.com, 2012.
- Stevenson, R. L.(2009), *A Footnote to History : Vailima Papers ; An Object of Pity*, Newcastle upon Tyne : Cambridge Scholars Pub.
- Taimua-Faipule Papers [T. F. P.] (PMB1003, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University).
- The Act 1923.*
- The New Zealand Guardian*, Alexander Turnbull Library (2016 年 9 月 16 日閲覧)
- The Samoan Offenders Ordinance 1922.*
- The Truth about Samoa.*
- <http://nzetc.victoria.ac.nz/downloads/NelTrut.pdf> (2015 年 7 月 22 日)
- Togafiti des Lauati (R-1004F, Reichsschutzgebiet Samoa, Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde) (2018 年 10 月 26 日閲覧)
- Turner, G.(1884) *Samoa, a Hundred Years Ago and Long Before: Together with Notes on the Cults and Customs of Twenty-Three Other Islands in the Pacific*, London: Macmillan.
- United State Congressional Papers [U. S. C. P.] (PMB1003, Pacific Manuscripts Bureau, Australian National University).
- 08/02/2020 *Samoans Remaining in China Tell of Life under Lockdown*, *Samoa Observer*.
- [邦文：一次史料]
- 大蔵省印刷局 [編] (1887～1894) 『官報』第 1171 号～第 3300 号.
- 海軍省医務局『海軍医事報告撮要.』第 9 号、海軍省医務局、1886 年。

志賀重昂『南洋時事』1887年、志賀重昂全集刊行会〔編〕『志賀重昂全集 第3巻』志賀重昂全集刊行会、1927年。

〔邦文：二次史料〕

ヴェー・ハー・ゾルフ『將來の植民政策』長田三郎〔訳〕有斐閣、1921年。

水交社〔編〕〔他〕『水交雑誌』1890年。

山脇敏一／山岡永知〔編・訳〕『新版対訳アメリカ合衆国憲法』国際書院、2002年。

(2) 引用文献

〔欧文〕

Bennett, J. A. (2021) “Fluid Frontiers and Uncertain Geographies: US Controls on Immigration from the Pacific, c. 1880–1950,” *The Journal of Pacific History*, Vol.56(3), pp.236-257.

Bemis, S. F. (1965) *A Diplomatic History of the United States*, New York, Chicago, San Francisco, Toronto, London; Holt, Rinehart and Winston, inc. .

Corris, P.(1973) *Passage, Port and Plantation: A History of Solomon Islands Labour Migration 1870-1914*, Carlton: Melbourne University Press.

Davidson, J. W. (1966) “Problems of Pacific History,” *The Journal of Pacific History*, Vol.1(1), pp.5-21.

Davidson, J. W. (1967), *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*, Melbourne: Oxford University Press.

Davidson, J. W. & Scarr, D. (1973) *Pacific Islands Portraits*, Canberra: Australian National University Press.

Dulles, F. R. (1969) *America in the Pacific*, New York; Da capo Press.

Eteuati, K. (1982) ‘Evaevage a Samoa: Assertion of Samoan Autonomy,’ unpublished, PhD thesis, The Australian National University, Canberra.

Field, M. J.(1984) *Mau: Samoa’s Struggle for Freedom*, Auckland: Polynesian Press.

Gilson, R. P.(1970) *Samoa, 1830-1900: The Politics of a Multi-Cultural Community*,

- Melbourne, London: Oxford University Press.
- Graves, A., "The Nature and Origins of Pacific Islands Labour Migration to Queensland, 1863-1906," in Shula M. and Peter R. (eds.) (1984) , *International Labour Migration: Historical Perspectives*, Hounslow, Middlesex: M. Temple Smith, pp.112-139.
- Graves, A., "Colonialism and Indentured Labour Migration in the Western Pacific, 1840-1915," in P. C. Emmer(ed.)(1986), *Colonialism and Migration: Indentured Labour before and after Slavery*, Dordrecht, Boston, MA, and Lancaster: Springer, pp.237-59.
- Keesing. F. M. (1934) *Modern Samoa: Its Government and Changing Life*, Allen and Unwin.
- Kennedy, P. M. (1973) *The Samoan Tangle: A Study in Anglo-German-American Relations 1878-1900*, Queensland: University of Queensland Press.
- Kerry, R. H. (1979), Pacific History in the 1980s: New Directions or Monograph Myopia?, *Pacific Studies* 3 (1), pp.81-90.
- Lal, B. V. (2007) "Pacific History Matters", *Journal de la Société des Océanistes*, 125, pp.193-200.
- Leckie, J. (2020) "Missing or Misdiagnosed? General Paralysis of the Insane, Yaws, and Syphilis in Fiji, 1884–1940," *The Journal of Pacific History*, Vol.55 (1), pp.37 -57.
- Macdonald, B., Now an Island is too Big: Limits and Limitations of Pacific Island History, in Monro, D. (ed.) (1996) *Reflections on Pacific Historiography*, special issue of *The Journal of Pacific Studies* 20, pp.23-44.
- MacQuoid, L. P. (1995) "The Women's Mau: Female Peace Warriors in Western Samoa," Plan B Paper, University of Hawaii.
- Maude, H. E. (1968) *Of Islands and Men: Studies in Pacific History*, Melbourne; Oxford University Press.
- McKay, C. G. R. (1957) "An Introduction to Samoan Custom, " *The Journal of the Polynesian Society*, volume 66, pp.36-43.
- Meleisea, M. (1987) *Lagaga: Short History of Western Samoa*, Suva: University of the South Pacific.
- Meleisea, M. (1987) *The Making of Modern Samoa: Traditional Authority and Colonial Administration in the History of Western Samoa*, Suva: Institute of Pacific Studies of

the University of South Pacific.

Moore, C. (1985) *Kanaka: A History of Melanesian Mackay*, Port Moresby: Institute of Papua New Guinea Studies and University of Papua New Guinea Press.

O' Brien, P. , (2017) *Tautai: Samoa World History, and the Life of Ta'ishi O. F. Nelson*, Honolulu: University of Hawaii Press.

Overlack, P. (1998) "German War Plans in the Pacific 1900-1914", *the Historian*, vol.60(3), pp.579-594.

Ridgell, R. (1995) *Pacific Nations and Territories: The Islands of Micronesia, Melanesia, and Polynesia*, Honolulu: Bess press.

Rigby, B. (1973) "Private Interests and the Origins of American Involvement in Samoa, 1872-1877," *The Journal of Pacific History*, vol8 (1), pp.75-87.

Rigby, B. (1988) "The Origins of American Expansion in Hawaii and Samoa, 1865-1900," *International History Review*, 10(2), pp.221-237.

Sanders, K. (1979) " ' The Middle Passage?' Conditions on the Labour Vessels from Queensland to Melanesia, 1863-1907," *Journal of Australian Studies* 5, North Melbourne: Victorian Historical Association, pp.38-39.

Saunders, K. (1982) *Workers in Bondage: The Origins and Bases of Unfree Labour in Queensland 1824-1916*, St. Lucia: University of Queensland Press.

Saunders, K., " 'The Workers' Paradox: Indentured Labour in the Queensland Sugar Industry to 1920," in Saunders, K (ed.) . (1984), *Indentured Labour in the British Empire*, London and Canberra: Croom Helm.

Sahlins, M. D. (1958) *Social Stratification in Polynesia*, Seattle: University of Washington Press.

Scarr, D. (1967) *Fragments of Empire: A History of the Western Pacific High Commission, 1877-1914*, Canberra: Australian National University Press.

Scarr, D. (1967) "Recruit and Recruiters: A Portrait of the Pacific Islands Labour Trade," *The Journal of Pacific History*, Vol.2(1), pp.5-24.

Shlomowitz, R.(1982) "Melanesian Labor and the Development of the Queensland Sugar Industry, 1863-1906," *Research in Economic History* 7, pp.327-361.

Shlomowitz, R.(1986), "The Fiji Labor Trade in Comparative perspective, 1864-1914,"

Pacific Studies 9: 3, pp.107-152.

So'o, A., *Democracy & Custom in Samoa: an Uneasy Alliance*, Suva: IPS Publications, The University of South Pacific, 2008.

Stathis, S. W. (1982) "Albert B. Steinberger: President Grant's Man in Samoa," *Hawaiian Journal of History*, volume 16, pp.86-111.

Stuart, P. C. (2007) *Planting the American Flag*, Jefferson, North Carolina, London: McFarland & Company.

Torodash, M. (1977), "Steinberger of Samoa: Some Biographical Notes," *The Pacific Northwest Quarterly*, vol.68, No.2, pp.49-59.

Wareham, E. (2002) *Race and Realpolitik: The politics of Colonisation in German Samoa*, Frankfurt am Main: Peter Lang.

Wendt, Albert, 1965, "Guardians and Wards: A Study of the Origins, Causes, and the First Two Years of the Mau in Western Samoa," M. A. thesis, the Victoria University of Wellington.

[邦訳文献]

モーリス・アルヴァックス『集合的記憶』小関藤一郎[訳]、行路社、1989年。

I・ウォーラーステイン『近代世界システム』全4巻、川北稔[訳]、名古屋大学出版会、2013年。(原著: Wallerstein, I. M. *The Modern World-System*.)

J・ギャラハー、R・ロビンソン「自由貿易帝国主義」G・ネーデル、P・カーティス[編] 『帝国主義と植民地主義』川上肇[他][訳]『帝国主義と植民地主義』御茶ノ水書房、1993年。(原著 Gallaher, J. & Robinson, R. "The Imperialism of Free Trade," Nadel, G. H & Curtis, L. P. (1953) *Imperialism and Colonialism*.)

アルフレッド・W・クロスビー『史上最悪のインフルエンザ——忘れられたパンデミック』みすず書房、2004年。

M・サーリンズ『歴史の島々』山本真鳥[訳]、法政大学出版局、1993年。(原著: Sahlins, M. D. (1985) *Islands of history*, Chicago: University of Chicago.)

J・A・シュムペーター『帝国主義と社会階級』都留重人[訳]岩波書店、1956年。(原著 Schumpeter, J. A. (1919) *Imperialism and Social Classes*.)

ピエール・ノラ『記憶の場——フランス国民意識の文化=社会史』全3巻、谷川稔[監訳]岩波

書店、2002 年-2003 年。

J・A・ホブスン『帝国主義論』上・下、矢内原忠雄[訳]岩波文庫、1951-1952 年。(原著 Hobson,

J. A. (1902) *Imperialism: a Study*, London; George Allen & Unwin Ltd.)

レーニン「資本主義の最高段階としての帝国主義」『レーニン全集』第 22 巻、大月書店、1923 年。

〔日本語〕

石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010 年。

大澤広晃「戦間期イギリスにおける「人道主義」と南アフリカ問題——反奴隷制および原住民保護協会の活動を中心に」『アカデミア』人文・自然科学編、第 12 号、2016 年、149-169 頁。

江戸淳子「西サモアの政治発展に関する一考察」『杏林大学外国語学部紀要』創刊号、1989 年。

北上大祐「現代アメリカ太平洋政策史に関する研究状況」『西洋史学論集』第 50 号、2013 年、97-112 頁。

甲斐素直「ニュージーランド初期憲法史」『法学紀要』2014 年、191-234 頁。

柄木田康之／須藤健一[編]『オセアニアと公共圏——フィールドワークからみた重層性』昭和堂、2012 年。

北川勝彦・平田雅博[編]『帝国意識の解剖学』世界思想社、1990 年。

木畑洋一『支配の代償——英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会、1978 年。

栗本英世／井野瀬久美恵『植民地経験』人文書院、1999 年。

国立民族学博物館[編]「オセアニア——海の人類大移動」昭和堂、2007 年。

後藤光男／山本英嗣「ニュージーランドの外国人参政権」『比較法学』46 巻 1 号、2012 年、43-70 頁。

小林泉／加藤めぐみ／石川栄吉[他]監修『新版オセアニアを知る事典』平凡社、2010 年。

指昭博『「イギリス」であること——アイデンティティ探求の歴史』刀水書房、1990 年。

竹内真人「イギリス帝国主義と南西太平洋の武器・労働交易」『三田学会雑誌』101 巻 3 号、2008 年、533(137)-556(160)頁。

東田雅博『大英帝国のアジアイメージ』ミネルヴァ書房、1996 年。

中村綾乃「ドイツ領サモアにおける「人種」と社会層——混合婚をめぐる議論を起点とし

て」田嶋信雄／工藤章[編]『ドイツと東アジア 1890-1945』東京大学出版会、2017 年、253-299 頁。

藤川隆男[編]『白人とは何か？——ホワイトネス・スタディーズ入門』刀水書房、2005 年。

藤川隆男『人種差別の世界史——白人性とは何か？』刀水書房、2011 年。

山本真鳥「ファレアタの地縁組織——サモア社会における称号システムの事例研究」『国立民族学博物館研究報告』9 巻 1 号、1984 年、151-189 頁。

山本真鳥『オセアニア史』山川出版社、2000 年。

山本真鳥「上からの統合、下からの統合——サモア社会の国民統合と村落構造」山本真鳥／須藤健一／吉田集而[編]『オセアニアの国家統合と地域主義』JCAS 連携研究成果報告 6、2003 年、317-354 頁。

山本真鳥「ジェンダーの境界域——ポリネシア社会の^{マン・ウーマン}男の女性」山本真鳥[編]『性と文化』法政大学出版局、2004 年、187-219 頁。

山本真鳥「オセアニア世界の植民地化と土地制度」小谷汪之／山本真鳥／藤田進『土地と人間——現代土地問題への歴史的接近』有志舎、2012 年、115-214 頁。

〔その他〕

'New Zealand in Samoa', URL: <https://nzhistory.govt.nz/politics/samoa>, (Ministry for Culture and Heritage), updated 2-Sep-2014.

謝辞

本論文の執筆にあたっては、多くの方の助けがあった。神戸大学大学院国際文化学研究科の先生方には様々な場面で的確なご指導をいただいた。特に、小澤卓也先生（現・神戸大学大学院国際文化学研究科教授）と窪田幸子先生（現・芦屋大学学長）には、博士後期課程の指導教員として、多くの助言と重要なご指導をいただいた。この他にも、筆者が学部時代、博士前期課程時代を過ごしたそれぞれの大学で出会った先生方にも、大変お世話になった。

史料調査をともなう本研究は、富士ゼロックス株式会社 2016 年度小林フェローシップ、平成 30 年度・平成 31 年度りそなアジア・オセアニア財団調査研究助成および JSPS 科研費特別研究員奨励費（課題番号 20J11872）助成を受けることによって可能になった。また、史料調査にあたり、サモア国立大学、スウェーデン国立公文書館、ドイツ連邦文書館（ベルリン）、ニュージーランド国立図書館、ニュージーランド国立公文書館の方々には、本当に暖かい協力を得た。

また、論文の提出の際には、非常勤先の大学の方々に日程調整等にご尽力いただいた。学部、博士前期課程、博士後期課程とそれぞれの大学で、研究生活を支えてくれる素敵な先輩、後輩、友人と出会えたことは、筆者にとって大きな財産となった。そして、サモアの方々がいなければ、本論文の執筆がなかったことは言うまでもない。

本論文を完成させるまでに多くの方々にお世話になった。これらすべての方々に、ここに記して感謝を申し上げる。

最後に、いつも遠くから筆者を見守り、時には研究者の先輩として助言をくれた両親と、小さい頃から筆者を笑顔で支えてくれた妹に、心からの感謝をささげたい。

2022 年 1 月 神戸にて

矢野涼子